

第55期佐賀地方最低賃金審議会委員名簿

令和6年7月19日

区分	氏名	現職	備考
公益代表委員	あんとか やよい 安徳 弥生	西九州大学健康福祉学部 社会福祉学科 学科長 教授	
	かい きょうこ 甲斐 今日子	国立大学法人佐賀大学 名誉教授	
	はやかわ ちづこ 早川 智津子	国立大学法人佐賀大学 経済学部 教授	
	まつもと 松本 さざり	松本公認会計士事務所 公認会計士・税理士	
	やすなが じろう 安永 治郎	弁護士法人 安永法律事務所 弁護士	
労働者代表委員	いらい ゆうじろう 岩井 佑二郎	UAゼンセン佐賀県支部 主任	
	ひがしじま みか 東島 美香	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 副事務局長	
	まつお かずひさ 松尾 和寿	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 事務局長	
	もろどみ けいご 諸富 敬悟	パナソニックインダストリー労働組合 中央執行委員兼佐賀 支部 支部執行委員長	
	やまくち こういち 山口 幸一	岩尾従業員労働組合 執行委員長	
使用者代表委員	にしおか たかし 西岡 剛志	佐賀県中小企業団体中央会 専務理事	
	はちや ひろし 八谷 浩司	佐賀商工会議所 理事・事務局長	
	はまむら けいすけ 浜村 圭介	株式会社SUMCO 生産技術本部 九州事業所 九州総務部 部長	
	ひらの ともこ 平野 智子	株式会社キャリアサプライ 代表取締役社長	
	ふくも ゆうじ 福母 祐二	佐賀県経営者協会 専務理事	

(五十音順)

佐賀地方最低賃金審議会佐賀県最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏名	現職
公益代表委員	かい きょうこ 甲斐 今日子	国立大学法人佐賀大学 名誉教授
	はやかわ ちづこ 早川 智津子	国立大学法人佐賀大学 経済学部 教授
	やすなが じろう 安永 治郎	弁護士法人 安永法律事務所 弁護士
労働者代表委員	いわい ゆうじろう 岩井 佑二郎	U A ゼンセン佐賀県支部 主任
	まつお かずひさ 松尾 和寿	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 事務局長
	もろどみ けいご 諸富 敬悟	パナソニックインダストリー労働組合 中央執行委員兼佐賀支部執行委員長
使用者代表委員	にしおか たかし 西岡 剛志	佐賀県中小企業団体中央会 専務理事
	ひらの ともこ 平野 智子	株式会社キャリアサプライ 代表取締役社長
	ふくも ゆうじ 福母 祐二	佐賀県経営者協会 専務理事

(五十音順)

第 4 4 4 回

佐賀地方最低賃金審議会資料

佐賀労働局労働基準部賃金室

目次

頁

1	佐賀県最低賃金の改正に係る意見等について	
	佐賀県弁護士会会長声明	1
	佐賀県労働組合総連合意見	4
	本件の最低賃金について（佐賀県）	8
	日本民主青年同盟佐賀県委員会要請書	9
2	中央最低賃金審議会答申	
	令和6年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）	
	別紙1 令和6年度地域別最低賃金額	
	改定の目安に関する公益委員見解	
	別紙2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告	
3	目安に関する小委員会配布資料（抜粋）	
	令和6年賃金改定状況調査結果	1
	生活保護と最低賃金	12
	地域別最低賃金額、未満率及び影響率	15
	物価指数(国内企業・輸入・消費者)	18
	妥結状況資料(春闘・夏季賞与等)	26
4	佐賀労働局賃金室作成資料	
	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	1
	業務改善助成金決定状況	2
	生活保護と最低賃金の比較について参考資料	4
	令和6年度地域別最低賃金改定後の影響率等	7
5	参考資料【委員からの追加要望資料】	
	改正諮問資料14ページ更新（日本商工会議所調査結果追加等）	1
	中小企業の賃金改定に関する調査結果(日本商工会議所等)	2
	求人賃金と求職者賃金（職業別）	
	（2024年6月度、佐賀労働局職業安定部）	19
6	令和6年度佐賀地方最低賃金審議会開催日程等	

資料 1

佐賀県最低賃金の改正にかかる意見等について

佐 弁 発 第 8 9 号
2 0 2 4 年 7 月 1 8 日

佐賀地方最低賃金審議会 御中

佐賀県弁護士会
会長 小 畑 雄一郎

会長声明の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、当会では下記の会長声明を發表しました。

ご多忙の折とは存知ますが、当該声明をご理解のうえ、趣旨を酌んだ
ご対応をお願い申し上げます。

敬 具

記

・ 大幅な最低賃金額の引上げ及び中小企業支援策強化を求める会長声明

以 上



大幅な最低賃金額の引上げ及び中小企業支援策強化を求める会長声明

- 1 佐賀地方最低賃金審議会は、2023（令和5）年8月18日、佐賀県内における最低賃金を47円引き上げて時間額900円とする答申を行った。この答申を受け、佐賀県労働局は、同年10月14日から時間額900円に改正することを決定した。

この引き上げは、引き上げ額及び引上げ率ともに全国で最も高いものであり、その結果、佐賀県での最低賃金額は、九州地方において2番目に高い水準となった。このことは、近時の物価高騰等への対策や賃金を確保することで人材の流出を防ぐという点で評価できる。

- 2 しかしながら、時間額900円は、全国加重平均額との差額は104円、東京都の最低賃金額との差額は213円と大きい。また、隣県である福岡県の最低賃金額との差額は41円あり小さくない。賃金に関する地域間格差はいまだ解消されていない。

また、佐賀県の現在の時間額で労働者が1か月173時間（法定労働時間週40時間とした場合の月労働時間）稼働しても、賃金額は月収15万5700円、年収186万8400円にしかならず、いまだワーキングプアのラインとされる年収約200万円にも及ばない。そのため、現在の水準でも、いまだ労働者の生活の安定は確保できないと言わざるを得ない。

上記に加え、近時の円安等の影響による引き続く物価高騰等に照らし、本年も昨年に増して最低賃金額を引き上げる必要がある。

- 3 一方で、最低賃金額の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、最低賃金額を引き上げても円滑に事業を継続し、雇用の維持が図れるよう十分な支援策を講じることも必要である。

各種税負担や社会保険料の事業主負担部分の軽減等具体的な措置等のほか、賃上げそれ自体を支援するような支援策や、中小企業とその取引先企業との間

で人件費の転嫁を含めた適正な取引が確保されるための取引適正化支援等、長期的継続的に中小企業支援策を強化する必要がある。

- 4 以上から、当会は、佐賀地方最低賃金審議会に対し、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、本年度、さらなる最低賃金額の引上げを答申すべきであること、及び、国に対し、中小企業支援策の強化をそれぞれ求める。

2024年（令和6年）7月18日

佐賀県弁護士会

会長 小畑 雄一郎

2024年7月22日

佐賀最低賃金審議会 御中

佐賀県労働組合総連合

議長 北野三修

2024年度佐賀最低賃金額改定の日安検討にあたっての意見書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様から敬意を表します。今年度の佐賀最低賃金の改定に関わる日安のあり方について、佐賀県労働組合総連合（佐賀県労連）として署名の提出と合わせ、以下のとおり意見を述べ、検討に反映されるよう求めます。

日安検討にあたっての要請

1. 佐賀の最低賃金を1,000円以上に引き上げること。
2. 一人ひとりが人間らしく暮らせる最低賃金の水準について議論を尽くすこと。
3. 都市部への人口流出を防ぐため、最低賃金の地域間格差をなくすこと。
4. 最低賃金の支払いを可能とするため、県内の中小企業・小規模事業所のおかれている実態をもとに、中小企業・小規模事業所の支援策を政府・関係各機関に対して求めること。

要請の趣旨

1. 異常な物価高騰から労働者の暮らしを守るため、大幅な引き上げを求めます。物価高騰の支出は、消費税と同じように低所得者ほど負担割合が大きく、最低賃金近傍で働く労働者への影響は深刻なものとなっています。少なくとも物価高騰に見合う最低賃金の引き上げで労働者の生活を守ることが緊急の課題です。

2024年春闘では、大手企業の正社員を中心に近年では最高の大幅引き上げとなりました。非正規労働者にも昨年を上回る大幅引き上げが必要です。岸田首相は3月28日、2024年度予算の成立を受けて記者会見し、政府としても物価高騰の中で大幅賃上げがカギであることを主張しました。また今年1月に経済同友会の新浪代表幹事は、最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要があると主張し、医療や介護、小売りなど人材不足が深刻な業種で人材を確保するためには大胆な目標を掲げる必要があるとの考えを示しました。経済界からも最低賃金の大幅引き上げの声があがっています。



世界に目を向けると、物価高騰のなかで次々に最低賃金を引き上げています。米国ワシントンで 2,069 円、オーストラリアで 1,959 円と佐賀の倍以上、隣の韓国も 1080 円となり、日本の平均を超えています。いまの日本が、いわゆる「安い国に」なり下がっている原因が、この最低賃金の低さにあります。大企業優遇政策を進めた結果、派遣、パートなど非正規労働者の増大によって広がった貧困と格差は、「失われた 30 年」といわれるように社会基盤を脆弱化させ、少子化や人口減少など日本全体に大きな影を落としています。持続可能な地域社会とするために最低賃金の大幅引き上げが必要です。

2. 最低賃金 900 円では、まともな生活を送ることはできません。1 日 8 時間、週 40 時間働いても 15 万円程度、年収でもおよそ約 180 万円にしかならず、「ワーキングプア（働く貧困層）」の水準です。実際、最低賃金近傍で働く労働者の実態は過酷なものとなっています。家賃や食費や水道光熱費を払えば手元に残るお金はほとんどなく、まともな食事をとることさえできません。また社会活動、交流が閉ざされてしまい、この結果、晩婚化や少子化、消費購買力の低下など地域社会が抱えている問題を誘発してしまいます。

この間、全国労働組合総連合（全労連）がとりくんだ最低生計費試算調査は、これまでに 4 万 8 千人余りが参加し、人間らしくまともな生活を営むためには、月に 23 万円から 25 万円、時給に換算するとによると、1,500 円から 1,700 円の賃金が必要だと科学的データとして示しています。

私どもが 2019 年に佐賀県で実施した同調査でも、佐賀市内（本庄町）において憲法が保障する最低限での生活をするには、男性で月額 241,972 円（税・社会保険料込み）、女性で月額 242,732 円、年額に換算すると約 290 万円が必要であり、ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間（月 150 労働時間）で換算してみると、男性で 1,613 円、女性で 1,618 円が必要であるという結果となっています。この調査後には消費税の増税、コロナ禍、物価高騰などの要因が加わっており、現在ではさらなる金額が必要になっていると考えます。最低賃金は、憲法が求めているよう「健康で文化的な」生活ができる金額に設定することを求めます。

3. 佐賀県の人口流出に歯止めをかけるため最低賃金の大幅引き上げは急務です。昨年は当審議会のご奮闘により、全国でも最も高い引き上げとなりました。しかし、東京で 1113 円、お隣福岡も 941 円と依然として格差が大きく、特に佐賀県東部や北部は隣接する福岡と生活圏が同じであり、最低賃金額が高い福岡へ若

い人を中心に人口が流出しやすい一因になっています。

先述した、最低生計費試算調査・福岡市（2018年）の結果では、男性で月額227,536円、女性で月額236,621円と、福岡市内で生活する方が、佐賀市内で暮らすよりお金がかからないという結果となりました（主たる要因は交通費で交通網が整備されている福岡の月額は15,613円《男性》、自家用車が必要な佐賀は月額41,856円《男性》）。にぎやかな都市で暮らしたいと考える若者は多く、さらに生計費も安く、賃金も高いのであればなおさらです。若者をはじめとした地方の人口流出、減少を防ぐため、格差是正に向けた引き上げを求めます。

4. 日本の企業の99.7%が中小零細企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。中小企業の多くは、賃金を大幅に引き上げる体力を持ち合わせていません。地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められています。

佐賀県では当支援策として「佐賀型賃金UPプロジェクト」「価格転嫁の円滑化に関する連携協定」が実施されています。また山形県や岩手県でも同趣旨で賃金を引き上げた企業に対し、直接的な金銭支援がおこなわれるなど、全国で支援策がおおきく広がっています。これらを踏まえ、さらに現場の声を反映した制度に改善されるよう、当審議会での議論とともに、改善に向けた関係機関への要請をお願いし意見書とします。

以上

2024年7月17日

佐賀県の最低賃金の 改善に関する要請書

佐賀労働局局長殿
佐賀地方最低賃金審議会会長殿

2606筆



取扱団体 佐賀県労働組合総連合（佐賀県労連）
連絡先 tel 0952-37-3577

本県の最低賃金について

近年県内の様々な業種で人材が不足しており、若者の県内定着及び UJI ターンの促進は、本県産業の振興、そして佐賀県の発展に極めて重要な課題となっています。

その原因として、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少に加え、本県では男女ともに 15 歳～24 歳の多くが就職や進学等を機に県外に流出していることが挙げられます。

そのため、県では、この直面する課題に対して、高校生の県内就職率 65%以上を目指す「プロジェクト 65+」、UJI ターン人材確保、大学・短大・専門学校生と県内企業との交流会「サガシル」など、人材確保に全力で取り組んでいます。さらに、県立大学の設置を進めるなど、「人を大切に世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念として県政を推進しています。

本県産業が未来に向かって発展・成長していくためには、賃金の引き上げなど「人」への投資が不可欠です。しかし、原材料やエネルギー価格の高騰など中小企業にとっては、大変厳しい経営環境にあります。

県は、昨年 10 月の最低賃金改定を受け、県内中小企業の生産性や付加価値向上を支援する「佐賀型賃金 UP プロジェクト」を直ちに立ち上げました。また、本年 3 月には中小企業の適切な価格転嫁を支援するために、県内経済団体等の関係機関と連携協定を締結しました。さらに、6 月には専門家による伴走支援プロジェクトをスタートし、価格転嫁を強力的に推し進める施策を実施しています。このように、生産性や付加価値の向上、価格転嫁を後押しすることによって、企業が賃上げの原資を確保するための支援を行っています。

昨年度の改定では、本県の最低賃金は全国最大の上げ幅となりましたが、都市部や隣接する福岡県の最低賃金とは未だ大きな差があります。

優秀な人材が県内企業で活躍し、本県産業が未来に向かって大きく発展・成長できるように、地域別最低賃金の改定に向け、佐賀県が抱える地域課題を踏まえた御議論を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 7 月 24 日

佐賀地方最低賃金審議会会長 様



佐賀県知事 山口 祥義

2024年7月24日

佐賀労働局長 城寿克 様

佐賀地方最低賃金審議会会長 甲斐今日子 様

日本民主青年同盟佐賀県委員会

委員長 児玉拓也

最低賃金額の1500円への引き上げを求める要請書

長引く物価高騰で、国民の暮らしが深刻な状況になっています。とりわけ青年、学生の置かれた状況は深刻です。

「夏休みに福岡に出稼ぎに行く」「食費を一番削っている」「生活費が高いので困っている」「経済的に余裕がなく苦しい」「物価が上がったがバイトの時給が変わらないのでまえより生活が苦しくなっている」――私たち民青同盟佐賀県委員会には、多くの学生から窮状の声が寄せられています。

また、「実質賃金」が26か月連続で減少し、物価高騰に賃金が全く追いついていません。青年労働者の約5割は非正規雇用です。「奨学金の返済がきつい」「低賃金で、結婚も子育ても展望がもてない」等、切実な声が渦巻いています。

日本の最低賃金は1004円（全国加重平均）でフランスやドイツ、イギリスや米ニューヨーク州の5～6割にとどまり、また、韓国の1010円を下回っています。深刻な物価高騰対策として、フランスやドイツは昨年、最低賃金を3回引き上げました。政府が今年目標としている平均1000円では物価高騰に追い付きません。人間らしく生活するために1500円に向けた大幅引き上げが急務です。

佐賀県の地域最低賃金は900円で東京都との格差は213円です。全国労働組合総連合（全労連）の都道府県組織による「最低生計費」調査によると、全国どこでも、時給1500～1700円必要という結果になっています。

中央最低賃金審議会が示した引き上げ額の「目安」では、Aランクが一番高く、地域間格差がまた拡大し、地方の人口流出に拍車をかけることになります。

最低賃金の大幅増額は、県民の暮らしの面からも、佐賀県と日本経済全体の底上げのためにも急務です。よって、以下の事項を要望します。

【要請項目】

- 1、最低賃金を時間額1500円に引き上げること。
- 2、生計費原則にもとづく全国一律の制度とすること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げにあたっては、社会保険料の軽減など、赤字企業を含め賃金を引き上げられる環境を整えること。



以上

意 見 書

令和6年7月8日貴会が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、公示した県最低賃金の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

- 1、最低賃金を時間額1500円に引き上げること。
- 2、生計費原則にもとづく全国一律の制度とすること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げにあたっては、社会保険料の軽減など、赤字企業を含め賃金を引き上げられる環境を整えること。

令和6年7月24日

提出者

住所 佐賀県佐賀市若楠2丁目8-4 ファミール若楠d101

氏名 児玉拓也

佐賀地方最低賃金審議会会長 甲斐今日子 殿

資料 2

中央最低賃金審議会答申

令和6年7月25日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、

創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和6年7月24日

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見ると平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事

業」の影響で一定程度押し下げられている（「総合」では、6月は0.25ポイント押し下げられていると試算されている）。

加えて、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.8%から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.10%、中小でも4.45%となっており、昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る5.74%となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.58%、中小企業では3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で3.62%、20人以下の企業で3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で3.43%、20人以下で3.88%となっている。

賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.8%となっており、これも昨年の結果（2.5%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6～9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和4年度は資本金1,000万円以上で65.0%、資本金1,000万円未満で84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は、資本金1,000万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業で4.5%、非製造業で5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和4年度では製造業で6.28ポイントの差、非製造業で3.82ポイントの差だったのに対し、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和6年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和5年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約3ポイント増加(16.9%→19.6%)、一部でも価格転嫁できた割合は約4ポイント増加(63.0%→67.2%)し、転嫁状況は一部では好転する一方、1～3割しか価格転嫁できなかった割合は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約2割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業(59.5%)のうち、その約7割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約1割(8.8%)の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかった」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2

年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和5年においては感染拡大前の水準まで増加し8,690件となっており、また、令和6年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、484件（前年同期375件、29.1%増）発生しており、年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適切と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加

え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の見安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては5.0%(50円)を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円(4.6%)、Bランク50円(5.2%)、Cランク50円(5.6%)とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は80.2%から81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執

行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要

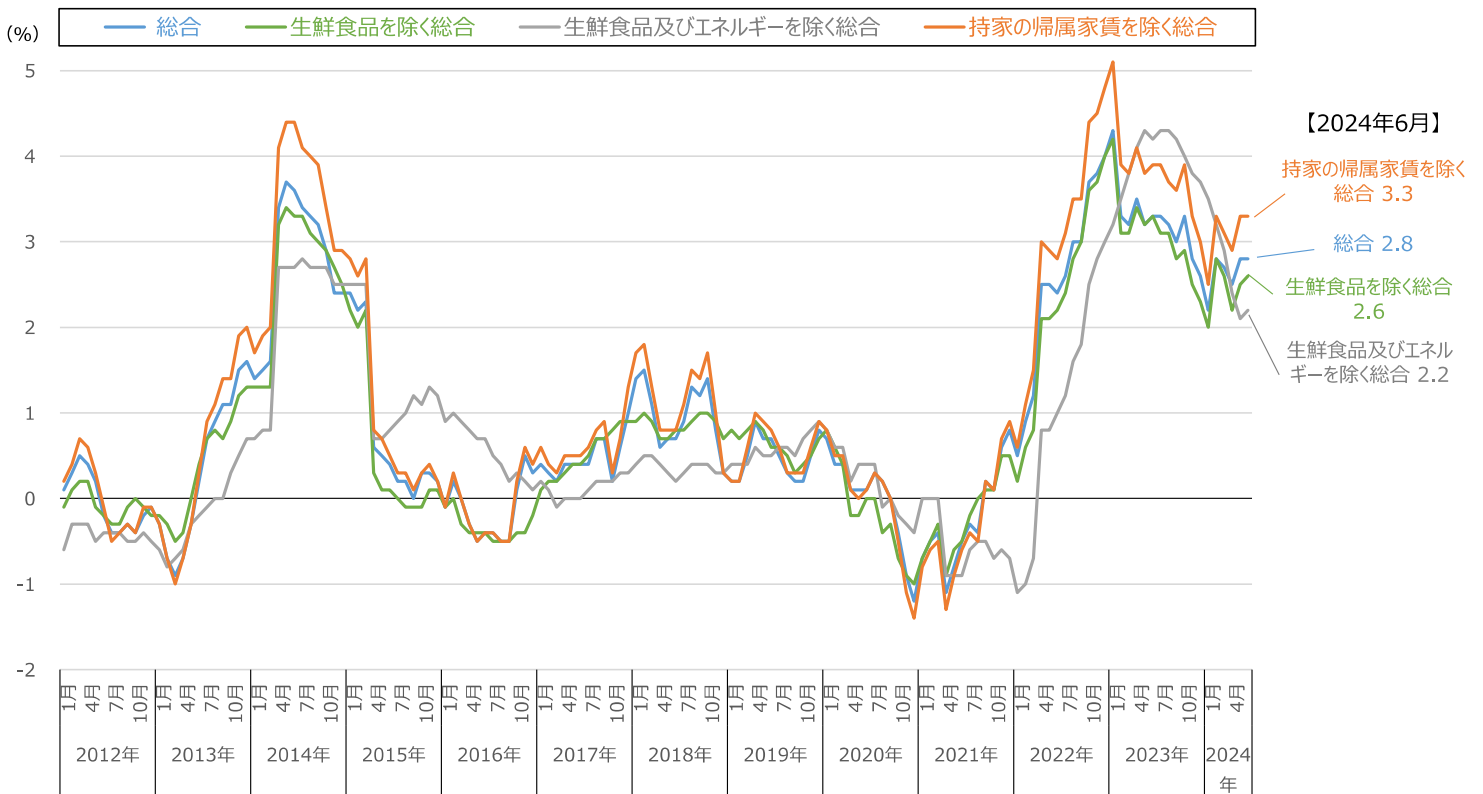
である。

参考資料

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

- 2024年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている(いずれも対前年同月比)。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3	3.2
A ランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2	3.0
B ランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4	3.2
C ランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

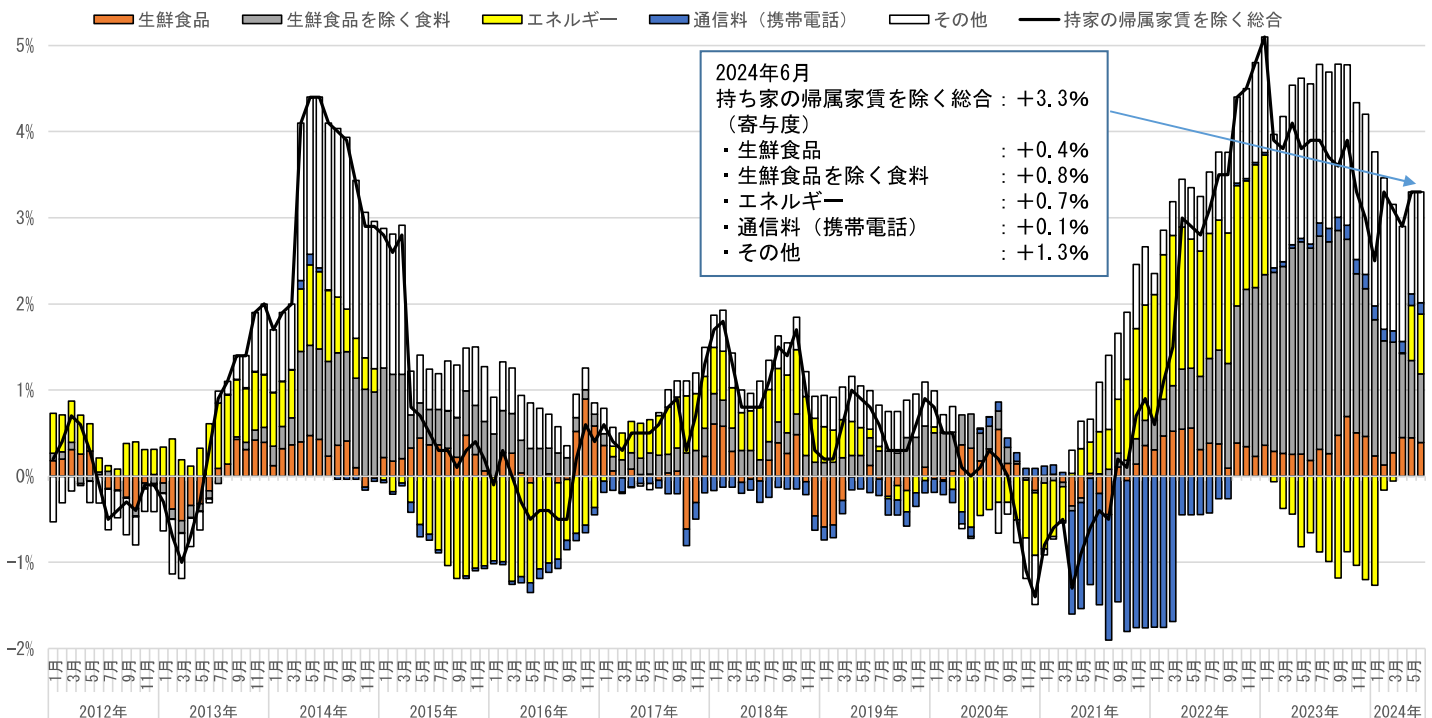
3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

4 「2023年10月～2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

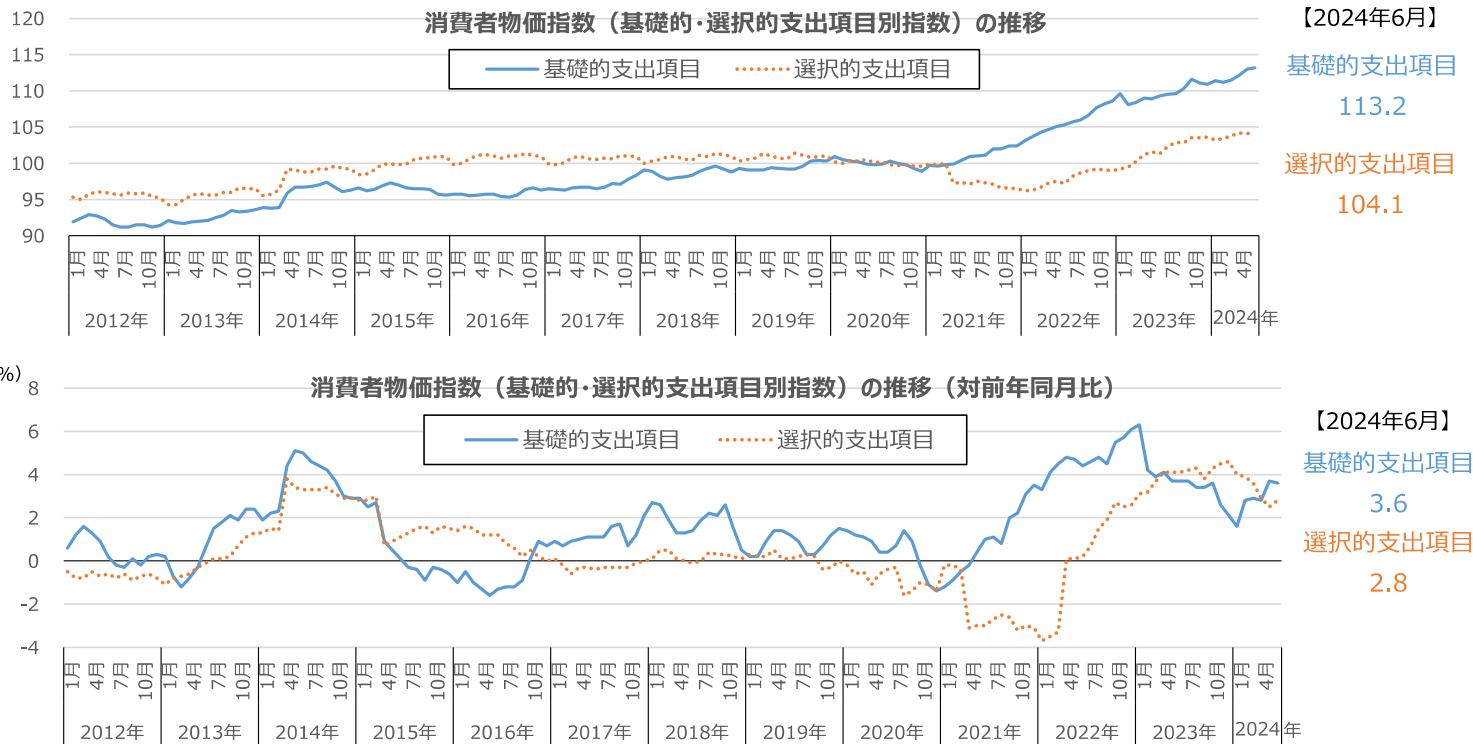
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

電気・ガス価格激変緩和対策事業

（総予算額：3兆7,490億円 うち2022年度第2次補正：3兆1,074億円、2023年度補正：6,416億円）

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。
- 当該措置は2024年5月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小する。

値引き単価

2024年4月使用分まで

<電気>

低圧：3.5円/kWh
 高圧：1.8円/kWh

<都市ガス>

15円/m³
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

2024年5月使用分

<電気>

低圧：1.8円/kWh
 高圧：0.9円/kWh

<都市ガス>

7.5円/m³
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

- 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となっている。2023年2月～9月は-1.01～-0.98、2023年10月～2024年5月は-0.49～-0.48で推移していた。

消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果(寄与度)試算値

2023年											2024年					
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
-1.01	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00	-0.99	-0.99	-0.98	-0.49	-0.49	-0.49	-0.48	-0.49	-0.49	-0.48	-0.48	-0.25

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス価格激変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1～8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1㎡当たり30円

2023年9月～2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1㎡当たり15円

2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1㎡当たり7.5円

※都市ガスは年間契約量が1,000万㎡未満の家庭や企業等が対象

6

消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均	2022年10月～ 2023年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	8.3	6.4	6.6	5.6	4.8	4.8	4.5	4.0	3.5	5.4	4.8

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

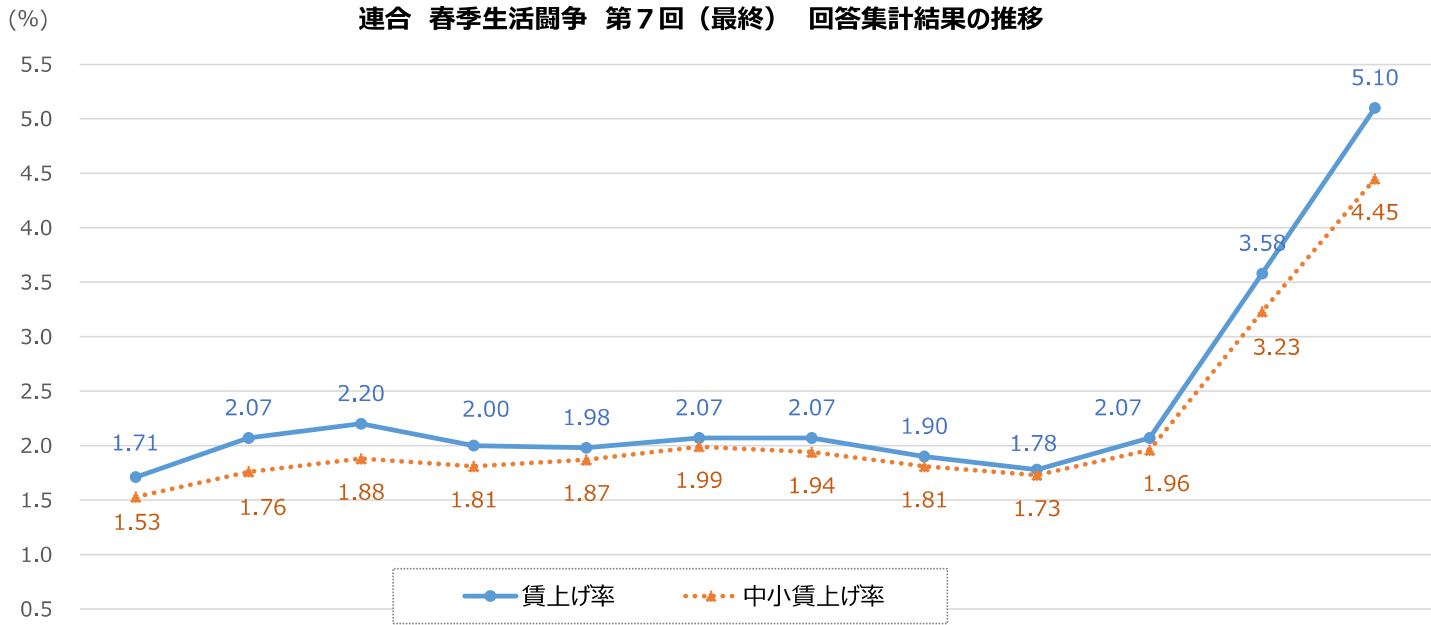
食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉(国産品)	きゅうり	茶飲料
豚肉(輸入品)	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ(国産品)	バナナ	

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

7

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.10%(中小賃上げ率は4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45

(資料出所) 連合「2024春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2024年7月3日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

連合 春季賃上げ妥結状況(有期・短時間・契約等労働者)

連合(有期・短時間・契約等労働者)

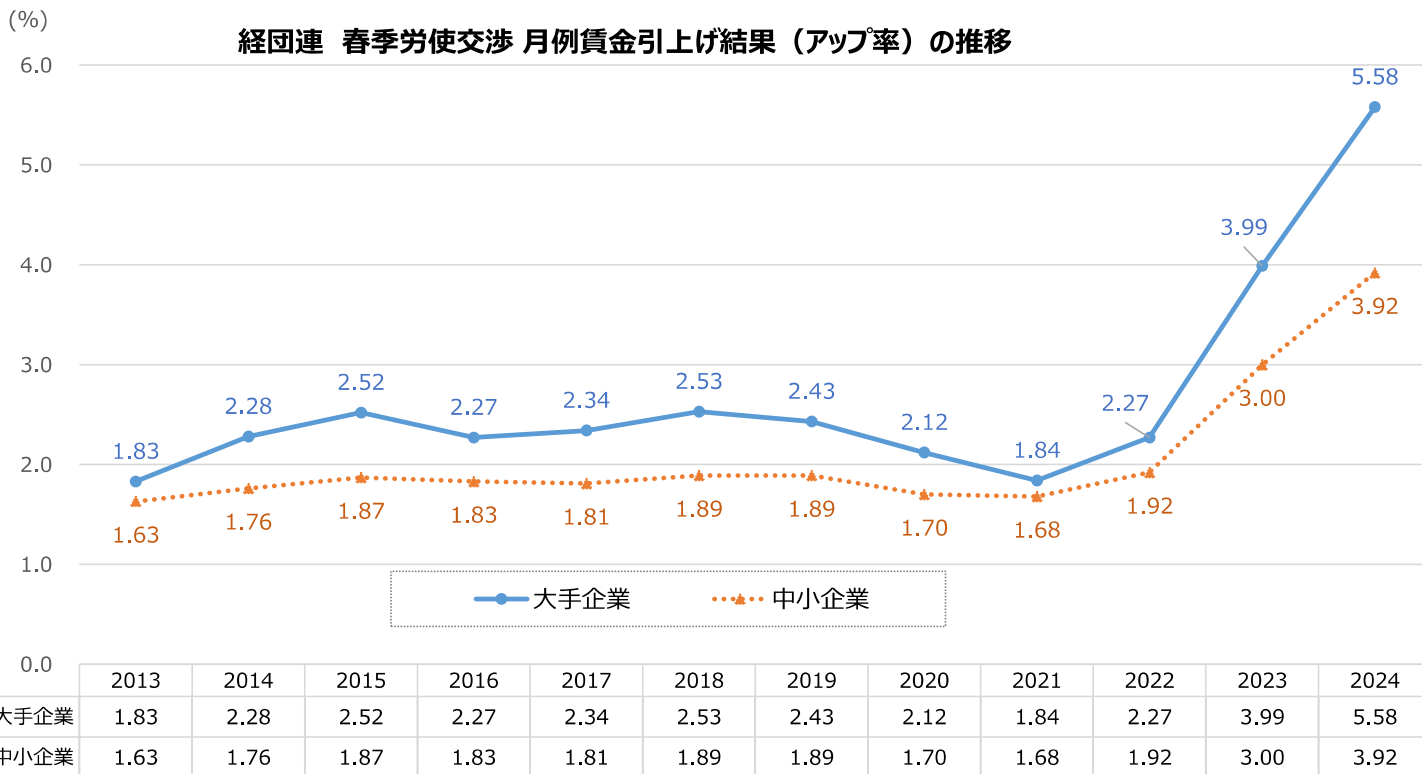
第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)

		単純平均		加重平均	
時給	386組合 885,369人	賃上げ額	53.78円 (39.74円)	62.70円 (52.78円)	
		引上げ率	—	5.74% (5.01%)	
		平均時給	1,148.92円 (1,091.78円)	1,155.02円 (1,095.67円)	
月給	146組合 27,845人	賃上げ額	9,137円 (6,647円)	10,869円 (6,828円)	
		賃上げ率	4.23% (3.09%)	4.98% (3.18%)	

(注) ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%（第1回集計）、中小企業3.92%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

10

日商 中小企業の賃金改定に関する調査

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

		(加重平均)	
正社員 (月給)	全体	9,662円	
	1,586社		3.62%
	20人以下	8,801円	
	709社		3.34%
パート・ アルバイト (時給)	全体	37.6円	
	1,070社		3.43%
	20人以下	43.3円	
	450社		3.88%

- (注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

11

賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	
	6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			
男 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
女 計	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
	計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2
計	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
	計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8

賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	
	6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			
一般 パート 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
一般 計	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
	計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3
パート 計	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,056	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
	計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

賃金改定状況調査結果第4表③

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 業態 形態 ラング	産業計																								製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率																					
	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月																						
	R5年		R6年		R5年		R6年		R5年		R6年		R5年		R6年		R5年		R6年		R5年		R6年		R5年		R6年		R5年		R6年																					
計	A	1,611	1,655	2.7	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2																			
	B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6																			
	C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6																			
	計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4																			
男	A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2																			
	B	1,599	1,639	2.5	2.3	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4																			
	C	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,455	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0	1,215	1,263	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,511	1,583	2.7	2.4																			
	計	1,680	1,723	2.6	2.3	1,674	1,720	2.7	2.4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8	1,363	1,400	2.7	2.4	1,532	1,569	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3																			
女	A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,305	1,349	3.4	2.8	1,423	1,460	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3																			
	B	1,237	1,277	3.2	2.5	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9																			
	C	1,141	1,176	3.1	2.8	993	1,030	3.7	3.1	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.5	1,036	1,083	4.5	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9																			
	計	1,302	1,342	3.1	2.6	1,191	1,231	3.4	2.8	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3	1,108	1,143	3.2	3.8	1,211	1,256	3.7	2.3	1,447	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6																			
一般	A	1,836	1,885	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3																			
	B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3																			
	C	1,371	1,418	3.4	2.7	1,326	1,375	3.7	3.0	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6	1,250	1,282	2.6	2.1	1,225	1,269	3.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2																			
	計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2.7	2.6	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3																			
パート	A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1																			
	B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4																			
	C	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3.7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9																			
	計	1,187	1,224	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8																			

（資料注）第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%）。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、%）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常利益	規模計	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800
	前年度比	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5
	資本金規模1,000万円以上	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804
	前年度比	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8
	" 10億円以上	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614
	前年度比	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8
	" 1億円～10億円	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904
	前年度比	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6
	" 1,000万円～1億円	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286
	前年度比	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0
" 1,000万円未満	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	
前年度比	34.3	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	
売上高経常利益率	規模計	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0
	資本金規模1,000万円以上	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4
	" 10億円以上	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6
	" 1億円～10億円	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0
	" 1,000万円～1億円	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5
	" 1,000万円未満	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

		令和4年				令和5年				令和6年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279
	前年同期比	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1
	〃 10億円以上	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516
	前年同期比	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2
	〃 1億円～10億円	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086
	前年同期比	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1
	〃 10億円以上	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8
	〃 1億円～10億円	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5
	〃 1,000万円～1億円	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2
	前年同期比	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8
	〃 1,000万円未満	8.1	8.2	8.3	8.0	8.2	8.6	9.1	8.4	8.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

16

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

(単位：%)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	規模計	68.8	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	2,941,615
	資本金規模1,000万円以上	67.0	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	909,127
	〃 10億円以上	55.0	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	4,738
	〃 1億円～10億円	69.1	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	25,894
	〃 1,000万円～1億円	76.4	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	878,495
	〃 1,000万円未満	81.1	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	2,032,488

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

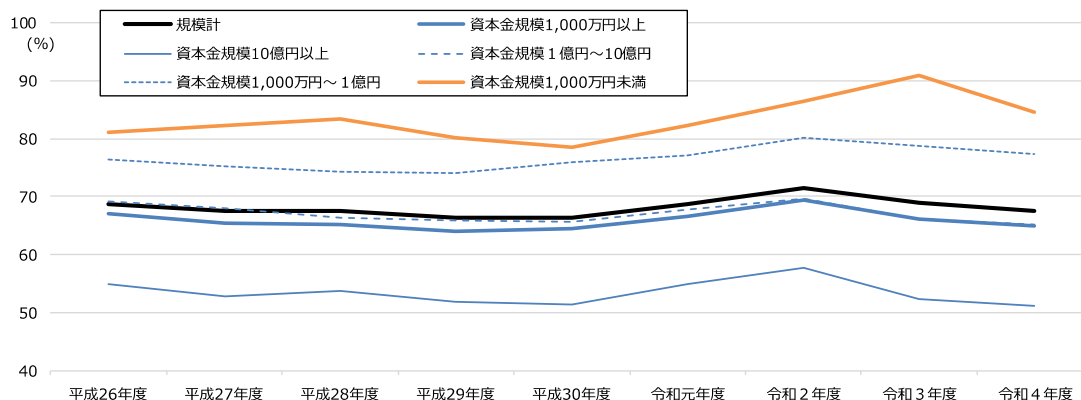
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額。

付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課 + 営業純益。

人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費。



17

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
			前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
平成 25 年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
平成 30 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和 元 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
令和 2 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
令和 3 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
令和 4 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

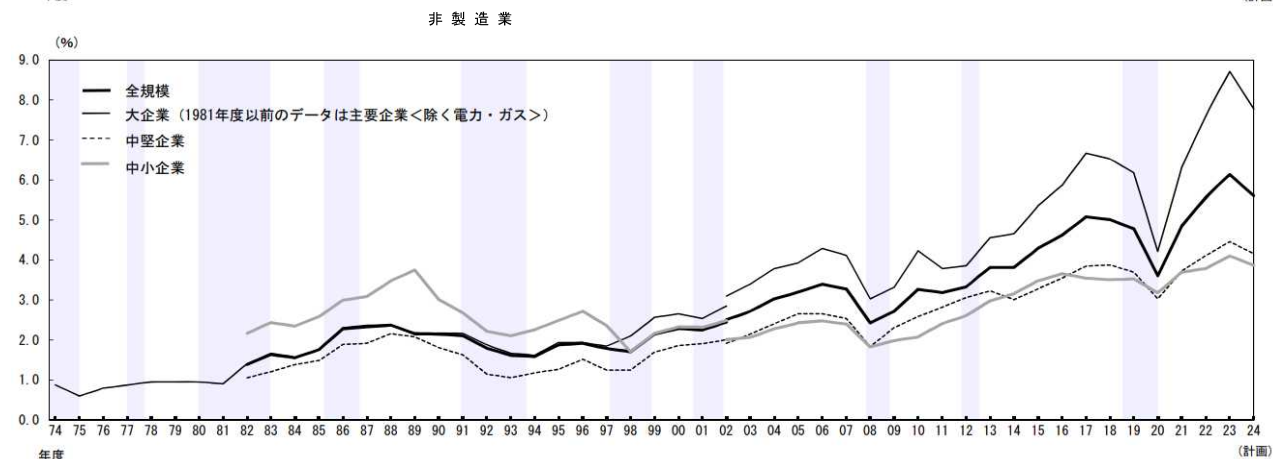
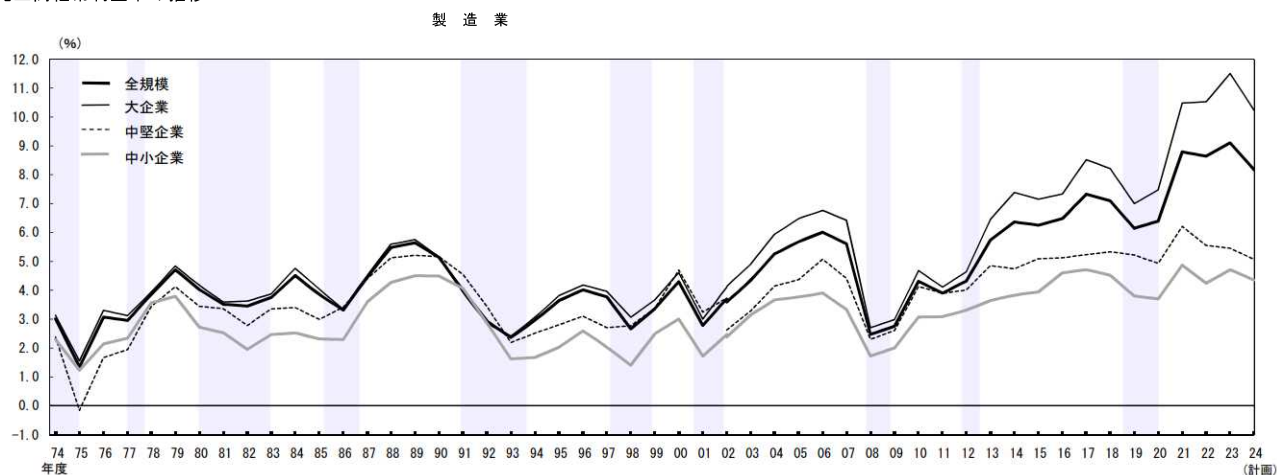
付加価値額 = 営業純益(営業利益-支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

18

売上高経常利益率の推移(日銀短観)

▽売上高経常利益率の推移



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)(2024年6月調査)

19

(%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	9.10	8.17
	非製造業	4.85	5.57	6.14	5.61
大企業	製造業	10.48	10.52	11.50	10.23
	非製造業	6.31	7.61	8.71	7.78
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.45	5.07
	非製造業	3.73	4.11	4.46	4.16
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.71	4.35
	非製造業	3.70	3.79	4.10	3.87

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

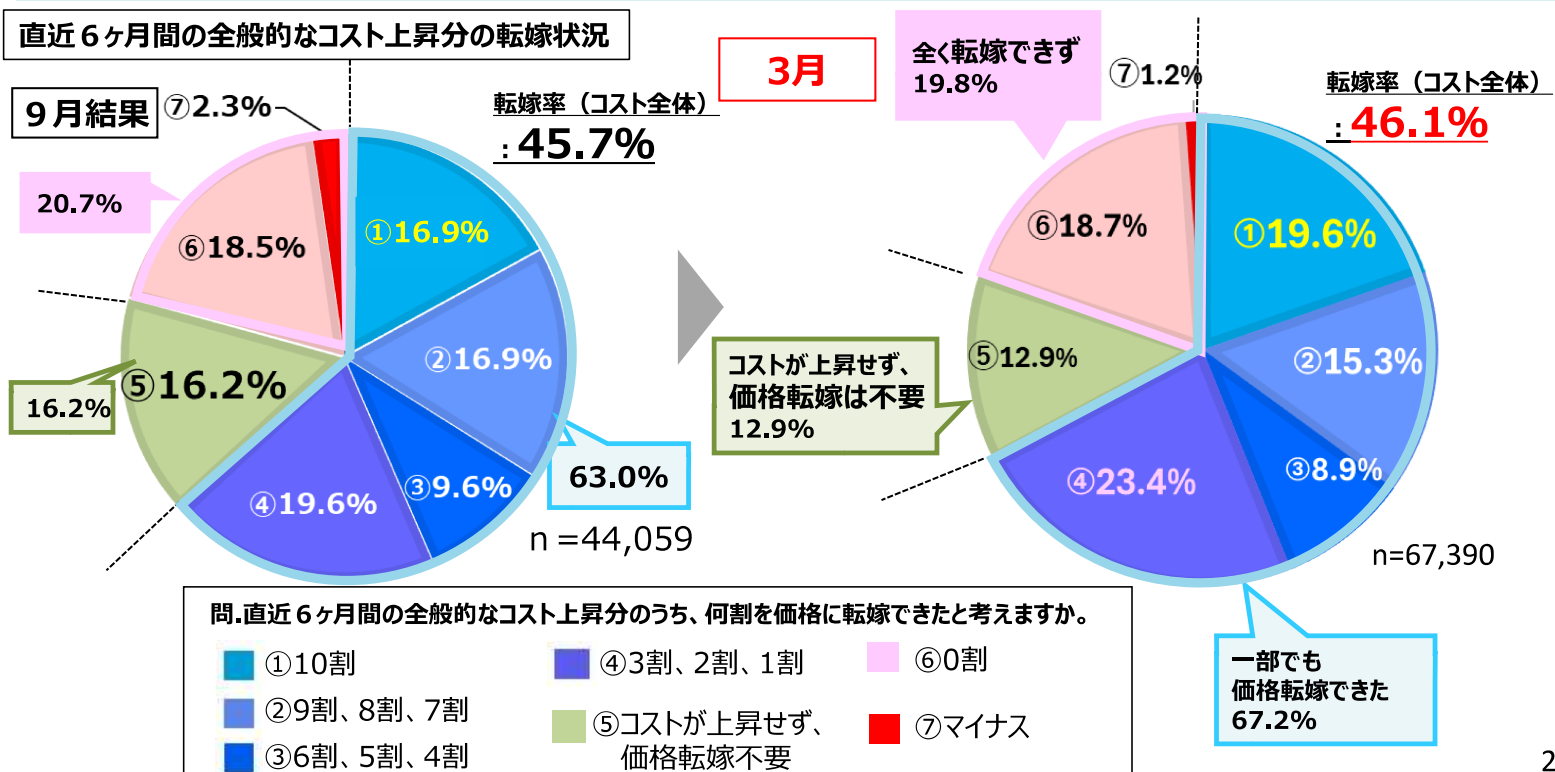
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

20

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- **コスト全体の価格転嫁率は46.1%**、昨年9月より微増(45.7%→46.1%)。
 - 受注企業のうち、コスト増加分を**全額(10割)価格転嫁できた割合(①)は約3ポイント増加**(16.9%→19.6%)。一部でも価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加(63.0%→67.2%)。
 - 一方、**1~3割しか価格転嫁できなかった割合(④)は約4ポイント増加**(19.6%→23.4%)。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- ⇒ **価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。**

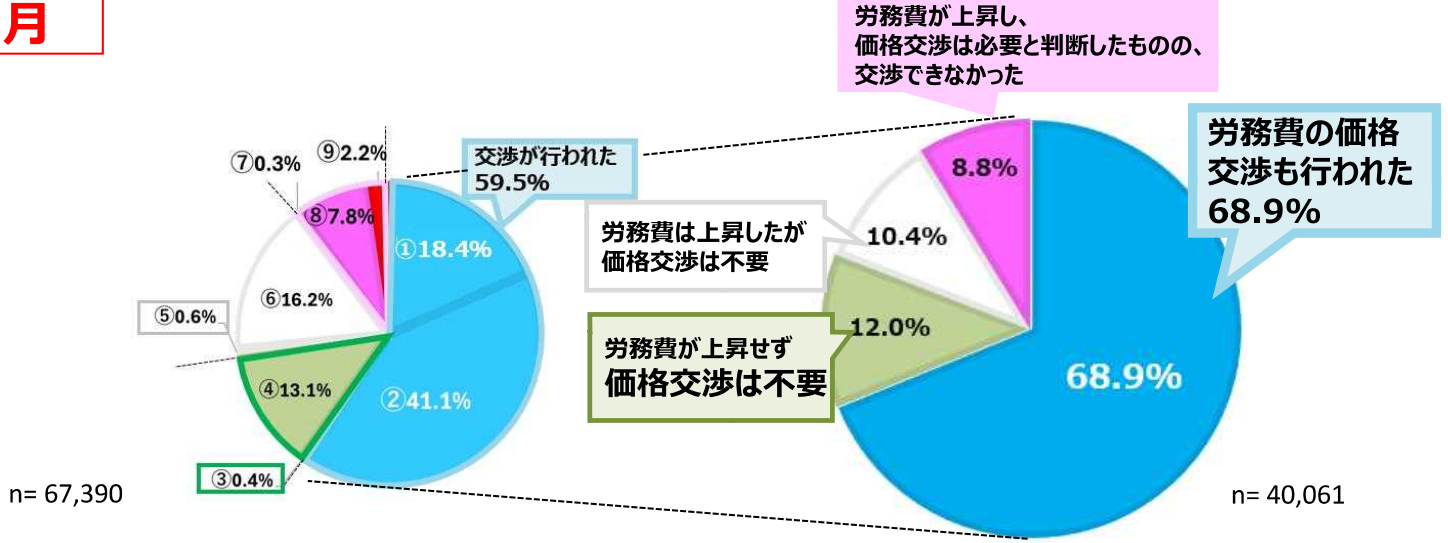


21

(今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について、価格交渉できたか」調査。
 - 価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において、労務費についても価格交渉が実施された。
 - 一方で、約1割（8.8%）の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。（例：労務費アップは自助努力で対応すべき）
- ⇒ **引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。**

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

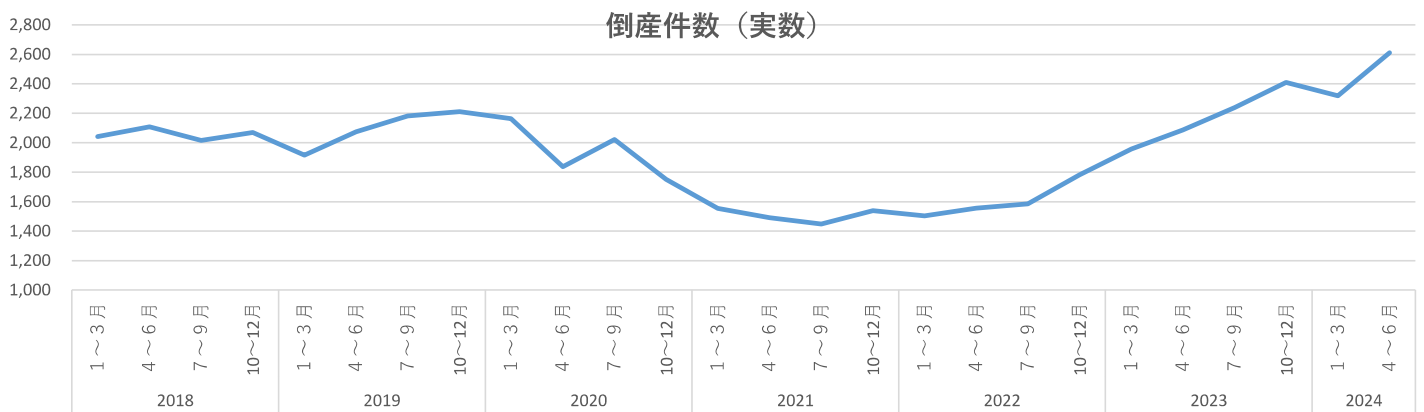
- ▲ 労務費については、「自助努力で解決すべきとして、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求されるエビデンスを示す事が出来ず、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ 10年以上同様の業務（工事）を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

22

倒産件数(実数)の推移

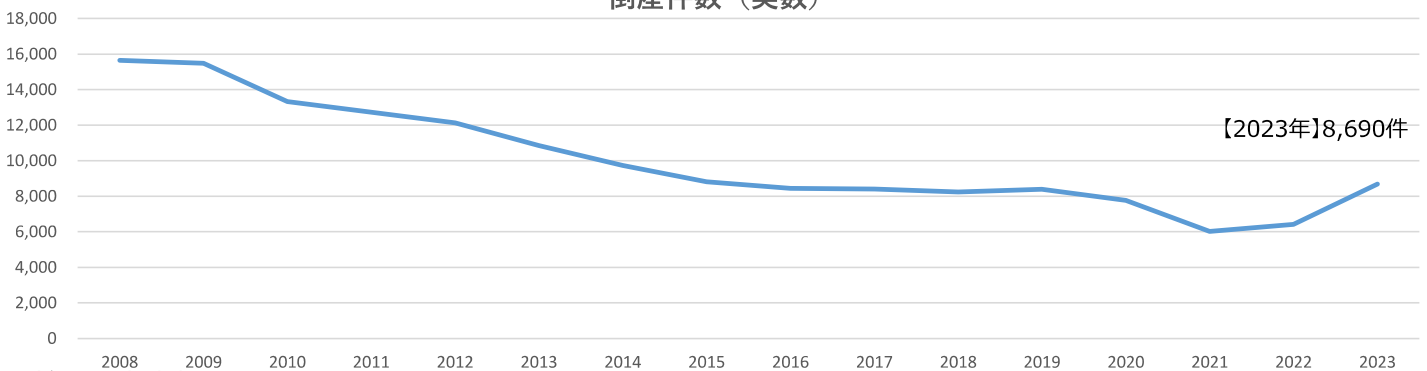
○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】



【長期的な推移】

倒産件数 (実数)



(資料出所) 東京商工リサーチ

23

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

2024年版 中小企業白書（抜粋）（左図）

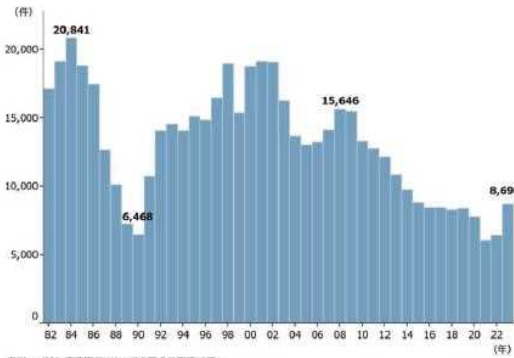
第1部 令和5年度（2023年度）の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては感染症拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

全国企業倒産集計（2024年6月報）（抜粋）（右図）

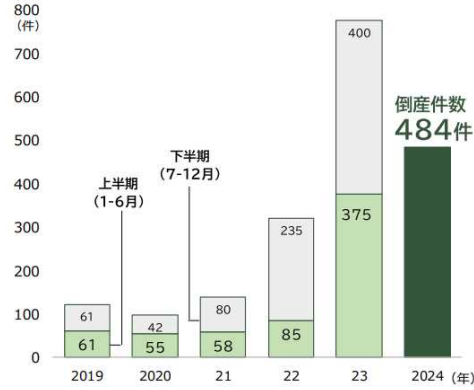
物価高（インフレ）倒産は、484件（前年同期 375件、29.1%増）発生した。年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新した。このペースで推移した場合、2024年通年の件数は900件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』（124件）が最も多く、『製造業』（109件）、『運輸・通信業』（91件）が続いた。

倒産件数の推移



資料：（株）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」
 （注）1. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ることや、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。
 2. 負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

「物価高倒産」件数推移

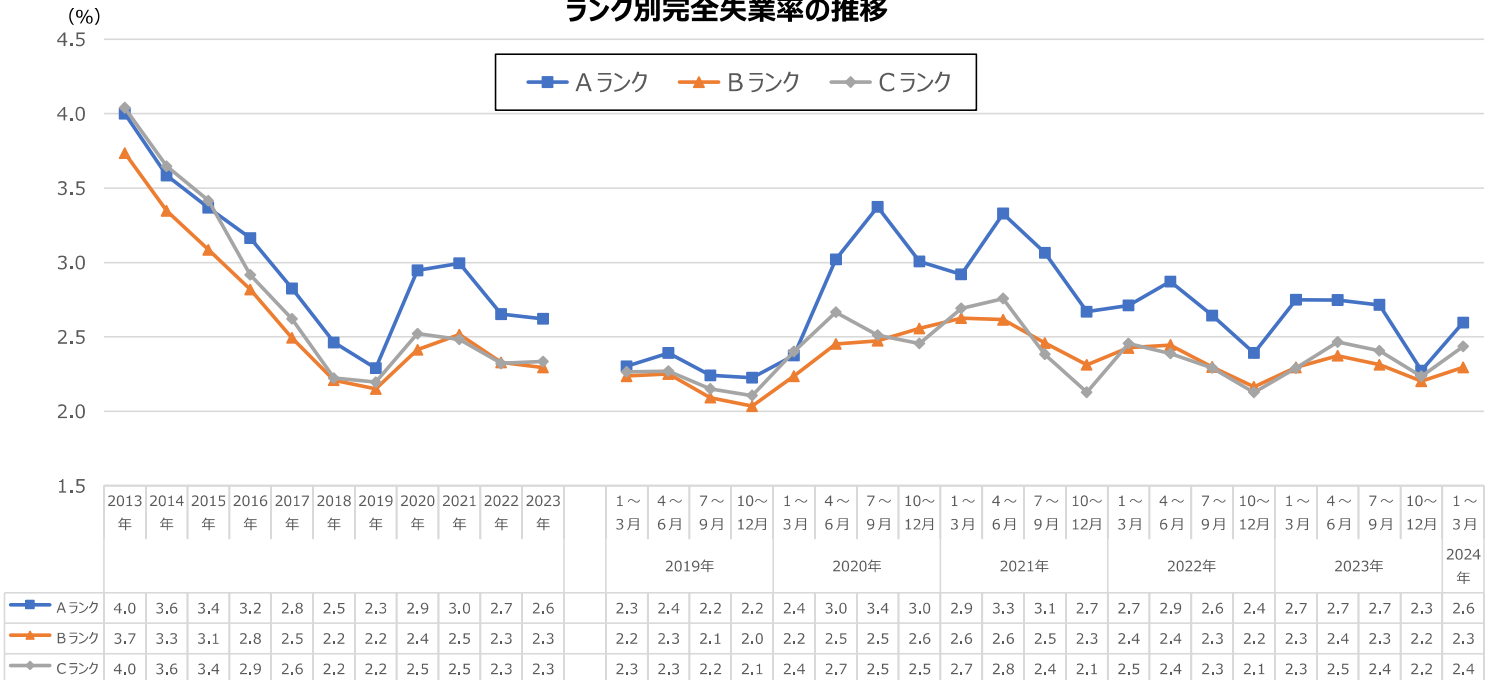


（資料出所）中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業倒産集計（2024年6月報）」
 ※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移

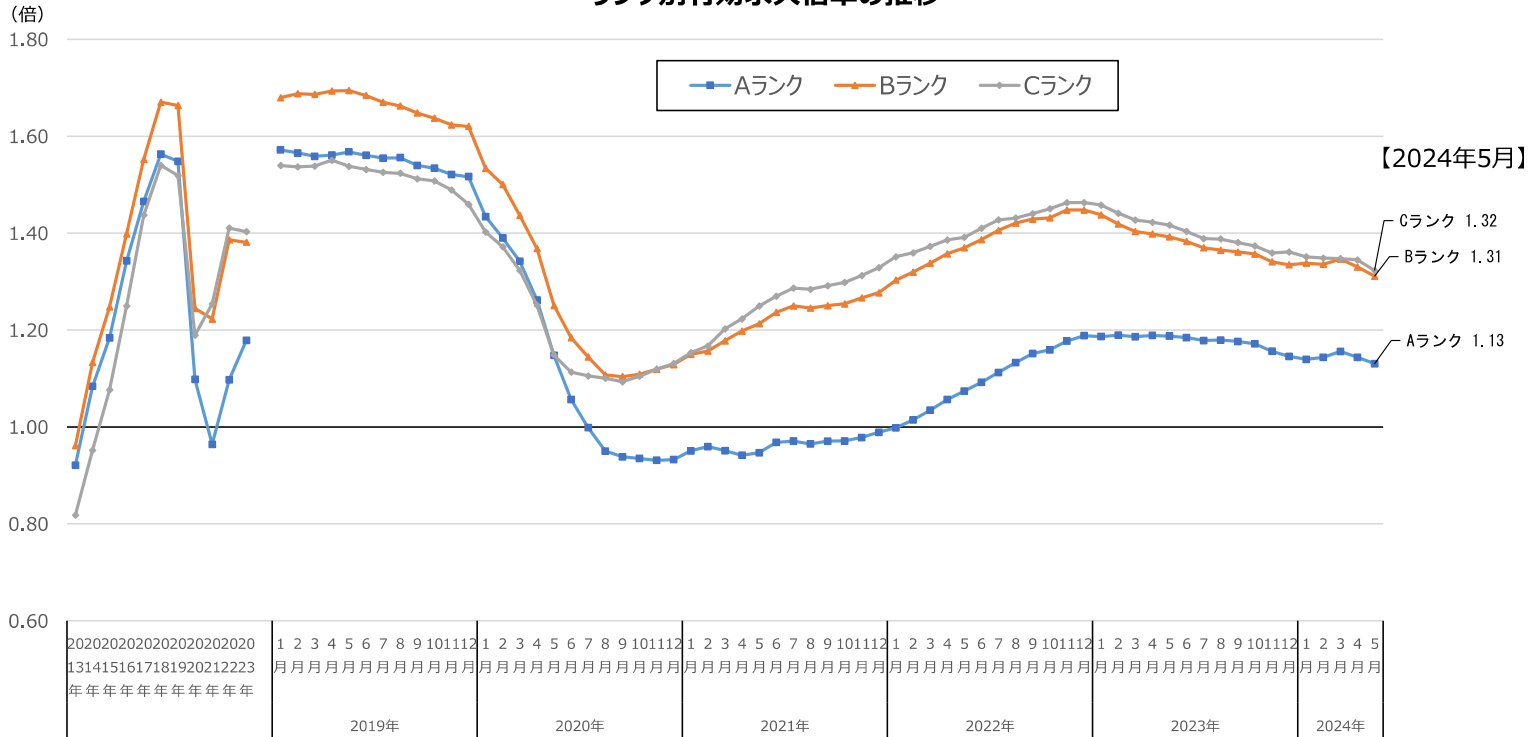


（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 （注）1. モデル推計による都道府県別結果。
 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
- 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1.13
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33	1.31
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

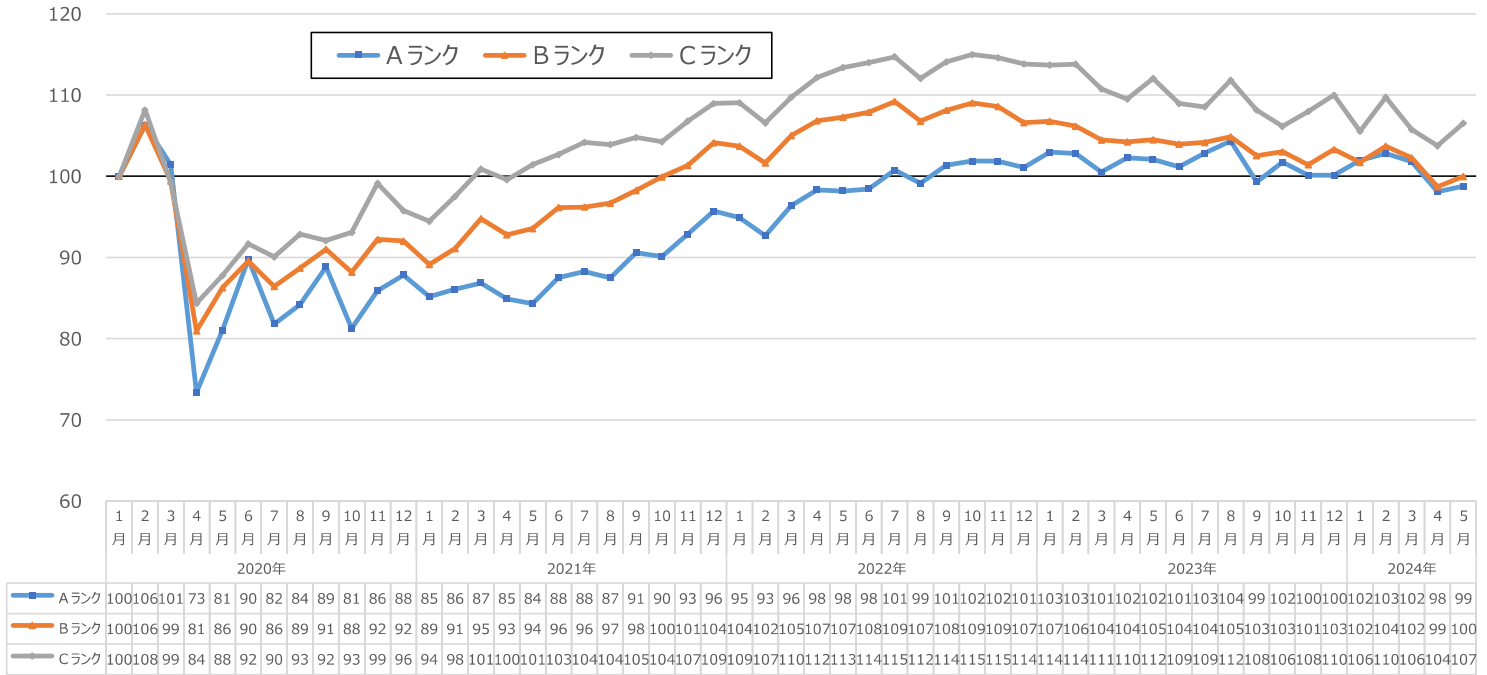
- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
- 5 各月の数値は季節調整値である。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
 (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそらえている。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和6年7月24日

1 はじめに

令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、デフレマインドを払拭し、経済社会のステージ転換をはかる正念場との認識で取り組み、33年ぶりの5%台の賃上げ結果となったことを述べ、一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要であると主張し、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて議論を尽くしたいと述べた。

加えて、産業別組織における賃上げや、中小企業での初任給引上げの動向を見るに、大企業と比較して中小企業経営は人に頼る部分が大きく、まさに経営は生き残りをかけて、人材確保に向けた「人への投資」を決断していると指摘した。

また、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニмум水準へ引き上げなければならず、まずは2年程度で全都道府県において1,000円以上、その上で中期的には一般労働者の賃金中央値の6割という水準を目指し、本年の審議では昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていないと指摘し、昨年の改定以降の消費者物価指数は3%前後の高水準で推移しており、さらに年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%と、最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しいと主張した。

さらに、地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘し、昨年のCランクの引上げ実績を踏まえて今年を目安額を検討すべきと主張した。ランク別にみた3要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回る事が適当であると主張した。

また、有効求人倍率等の雇用情勢の現状に鑑みれば特に地方における労働需給がひっ迫している状況や、現行の各地域の最低賃金で採用するのは既に困難である現状は明白であると指摘し、最低賃金の引上げは妥当であると主張した。

さらに、ここ数年の最低賃金の引上げ幅はかつてない上げ幅であるが、倒産件数との相関は見出しにくい状況であり、最低賃金の引上げによって企業の倒産が増える、と言える客観的なデータは存在しなく、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しないと指摘し、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小企業・小規模事業者において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

また、企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力については総じて問題ないと認識していると述べた。一方で、中小企業・小規模事業者へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備やより広範な支払能力の改善・底上げが重要であり、政府は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めることや政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めたいと述べた。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要であるが、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なると主張した。

また、目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要であり、「10月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきであると主張した。

加えて、今年度の目安審議に当たって、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視すると基本的な考えは変わらないと述べた。

さらに、生計費については、消費者物価指数は引き続き高い水準にあり、最低賃金近傍で働く人の可処分所得に対する物価の影響を十分考慮すべきであり、賃金については、賃上げの動きは着実に広がっており、企業の賃金支払能力については、

業況判断D I で大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価D I は依然高い水準にあると述べた。

こうした3要素の状況や賃金改定状況調査の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、さらに業績改善がない中で賃上げを実施する企業は6割になっていると指摘した。

加えて、中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁ができず、賃上げ原資の確保が困難な状況であり、また、企業規模や地域による格差は拡大しており、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、地方の企業の廃業・倒産が増加する懸念があると述べた。さらに、最低賃金引上げの影響率は21.6%に達し、現在の最低賃金額を負担と感じる企業も増加していると述べた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が相当数存在することも十分に考慮すべきであり、価格転嫁や生産性向上の過渡期にある中で、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であると主張した。加えて、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要があると主張した。

このため、中小企業の賃金支払能力を高め、最低賃金はじめ賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要があるとあり、団体協約の仕組みや活用事例の周知や後押し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の浸透度の実態調査による検証、下請法の遵守強化等、具体的な施策をさらに進めていくことが必要であると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配

意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシッ

プ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

目安に関する小委員会配布資料（抜粋）

令和6年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

- (1) 数 16,373 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（確報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	7,030	2,026	28.8%
B ランク	5,261	1,698	32.3%
C ランク	4,082	1,425	34.9%
合計	16,373	5,149	31.4%

4. 集計労働者 29,463 人

（うち、令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和6年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和6年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和6年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和4年度分、令和5年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和6年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和6年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和5年6月分、令和6年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和5年6月分、令和6年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和5年6月分、令和6年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	42.3	0.9	39.2	17.6	100.0	44.2	1.1	40.0	14.7	100.0	39.0	1.3	40.1	19.6	100.0	48.6	0.2	36.0	15.2
B	100.0	43.4	0.5	41.6	14.6	100.0	46.0	1.2	35.7	17.1	100.0	42.4	0.4	43.9	13.3	100.0	53.5	0.0	27.7	18.9
C	100.0	42.4	0.9	37.1	19.6	100.0	40.7	1.8	31.7	25.8	100.0	41.8	1.1	37.6	19.4	100.0	49.4	1.5	36.5	12.5
計	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4
R5年	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	28.5	0.0	51.9	19.5	100.0	32.6	1.8	48.4	17.2	100.0	61.8	0.3	19.4	18.5	100.0	43.5	1.2	40.3	14.9
B	100.0	32.4	0.7	49.8	17.0	100.0	28.7	0.0	61.4	9.9	100.0	63.5	0.0	22.3	14.2	100.0	39.7	0.7	46.7	12.9
C	100.0	33.9	0.0	43.5	22.5	100.0	28.7	1.7	48.5	21.1	100.0	64.4	0.5	17.9	17.2	100.0	38.3	0.5	45.4	15.7
計	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0
R5年	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)
A	4.7	4.5	5.1	4.5	5.0	5.6	3.7	4.8	-12.0	-7.3	-17.8	-1.5		-7.8	-27.5	-1.4	1.9	1.9	1.8	2.2	1.4	1.7	2.2	2.1
B	4.5	4.2	5.1	4.8	4.1	5.0	3.9	4.1	-10.8	-13.7	-22.4		-1.1		-0.0	1.9	1.8	2.1	2.5	1.3	1.4	2.5	1.6	
C	4.5	3.4	4.4	3.9	6.0	4.7	4.4	4.6	-9.2	-6.6	-10.8	-20.2		-2.7	-12.0	-1.8	1.8	1.2	1.7	1.6	2.0	1.3	2.7	1.8
計	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-1.1	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8
R5年	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-35.8	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5 %	3.2 %	5.0 %	0.55	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.6 %	3.2 %	5.2 %	0.56	2.2 %	3.5 %	5.0 %	0.40
B	1.6	3.2	5.2	0.56	1.8	3.0	5.0	0.53	1.9	3.5	5.6	0.53	2.0	3.5	5.5	0.50
C	1.5	3.2	5.5	0.63	1.1	3.0	5.0	0.65	1.7	3.2	5.3	0.56	2.0	3.2	5.0	0.47
計	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2	0.46
R5年	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.8 %	4.1 %	7.0 %	0.63	1.3 %	3.1 %	8.0 %	1.08	1.5 %	2.7 %	4.5 %	0.56	1.5 %	3.2 %	5.1 %	0.56
B	1.0	3.7	5.9	0.66	1.9	3.8	6.7	0.63	1.4	2.5	5.1	0.74	1.7	3.6	5.0	0.46
C	2.6	4.5	8.0	0.60	1.5	3.7	5.8	0.58	1.4	3.0	5.4	0.67	2.0	3.0	5.0	0.50
計	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0	0.50
R5年	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 =
$$\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年					
男 女 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
男	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
	計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2
女	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
	計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	
一般 パート 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
一般	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
	計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3
パート	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,056	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
	計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年 6月					
計	A	1,611	1,655	2.7	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
	B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6
	C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6
	計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4
男	A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
	B	1,599	1,639	2.5	2.3	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
	C	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,455	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0	1,215	1,263	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,541	1,583	2.7	2.4
	計	1,680	1,723	2.6	2.3	1,674	1,720	2.7	2.4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8	1,363	1,400	2.7	2.4	1,532	1,569	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3
女	A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,305	1,349	3.4	2.8	1,423	1,460	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
	B	1,237	1,277	3.2	2.5	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
	C	1,141	1,176	3.1	2.8	993	1,030	3.7	3.1	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.5	1,036	1,083	4.5	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
	計	1,302	1,342	3.1	2.6	1,191	1,231	3.4	2.8	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3	1,108	1,143	3.2	3.8	1,211	1,256	3.7	2.3	1,447	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6
一般	A	1,836	1,885	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
	B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
	C	1,371	1,418	3.4	2.7	1,326	1,375	3.7	3.0	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6	1,250	1,282	2.6	2.1	1,225	1,269	3.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2
	計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2.7	2.6	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3
パート	A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
	B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
	C	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3.7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
	計	1,187	1,224	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8

（資料注）第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%）。

参考1 賃金引き上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引き上げを実施した事業所	賃金引き上げの実施時期は、昨年と比較して				
		変わらない	早 い	遅 い	その他	
A	100.0	79.4	8.5	1.7	10.5	
B	100.0	76.4	9.8	2.6	11.3	
C	100.0	73.7	13.0	2.0	11.3	
計	100.0	77.2	9.7	2.2	11.0	
	R 5 年	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8

(注) 「その他」には、前年には賃金引き上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引き上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.5	3.2	16.8	52.2	8.4	100.0	21.5	1.3	17.7	55.4	4.0	100.0	22.7	4.2	14.0	53.2	5.9	100.0	17.3	1.5	12.8	57.5	10.9
B	100.0	17.2	2.9	17.2	56.8	5.9	100.0	24.1	2.5	12.3	55.3	5.8	100.0	16.5	1.6	21.0	55.8	5.0	100.0	24.6	10.4	7.9	51.6	5.6
C	100.0	23.4	2.5	18.6	46.8	8.6	100.0	30.8	4.0	19.5	35.6	10.0	100.0	25.5	2.5	17.4	48.5	6.0	100.0	11.7	4.5	21.5	53.0	9.3
計	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8
R5年	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	14.0	2.1	25.7	47.0	11.2	100.0	12.4	2.2	15.1	58.6	11.6	100.0	31.2	7.5	17.9	33.2	10.2	100.0	14.7	3.0	11.5	61.5	9.3
B	100.0	16.1	3.1	21.5	53.0	6.2	100.0	8.1	0.0	14.5	71.5	5.9	100.0	24.4	2.1	15.3	45.7	12.5	100.0	12.2	5.7	14.3	64.0	3.7
C	100.0	21.9	2.7	27.1	38.8	9.4	100.0	21.1	1.4	14.1	55.6	7.9	100.0	31.0	2.7	7.2	43.9	15.2	100.0	15.4	1.0	18.1	56.2	9.3
計	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4
R5年	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2

- (注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和5年	令和6年
39.5	40.1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和5年	令和6年
男性	42.1	42.2
女性	57.9	57.8

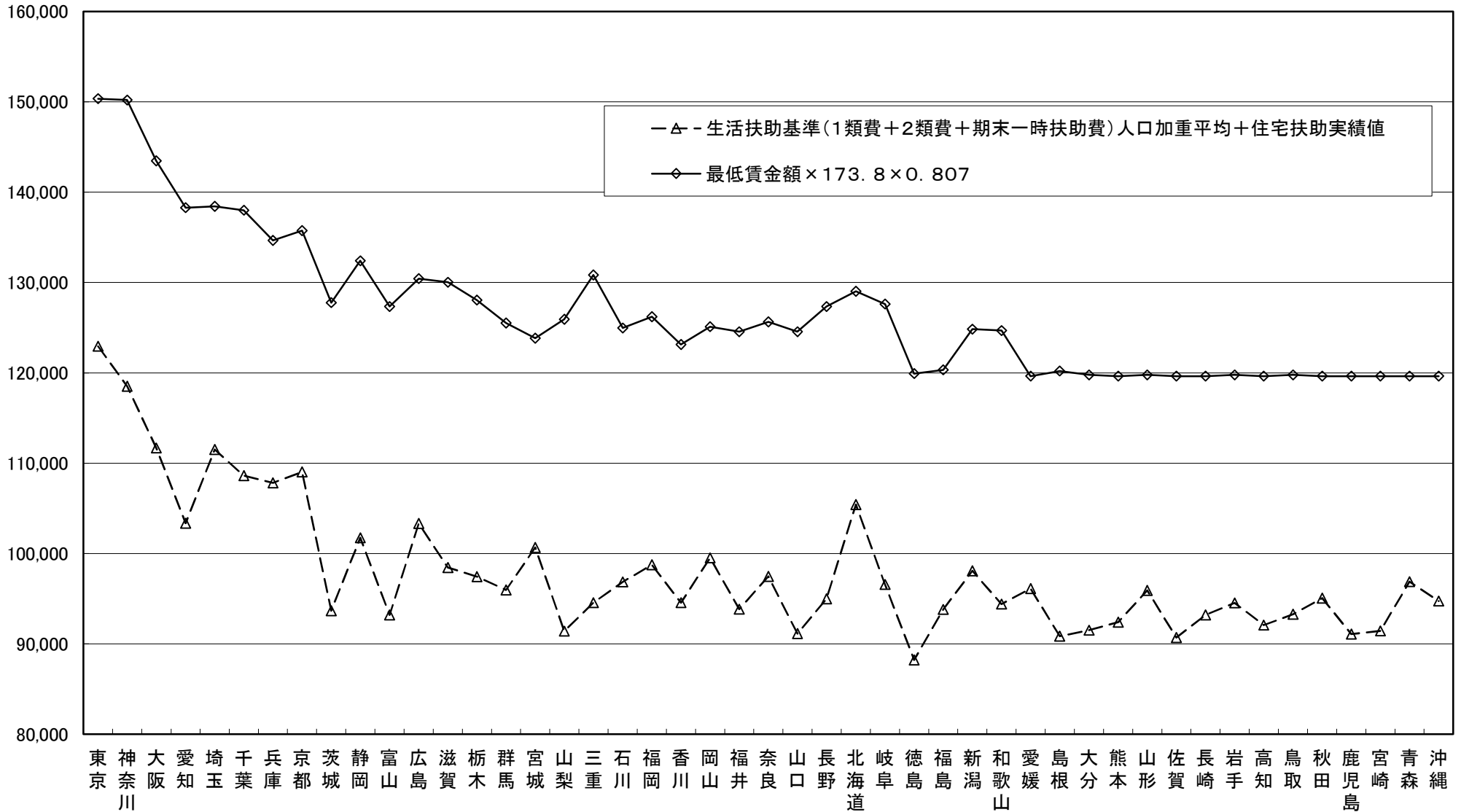
3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和4年度	令和5年度
241.5	241.6

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

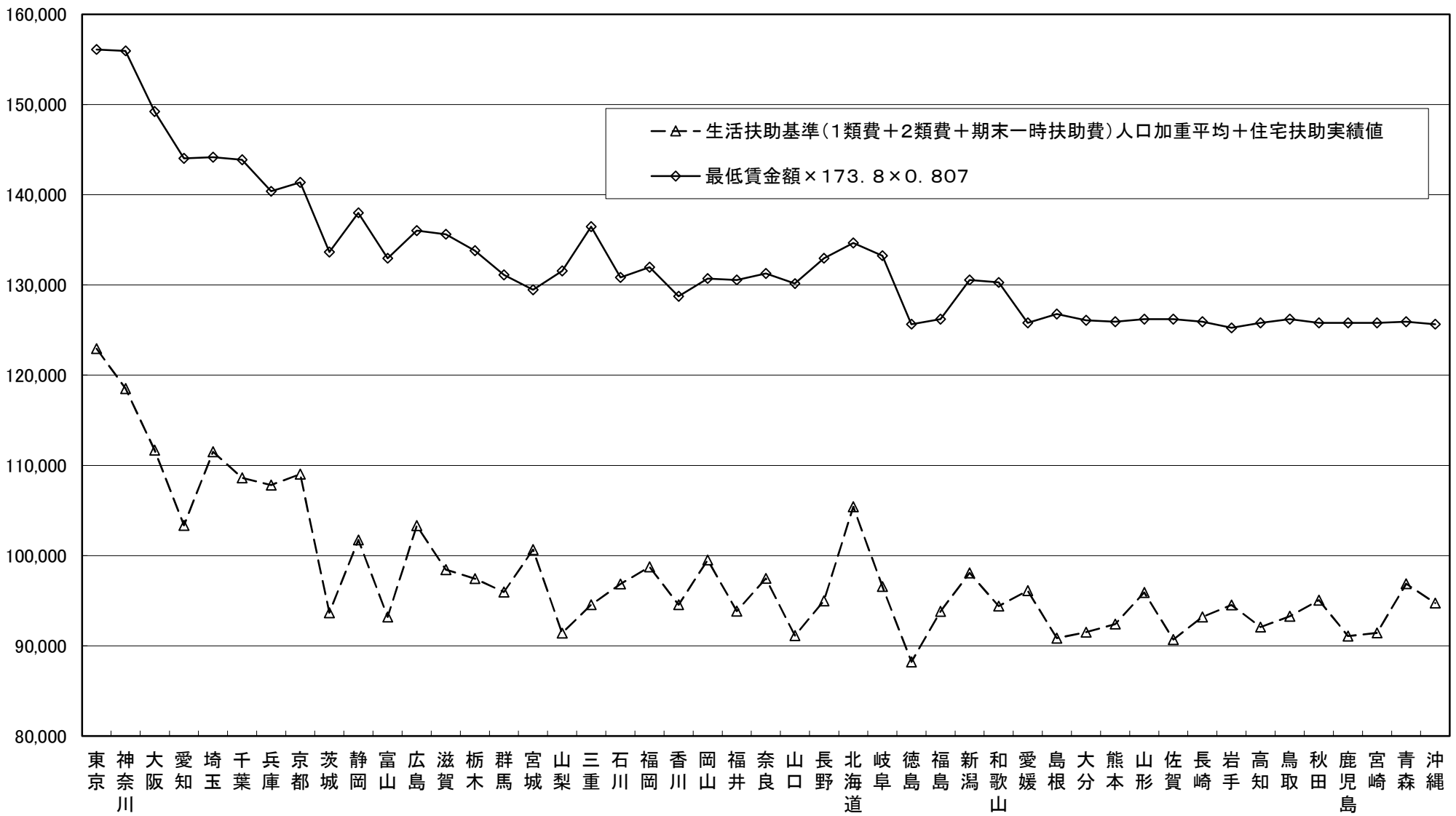
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和4年度のものである。

注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは令和4年度、最低賃金のデータは令和5年度のものである。
 注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和4年度データに基づく乖離額 (A)	令和5年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率の変動(0.816→0.807)による影響額 (e②)	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△168	40	△208	△178	△31	△40	8	0	1
青森	△162	45	△207	△173	△35	△45	8	0	3
岩手	△180	39	△219	△192	△27	△39	7	0	4
宮城	△165	40	△205	△176	△30	△40	8	0	3
秋田	△175	44	△219	△185	△34	△44	7	0	3
山形	△170	46	△216	△179	△37	△46	8	0	2
福島	△189	42	△231	△200	△31	△42	7	0	3
茨城	△243	42	△285	△252	△33	△42	7	0	1
栃木	△218	41	△259	△226	△34	△41	8	0	0
群馬	△211	40	△251	△218	△33	△40	8	0	0
埼玉	△192	41	△233	△201	△32	△41	9	0	1
千葉	△209	42	△251	△219	△33	△42	9	0	1
東京都	△195	41	△236	△207	△30	△41	10	0	2
神奈川県	△226	41	△267	△235	△32	△41	9	0	△1
新潟	△191	41	△232	△201	△31	△41	8	0	2
富山	△243	40	△283	△253	△30	△40	7	0	3
石川	△200	42	△242	△210	△33	△42	8	0	2
福井	△219	43	△262	△230	△32	△43	7	0	4
山梨	△246	40	△286	△254	△32	△40	7	0	1
長野	△231	40	△271	△240	△31	△40	7	0	1
岐阜	△221	40	△261	△231	△31	△40	8	0	2
静岡	△219	40	△259	△228	△30	△40	8	0	2
愛知	△249	41	△290	△258	△32	△41	8	0	1
三重	△259	40	△299	△270	△29	△40	7	0	3
滋賀	△225	40	△265	△236	△29	△40	8	0	3
京都	△191	40	△231	△199	△32	△40	9	0	0
大阪	△227	41	△268	△236	△32	△41	9	0	0
兵庫県	△191	41	△232	△200	△32	△41	8	0	0
奈良	△201	40	△241	△210	△30	△40	8	0	2
和歌山	△216	40	△256	△225	△31	△40	7	0	1
鳥取	△189	46	△235	△195	△40	△46	7	0	△1
島根	△209	47	△256	△219	△37	△47	7	0	3
岡山	△182	40	△222	△192	△30	△40	8	0	2
広島	△193	40	△233	△202	△32	△40	8	0	0
山口	△238	40	△278	△245	△33	△40	7	0	0
徳島	△226	41	△267	△235	△32	△41	7	0	2
香川	△204	40	△244	△212	△32	△40	7	0	0
愛媛	△168	44	△212	△178	△34	△44	8	0	3
高知	△196	44	△240	△204	△37	△44	7	0	0
福岡	△196	41	△237	△205	△32	△41	8	0	1
佐賀	△206	47	△253	△216	△38	△47	7	0	2
長崎	△188	45	△233	△197	△37	△45	7	0	1
熊本	△194	45	△239	△204	△35	△45	7	0	3
大分	△201	45	△246	△210	△37	△45	7	0	1
宮崎	△201	44	△245	△209	△36	△44	7	0	1
鹿児島	△204	44	△248	△212	△35	△44	7	0	2
沖縄	△177	43	△220	△185	△35	△43	7	0	0

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成26～令和5年度）

		年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)			780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)	1,004 (43)
Aランク	未満率 (%)		2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2	2.1
	影響率 (%)		9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4	23.4
Bランク	未満率 (%)		1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6
	影響率 (%)		5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5
Cランク	未満率 (%)		1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5	2.1
	影響率 (%)		6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1	20.1
Dランク	未満率 (%)		1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7	—
	影響率 (%)		6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4	—
計	未満率 (%)		2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9
	影響率 (%)		7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成26～令和5年）

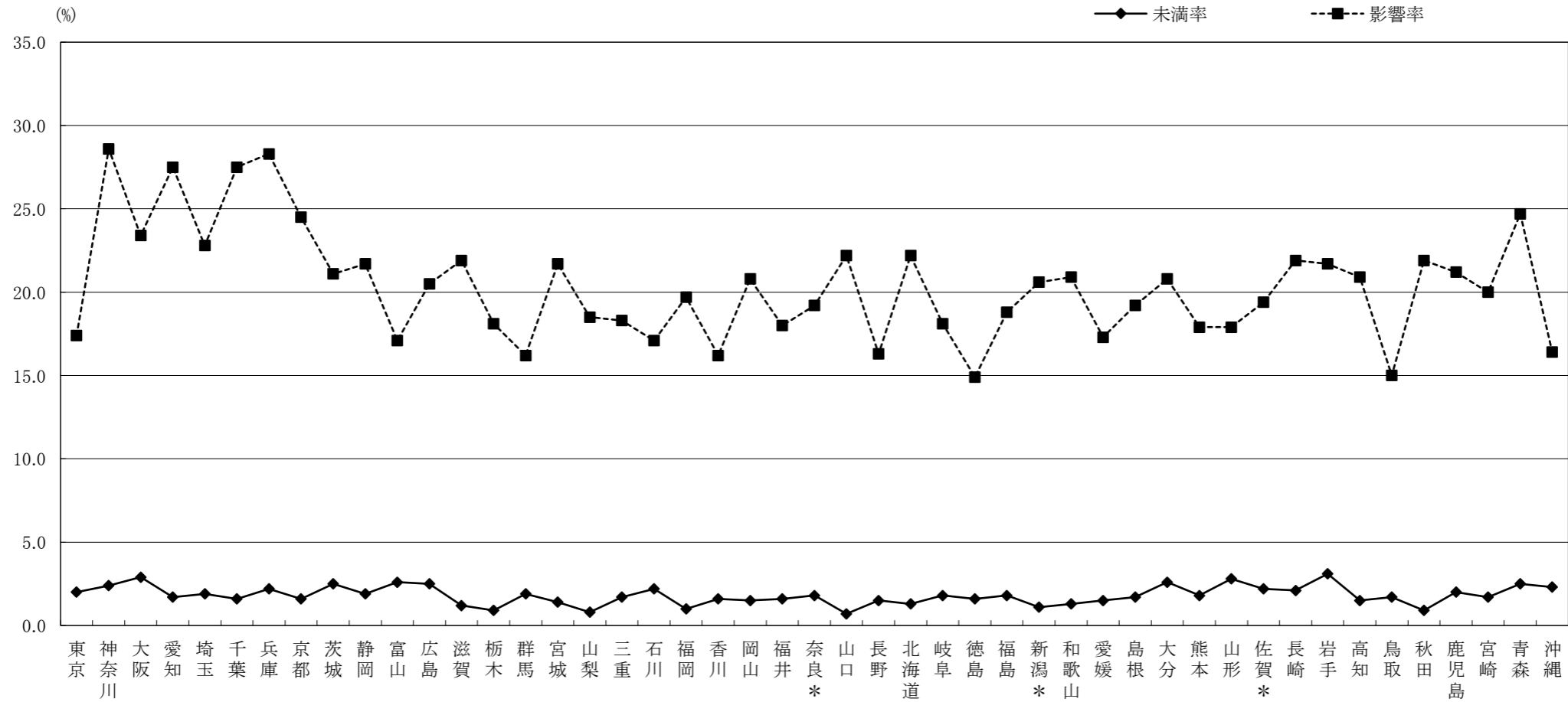
- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
4 各ランクは、各年における適用ランクであり、令和5年度より3ランクとなっている。
5 各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和5年)

未満率(全国加重平均) 1.9%

影響率(全国加重平均) 21.6%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	兵 庫	京 都	茨 城	静 岡	富 山	広 島	滋 賀	栃 木	群 馬	宮 城	山 梨	三 重	石 川	福 岡	香 川	岡 山	福 井	奈 良 *	山 口	長 野	北 海 道	岐 阜	徳 島	福 島	新 潟 *	和 歌 山	愛 媛	島 根	大 分	熊 本	山 形	佐 賀 *	長 崎	岩 手	高 知	鳥 取	秋 田	鹿 児 島	宮 崎	青 森	沖 縄	全 国 平 均
未満率	2.0	2.4	2.9	1.7	1.9	1.6	2.2	1.6	2.5	1.9	2.6	2.5	1.2	0.9	1.9	1.4	0.8	1.7	2.2	1.0	1.6	1.5	1.6	1.8	0.7	1.5	1.3	1.8	1.6	1.8	1.1	1.3	1.5	1.7	2.6	1.8	2.8	2.2	2.1	3.1	1.5	1.7	0.9	2.0	1.7	2.5	2.3	1.9
影響率	17.4	28.6	23.4	27.5	22.8	27.5	28.3	24.5	21.1	21.7	17.1	20.5	21.9	18.1	16.2	21.7	18.5	18.3	17.1	19.7	16.2	20.8	18.0	19.2	22.2	16.3	22.2	18.1	14.9	18.8	20.6	20.9	17.3	19.2	20.8	17.9	17.9	19.4	21.9	21.7	20.9	15.0	21.9	21.2	20.0	24.7	16.4	21.6

資料出所 厚生労働省「令和5年最低賃金に関する基礎調査」

(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

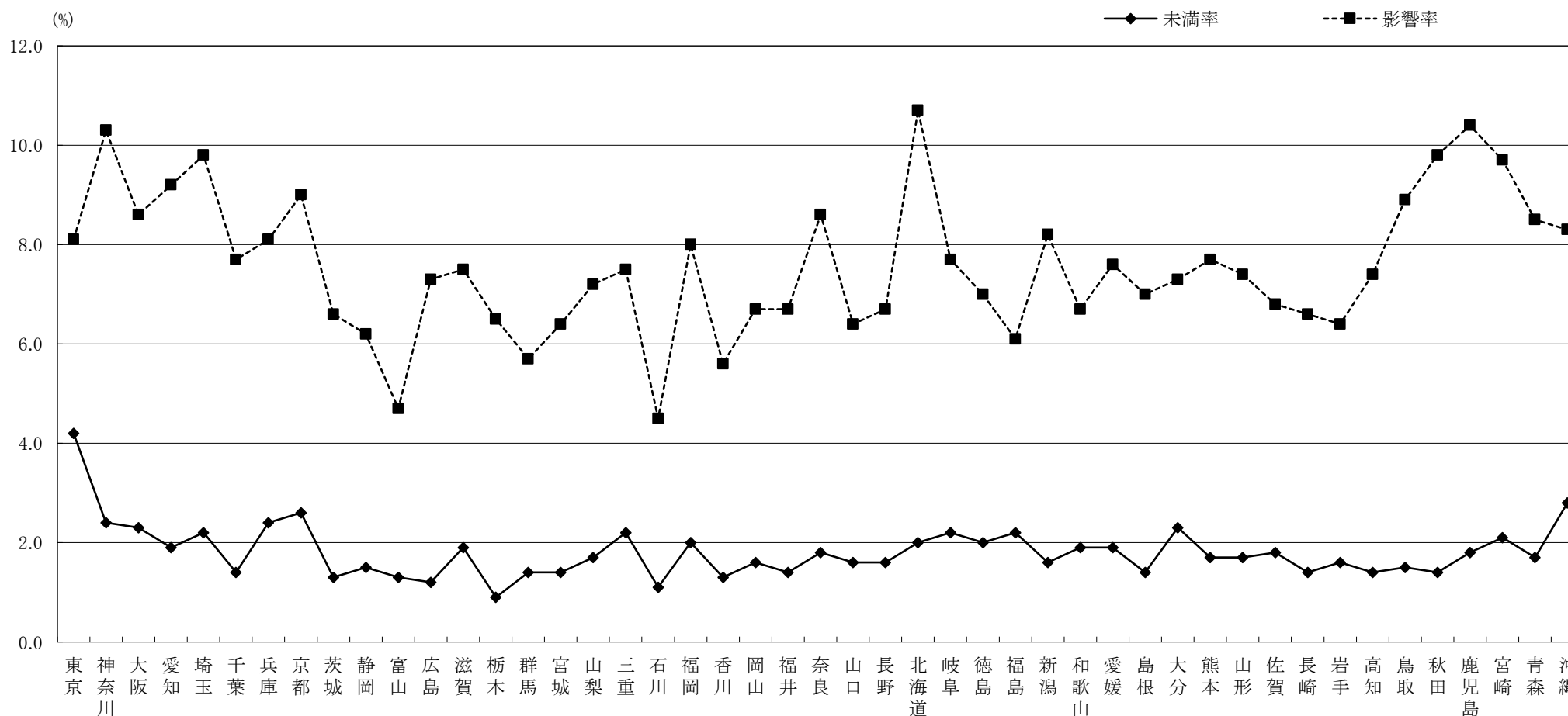
(注2) 上記の影響率、未満率は、令和5年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。

表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和5年)

未満率(全国加重平均) 2.4%

影響率(全国加重平均) 8.1%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	兵 庫	京 都	茨 城	静 岡	富 山	広 島	滋 賀	栃 木	群 馬	宮 城	山 梨	三 重	石 川	福 岡	香 川	岡 山	福 井	奈 良	山 口	長 野	北 海 道	岐 阜	徳 島	福 島	新 潟	和 歌 山	愛 媛	島 根	大 分	熊 本	山 形	佐 賀	長 崎	岩 手	高 知	鳥 取	秋 田	鹿 児 島	宮 崎	青 森	沖 縄	全 国 平 均
未満率	4.2	2.4	2.3	1.9	2.2	1.4	2.4	2.6	1.3	1.5	1.3	1.2	1.9	0.9	1.4	1.4	1.7	2.2	1.1	2.0	1.3	1.6	1.4	1.8	1.6	1.6	2.0	2.2	2.0	2.2	1.6	1.9	1.9	1.4	2.3	1.7	1.7	1.8	1.4	1.6	1.4	1.5	1.4	1.8	2.1	1.7	2.8	2.4
影響率	8.1	10.3	8.6	9.2	9.8	7.7	8.1	9.0	6.6	6.2	4.7	7.3	7.5	6.5	5.7	6.4	7.2	7.5	4.5	8.0	5.6	6.7	6.7	8.6	6.4	6.7	10.7	7.7	7.0	6.1	8.2	6.7	7.6	7.0	7.3	7.7	7.4	6.8	6.6	6.4	7.4	8.9	9.8	10.4	9.7	8.5	8.3	8.1

資料出所 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。
 2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものの。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから上昇率が縮小している。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2024年5月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○ 輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2024年6月は9.5%であり、足下では上昇傾向である。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2024年6月速報値。

消費者物価指数の指標

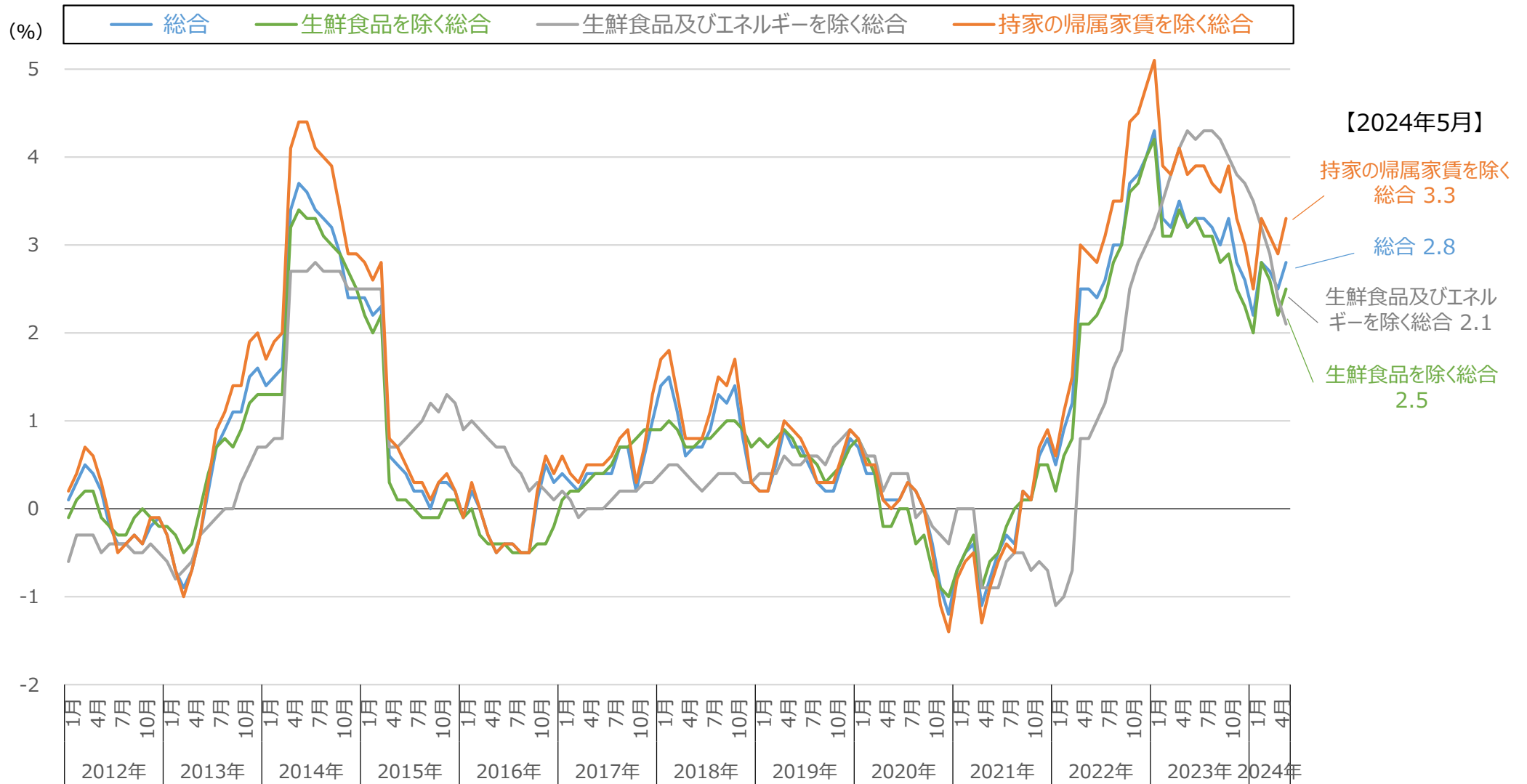
- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウエイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

- 2024年5月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.5%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.1%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている(いずれも対前年同月比)。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

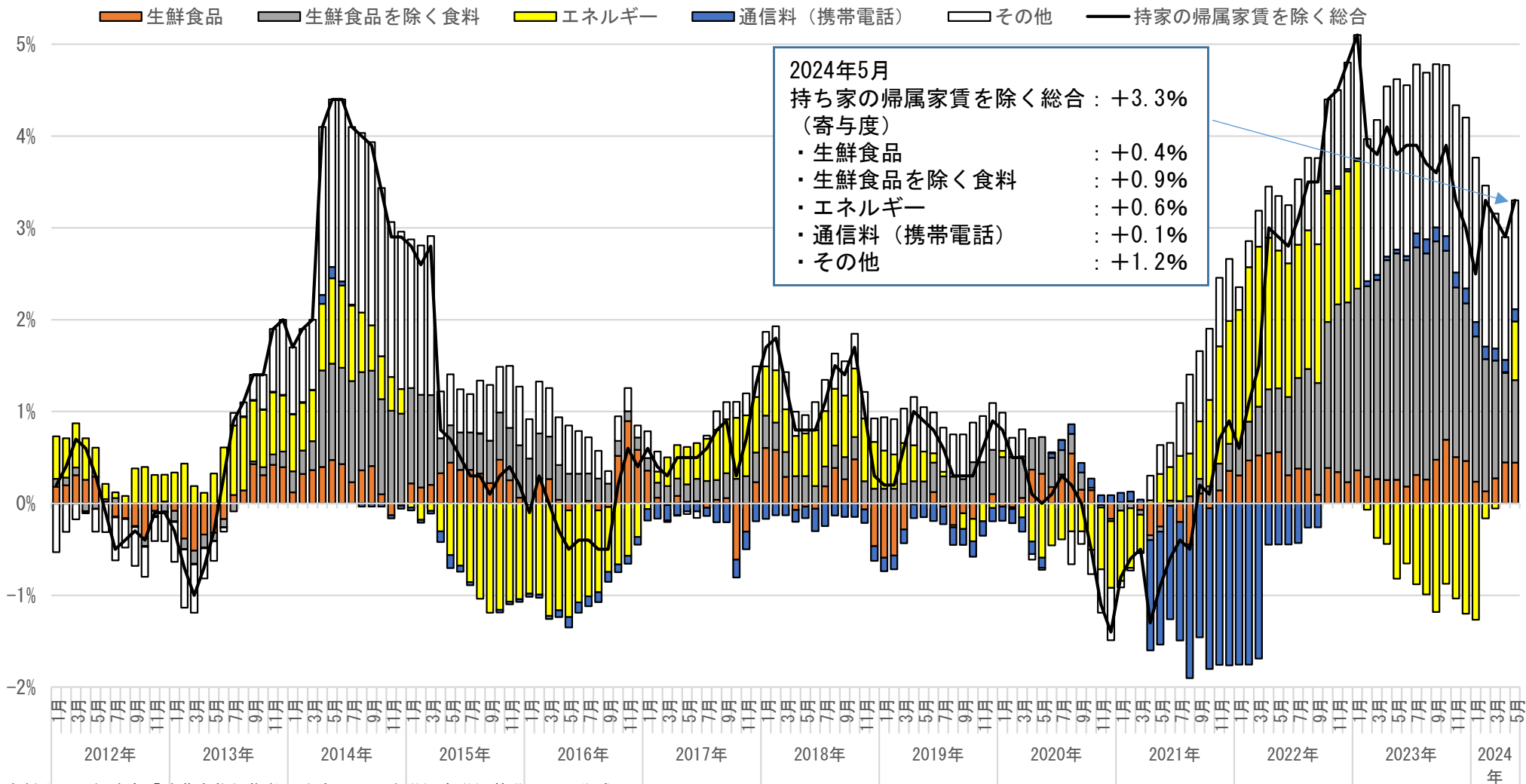
消費者物価指数の推移(対前年同月比)



消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年5月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

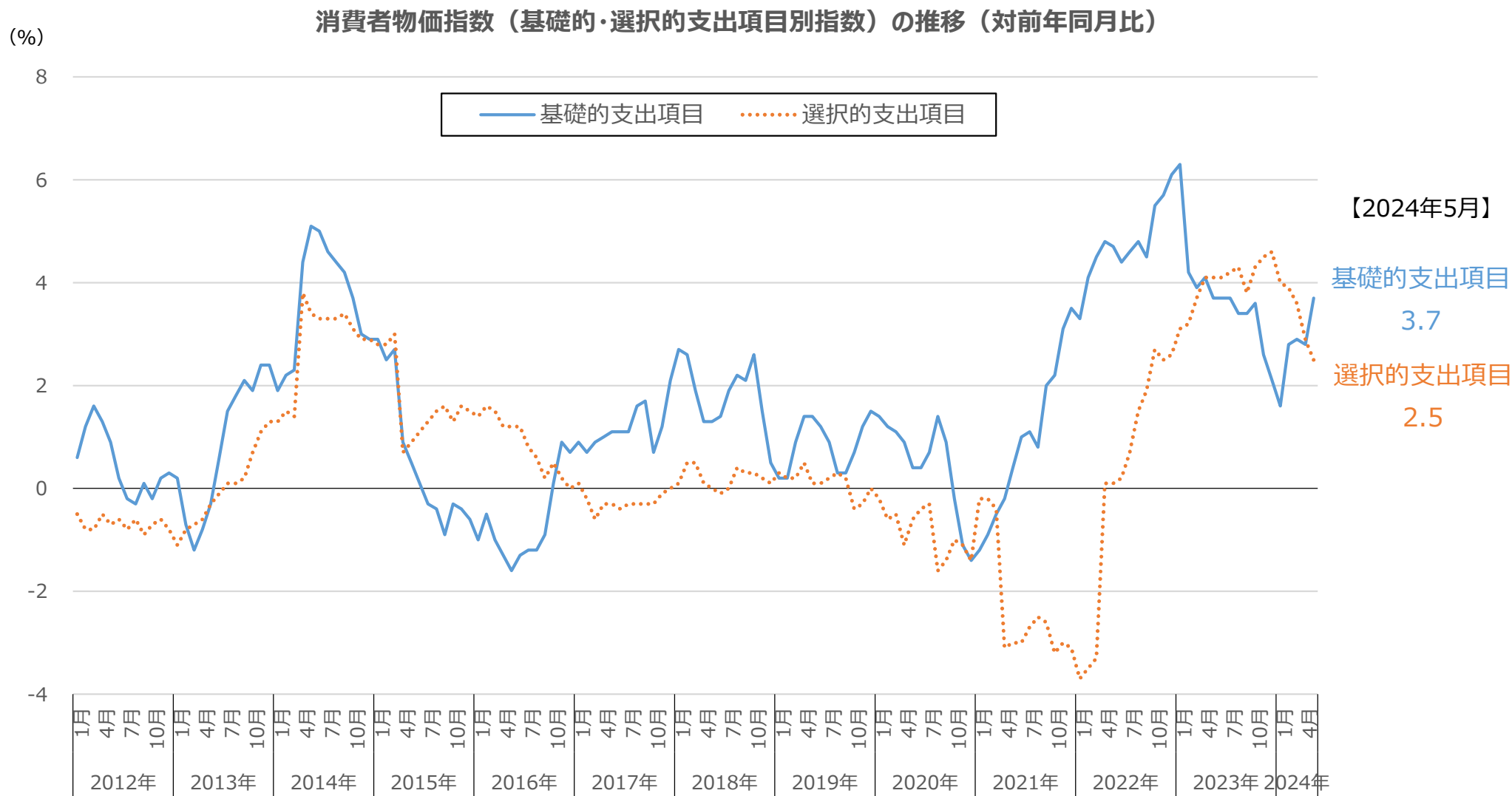
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト／持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を除外した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2024年5月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+2.5%となっている。

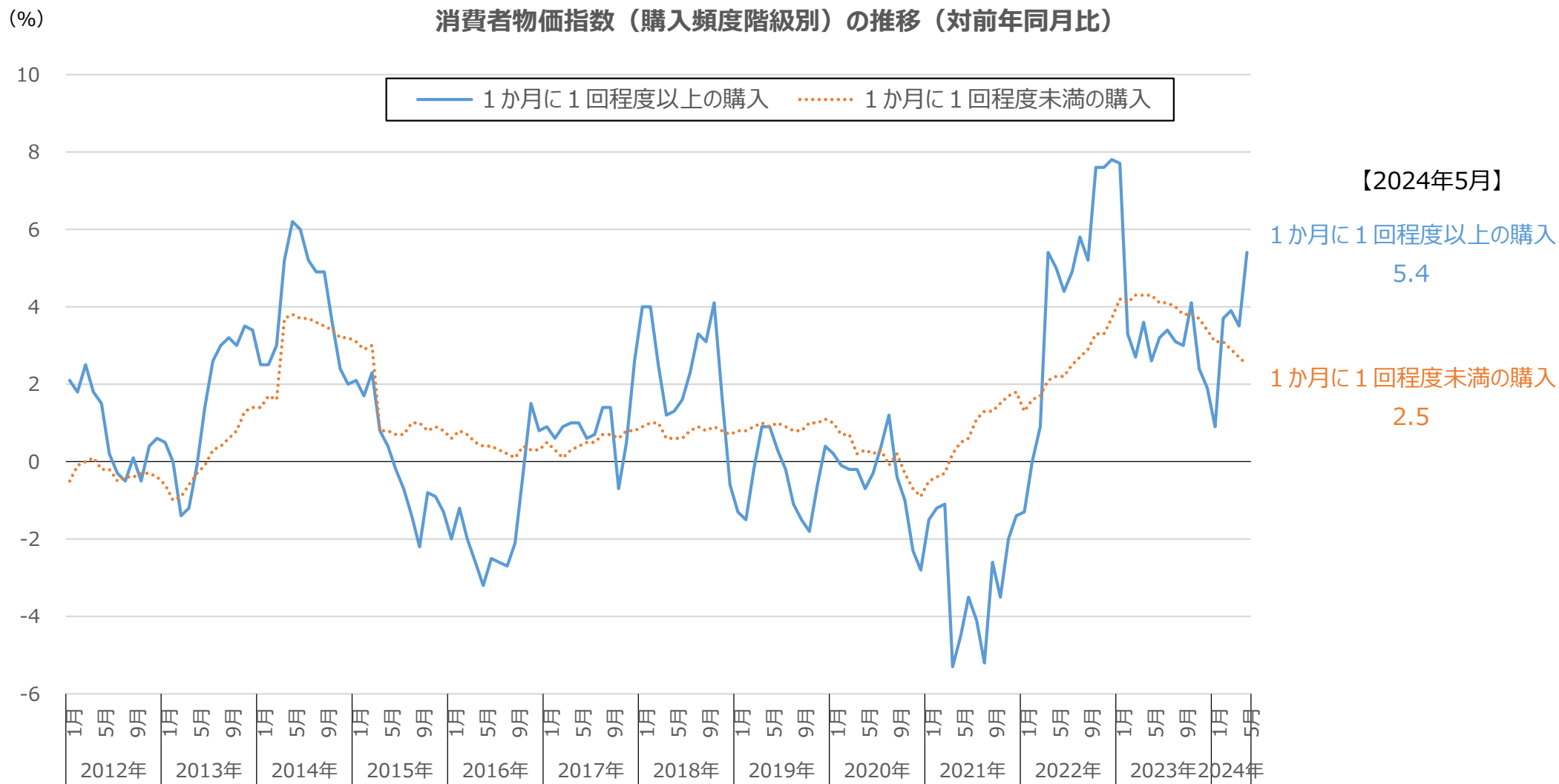


（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注） 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2024年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+5.4%、「1ヶ月に1回程度未満の購入」は+2.5%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したものの。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年5月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年					2023年10月～ 2024年5月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.2
Aランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	2.9
Bランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.2
Cランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。
- 4 「2023年10月～2024年5月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和6年）

連合 第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式(組合数による単純平均)	
		35歳	30歳
1,000人以上	441組合 1,898,345人 16,619円(11,502円) 5.27% (3.71%)	18組合 61,792人 11,853円(6,126円) 3.74% (1.77%)	24組合 77,871人 10,485円(3,883円) 3.52% (1.38%)
300～999人	841組合 459,089人 14,588円(10,139円) 5.14% (3.68%)	41組合 22,728人 10,669円(6,569円) 3.65% (2.23%)	36組合 19,012人 9,910円(5,511円) 3.84% (2.17%)
100～299人	1,148組合 205,345人 12,871円(9,387円) 4.85% (3.62%)	67組合 11,522人 8,937円(5,169円) 3.36% (1.96%)	70組合 11,905人 8,568円(4,280円) 3.50% (1.79%)
～99人	1,209組合 60,202人 11,125円(8,333円) 4.39% (3.36%)	74組合 4,013人 6,570円(3,967円) 2.60% (1.61%)	83組合 4,367人 7,149円(3,511円) 3.04% (1.52%)
規模計	3,639組合 2,622,981人 15,818円(10,995円) 5.20% (3.69%)	200組合 100,055人 8,678円(5,164円) 3.20% (1.88%)	213組合 113,155人 8,458円(4,162円) 3.39% (1.71%)

- (注) 1 ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。
 2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
 3 個別賃金方式は「純ベア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
 4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)

		単純平均		加重平均		
		賃上げ額	引上げ率	平均時給	賃上げ額	賃上げ率
時給	386組合 885,369人	賃上げ額	53.78円(39.74円)	—	62.70円(52.78円)	5.74%(5.01%)
		引上げ率	—	—	—	—
		平均時給	1,148.92円(1,091.78円)	—	1,155.02円(1,095.67円)	—
月給	146組合 27,845人	賃上げ額	9,137円(6,647円)	—	10,869円(6,828円)	4.98%(3.18%)
		賃上げ率	4.23%(3.09%)	—	4.98%(3.18%)	—
		—	—	—	—	—

(注) ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和6年5月20日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要22業種 大手244社	89社 19,480円(13,110円) 5.58% (3.91%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
 2 調査対象244社のうち151社(61.9%)の回答を把握したが、うち62社は平均金額不明などのため、集計より除外。
 3 ()内の数値は、令和5年5月19日付第1回集計結果(92社)。

経団連(中小企業)第1回集計(令和6年6月13日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	226社 10,420円(7,864円) 3.92% (2.94%)

- (注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。
 2 238社(31.6%)から回答を把握したが、このうち12社は平均金額不明等のため、集計より除外。
 3 了承、妥結を含む。
 4 ()の数値は、令和5年6月23日付第1回集計結果。

【参考】

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

	(加重平均)
正社員 (月給)	全体 9,662円
	1,586社 3.62%
	20人以下 8,801円
パート・ アルバイト (時給)	709社 3.34%
	全体 37.6円
	1,070社 3.43%
20人以下 43.3円	
450社 3.88%	

- (注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
 2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)

一時金		2024年回答			2023年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考) 昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2.52ヶ月		0.18ヶ月	2.34ヶ月	
		2,485組合	1,723,125人		2,675組合	1,777,471人
	回答額	742,745円		25,324円	717,421円	
		1,598組合	819,811人		2,009組合	1,175,981人
年 間	回答月数	5.09ヶ月		0.22ヶ月	4.87ヶ月	
		2,349組合	1,964,110人		2,213組合	1,960,479人
	回答額	1,638,723円		50,327円	1,588,396円	
		1,252組合	945,007人		1,344組合	1,127,836人

- (注) 1 △はマイナスを表す。以下同じ。
 2 数値は組合員一人当たりの加重平均。
 3 2023年回答の数値は2023年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

経団連第1回集計 (令和6年7月12日)

	2024年夏季			2023年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	97社	983,112円	4.31%	121社	956,027円	3.91%
製造業平均	84社	1,001,780円	3.52%	110社	949,186円	3.07%
非製造業平均	13社	925,249円	6.79%	11社	1,001,251円	9.48%

- (注) 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要22業種大手244社。
 2 20業種121社(49.6%)の妥結を把握しているが、うち24社は平均額不明などのため集計より除外。
 3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
 4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。
 5 2023年の数値は2023年6月29日付 第1回集計結果。

資料 4

佐賀労働局賃金室作成資料

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成 26 年	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
平成 27 年	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
平成 28 年	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
平成 29 年	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
平成 30 年	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
令和 元 年	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和 2 年	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
令和 3 年	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
令和 4 年	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
令和 5 年	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3
令和 6 年	15,485	1,633	10.5	61.9	32.2	5.9	173,558	4,053	2.3

（注）各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果(経年) 【佐賀県】

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況			最低賃金未満労働者の状況		
	監督実施事業場数 (A)	法第4条違反事業場数 (B)	違反率 (B)/(A)	最賃額を知っている	最賃が適用されることは知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数 (C)	最賃額未満労働者数 (D)	最賃額未満労働者の比率 (D)/(C)
年	件	件	%	件	件	件	人	人	%
H23	197	8	4.1	6	2	0	1,599	18	1.1
H24	186	6	3.2	1	5	0	3,538	22	0.6
H25	193	13	6.7	5	6	2	1,290	29	2.2
H26	201	15	7.5	5	10	0	1,620	32	2.0
H27	182	18	9.9	6	11	1	1,261	33	2.6
H28	160	17	10.6	5	11	1	1,756	23	1.3
H29	204	21	10.3	2	18	1	1,276	37	2.9
H30	186	12	6.5	5	6	1	1,271	27	2.1
R1	232	21	9.1	12	7	2	1,666	59	3.5
R2	192	22	11.5	10	12	0	1,410	52	3.7
R3	208	22	10.6	7	15	0	1,440	36	2.5
R4	206	16	7.8	9	6	1	1,221	42	3.4
R5	212	21	9.9	15	5	1	1,865	39	2.1
R6	210	10	4.8	8	1	1	1,988	25	1.3

令和5年度 業務改善助成金交付決定実績

令和6年3月末現在

(1) 業務改善助成金決定状況

年度	交付決定件数	交付金額
平成27年度	9件	8,483,000 円
平成28年度	18件	17,433,000 円
平成29年度	14件	20,363,000 円
平成30年度	17件	11,510,000 円
平成31年度	12件	7,414,000 円
令和2年度	17件	14,493,000 円
令和3年度	38件	35,923,000 円
令和4年度	32件	27,144,000 円
令和5年度	213件	269,500,000 円

(2) 令和5年度 業務改善助成金交付決定状況(産業分類)

産業分類		事業所数	産業分類		事業所数
M	宿泊業・飲食サービス業	43	A	農業・林業	15
E	製造業	23	O	教育・学習支援業	1
P	医療・福祉	23	G	情報通信業	1
I	卸売業・小売業	36	D	建設業	6
N	生活関連サービス業・娯楽業	46	R	サービス業・他に分類されないもの	13
L	学術研究・専門・技術サービス業	1	K	不動産業・物品賃貸業	1
H	運輸業・郵便業	4	T	分類不能の産業	0
J	金融・保険業	0	計		213

(3) 令和5年度 業務改善助成金交付決定状況(業務効率化事業の種類)

事業内容	事業所数	労働能率の増進に資する設備・器具等
システム・ソフトウェア	55	POSレジシステム一式、宿泊予約システム、ビニールハウス換気システム、勤怠管理システム、抗ナビシステム、給与計算システム、会計システム、電子カルテシステム、セルフオーダーシステム、販売管理システム、CGLinkシステム、POSレジ連動型のハンディターミナルシステム、EPARKシステム、モバイルオーダーシステム、AI点呼システム、会計システム、コインランドリー専用IOTマルチペイメントシステム、作業計測システム、給料計算・年休管理システム、ECサイト構築、刺繍デザインソフト、新防犯カメラシステム、リネンモニタシステム、WEB会議システム、IOT基本セット一式、温泉温度管理システム、SUPER CAM一式
車両	14	軽運搬用貨物車両、配送車両、ハイゼットカーゴ、リフト車、バン、処置車、高所作業車、キャリアカー、積載車、ダンプ、貨物自動車、送迎車両、給食宅配車両、3tトラック、工事車両、軽バン、営業車両(代行)、2tトラック貨物冷蔵車、福祉車両普通車、パワーリフト付車輛

機 器	134	<p>フォークリフト、建設機械コンボ、門型リフト、樹木粉碎機、コインランドリー専用IoTマルチポイントシステム、スチームコンベクションオープン、温蔵庫、アイスクリームメーカー、ロボット掃除機、窓掃除ロボット、自動ドア、乾燥機、選別システム、瞬間冷凍機、視力検査装置、真空包装機、発電機、冷凍ショーケース、エアコン、乾燥機、全自動洗濯機、食器洗浄機、システム炊飯器、食器洗い乾燥機、新型折込機、ハンディー、自動パン粉付機、巡回・道具運搬車両、高圧洗浄機、発電機、工具等、自動釣銭機、堆肥散布機、電動清掃用具、光フォトフェイシャル、ライス盛り付け機、センターカットマシン、ヘッドバス、自動掃除機、自走式草刈機、皮剥機、エアバックナー、洗浄機、コールセンサー、ディスクグラインダー、シーラー、印字プリンター、盛り付けレーン、電子ミシン、テープカッター、PC、PC周辺機器、自動ガス回収充填装置、播種機、肥料散布機、フードプロセッサー、エアコン、スマートフォン、タブレット、インタラクティブホワイトボード、フライヤー機器、移動式台車、エンジン式動噴、連結平台車、デジタル台はかり、上皿はかり、アルミハウスカー、いちご収穫用ワゴン、充電式噴霧器、充電式運搬車、箱施用剤散布機、除草剤散布機、畔用草刈り機、オフセット草刈り機、コンテナ3連搭載ハウスカー、容器洗浄機、テーブル、台下冷蔵庫、製氷機、オートシール機、電子血圧計、ケーブルエアマット、ガス焼肉器、冷蔵庫、冷凍スライサー、縦型冷蔵庫、ネタケース、冷蔵ショーケース、卓上コンロ、収納棚、収納用倉庫、配膳用ワゴン車、介護用ベッド、自動充電機、自動帯掛け機、自動供給機、インバーター冷凍冷蔵庫、4型クランク式自動餅つき機、デジタルホワイトボード、赤外線ヒーター、ポータブルモニター、製氷機、業務用冷凍冷蔵庫、電子レンジ、ガステーブル、キューブアイスディスプレイ、デジタル歓迎板、ソフトサーバー、アップルウォッチ、電動機付自転車、机、イス、フロントローダー付きトラクター、弁当・仕出し専用冷凍庫、イベント用備品、収穫物運搬車、咀嚼機能の検査機器、コンボ、遠赤外線促進機、ヘアシューマー、スツール、ワゴン、油圧シザーズジャッキ、エクストラクターソケット、スタートキング、スマートバックアップ、ラジエターキャップテスター、充電式インバクトレンチ、グリースチャージハイロード、スキャンツール、ワインセラー、室内用小型防犯カメラ、ネットワークレコーダー、いけす、自動酢合わせ機、アルコールチェッカー、ドライブレコーダー、位置情報GPSロガーセット、スマート配線、トラクター、コンバイン、デジタルスキャナー、コーティングマシーン、ミシン、プラストチラー&フリーザー、フードスライサー、歯科用ユニット、iMAC、冷凍自販機、プラストチラー(急速冷結庫)、介護リフト、グルースプレッター(糊付け機)、解凍庫、INFINIT &、スチームコンベクション、車いす、センサーマット、歩行補助車、歩行器、EPリフト、テフロン加工ホテルパン、ソフトサーバー、卓上型真空包装機、真空機スチームクリーナー、ラベルプリンター、シャワーポッドアラエル、入浴用車椅子、ウルトラファインミストミラブルプラス、浴室リフト、高画質、高性能カメラ、望遠レンズ、棚付きプレハブ型物置庫、電子凝固機、乗用草刈り機、業務用脱毛器、色彩選別機、診療用設備機器、ケーブルカット機、リードカット機、トルク制御電動ドライバー、ドラム式洗濯・乾燥機、全自動1枚円盤分包機、塩水攪拌機、かご台車、大容量機械・自動掃除ロボ、プレハブ冷凍庫、キューブアイスメーカー、自動扉大型冷蔵庫、手動式クレーン、専用門型架台、産業廃棄物コンテナ、電子カルテ、二十雑穀せんべい手受け計量機、脱毛機NEQST、車いす体重計、エアフロープロフィラキシスマスター、スーパーバケツ、治療機器、ボスレジ、ガスフライヤー、集塵機、天秤台、刻印機、美顔器、電子鳩目穴かがりミシン、立体自動包装機、自動床洗浄機、エアバックナー、フィルム掛け機、オゾン発生器、布団乾燥機、無線バーコードリーダー、圧力鋳込み、ラジコン式草刈り機、応接テーブル、応接イス、書類収納棚、輪転機、シュレツダー、ラミネーター、カウンター式チャイム、短焦点プロジェクター、クラウド式電話、宅配ボックス、手打ち麺ネリ機、うどん生成熟成庫、門型リフト、パン製造機械、デンバ、自動支払精算機、サインージ</p>
その他	10	機械式カブラ、エッセンスオイル&天然蒸留水増量に向けた設備、選別部屋工事
計	213	

生活保護と最低賃金の比較について(令和4年度 佐賀県)

前提

若年単身	生活保護基準では12～19歳・単身世帯			
佐賀県				
・第1類・第2類費	2級地 - 1	71,460	円	
	3級地 - 1	68,430	円	
	3級地 - 2	66,940	円	
・冬季加算地区	区	2級地 - 1	2,630	円
		3級地 - 1	2,630	円
		3級地 - 2	2,630	円
・期末一時扶助費	2級地 - 1	12,880	円	
	3級地 - 1	11,610	円	
	3級地 - 2	10,970	円	
・県内級地別人口	2級地 - 1	233,301 人	(佐賀市)	
	3級地 - 1	191,569 人	(唐津市、鳥栖市)	
	3級地 - 2	386,572 人	(佐賀市、唐津市、鳥栖市以外の市町)	
	計	811,442 人		
			(資料:令和2年国勢調査)	

生活保護

(1)生活扶助基準

第1類・第2類費

$$\begin{aligned} & (71,460 \text{ 円} \times 233,301 \text{ 人} + 68,430 \text{ 円} \times 191,569 \text{ 人} + 66,940 \text{ 円} \times 386,572 \text{ 人}) \\ & \div 811,442 \text{ 人} = 68,591.3 \text{ 円} \end{aligned}$$

級地別の冬季加算

$$\begin{aligned} 2 \text{ 級地} - 1 & : 2,630 \text{ 円} \times 5 \div 12 = 1,096 \text{ 円} \text{ (1円未満四捨五入せず)} \\ 3 \text{ 級地} - 1 & : 2,630 \text{ 円} \times 5 \div 12 = 1,096 \text{ 円} \text{ (同上)} \\ 3 \text{ 級地} - 2 & : 2,630 \text{ 円} \times 5 \div 12 = 1,096 \text{ 円} \text{ (同上)} \\ & (1,096 \text{ 円} \times 233,301 \text{ 人} + 1,096 \text{ 円} \times 191,569 \text{ 人} + 1,096 \text{ 円} \times 386,572 \text{ 人}) \\ & \div 811,442 \text{ 人} = 1,096.0 \text{ 円} \end{aligned}$$

期末一時扶助費(1ヶ月平均)

級地別の冬季加算(1ヶ月平均)

$$\begin{aligned} 2 \text{ 級地} - 1 & : 12,880 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 1,073 \text{ 円} \text{ (1円未満四捨五入せず)} \\ 3 \text{ 級地} - 1 & : 11,610 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 968 \text{ 円} \text{ (同上)} \\ 3 \text{ 級地} - 2 & : 10,970 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 914 \text{ 円} \text{ (同上)} \\ & (1,073 \text{ 円} \times 233,301 \text{ 人} + 968 \text{ 円} \times 191,569 \text{ 人} + 914 \text{ 円} \times 386,572 \text{ 人}) \\ & \div 811,442 \text{ 人} = 972.5 \text{ 円} \end{aligned}$$

生活扶助基準(第1類・第2類費 + 冬季加算 + 期末一時扶助費)

$$\begin{aligned} & = \quad + \quad + \\ & = 70659.8 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2)住宅扶助実績値

被保護世帯数 佐賀県 : 6,307 世帯

住宅扶助実績値 佐賀県 : 20,039.3 円

2022年被保護者調査第3-10表により示される佐賀県の単身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たり住宅扶助の値。

(3)生活扶助基準 + 住宅扶助実績値

以上、(1)、(2)より

生活扶助基準 + 住宅扶助実績値 70659.8 + 20039.3 = 90,699 円

最低賃金との比較

時給853円(令和4年佐賀県最低賃金額)で月173.8時間(1箇月平均法定労働時間)働いた場合の1ヶ月の収入(手取額)は

853 円 × 173.8 時間 × 0.807 = 119,639 円

0.816は、時間額761円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護 - 最低賃金 = 90,699 - 119,639 = 28,940 円

であり、この差額を173.8時間で割って1時間あたりとし、0.816で割って手取り額から額面に

換算すると、 $28,940 \div 173.8 \div 0.807 = \underline{207円}$ (1円未満切り上げ)

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

令和6年度 地域別最低賃金額改定後の影響率等

最低賃金額 900円 労働者数 114,918人

時間額 (円)	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909
引上額	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
引上率	0.00%	0.11%	0.22%	0.33%	0.44%	0.56%	0.67%	0.78%	0.89%	1.00%
未満労働者 (人)	1,239	11,877	12,035	12,177	12,205	12,205	12,675	12,750	12,766	12,828
影響率	1.1%	10.3%	10.5%	10.6%	10.6%	10.6%	11.0%	11.1%	11.1%	11.2%

時間額 (円)	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919
引上額	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
引上率	1.11%	1.22%	1.33%	1.44%	1.56%	1.67%	1.78%	1.89%	2.00%	2.11%
未満労働者 (人)	12,917	14,744	14,744	14,758	14,827	14,865	15,462	15,732	15,809	15,890
影響率	11.2%	12.8%	12.8%	12.8%	12.9%	12.9%	13.5%	13.7%	13.8%	13.8%

時間額 (円)	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929
引上額	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
引上率	2.22%	2.33%	2.44%	2.56%	2.67%	2.78%	2.89%	3.00%	3.11%	3.22%
未満労働者 (人)	15,944	17,934	18,009	18,067	18,160	18,195	18,422	18,457	18,523	18,568
影響率	13.9%	15.6%	15.7%	15.7%	15.8%	15.8%	16.0%	16.1%	16.1%	16.2%

時間額 (円)	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939
引上額	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
引上率	3.33%	3.44%	3.56%	3.67%	3.78%	3.89%	4.00%	4.11%	4.22%	4.33%
未満労働者 (人)	18,773	20,232	20,332	20,357	20,431	20,498	20,651	20,696	20,759	20,884
影響率	16.3%	17.6%	17.7%	17.7%	17.8%	17.8%	18.0%	18.0%	18.1%	18.2%

時間額 (円)	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949
引上額	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
引上率	4.44%	4.56%	4.67%	4.78%	4.89%	5.00%	5.11%	5.22%	5.33%	5.44%
未満労働者 (人)	20,946	22,094	22,129	22,182	22,434	22,463	22,751	22,751	22,952	23,053
影響率	18.2%	19.2%	19.3%	19.3%	19.5%	19.5%	19.8%	19.8%	20.0%	20.1%

時間額 (円)	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959
引上額	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
引上率	5.56%	5.67%	5.78%	5.89%	6.00%	6.11%	6.22%	6.33%	6.44%	6.56%
未満労働者 (人)	23,064	27,751	27,854	27,933	28,053	28,182	28,297	28,297	28,365	28,463
影響率	20.1%	24.1%	24.2%	24.3%	24.4%	24.5%	24.6%	24.6%	24.7%	24.8%

資料「令和6年度最低賃金に関する基礎調査」

総括表(1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)

06年

総括表(1)

産業：1.食料品製造業就業形態：(全て)

産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			地域別			年齢別					
		1~9人	10~29人	30~99人	佐賀管内	管内以外		17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	114,918	63,018	45,721	6,179	66,691	48,227		1,505	4,092	70,807	10,989	10,491	17,035
円	1,069	775	288	6	526	543			36	506	99	61	367
-	889	(0.9)	(1.2)	(0.6)	(0.1)	(0.8)	(1.1)		(0.9)	(0.7)	(0.9)	(0.6)	(2.2)
890 -	890	1,095	800	288	6	551	543		36	532	99	61	367
		(1.0)	(1.3)	(0.6)	(0.1)	(0.8)	(1.1)		(0.9)	(0.8)	(0.9)	(0.6)	(2.2)
891 -	891	1,095	800	288	6	551	543		36	532	99	61	367
		(1.0)	(1.3)	(0.6)	(0.1)	(0.8)	(1.1)		(0.9)	(0.8)	(0.9)	(0.6)	(2.2)
892 -	892	1,161	832	323	6	583	578		36	564	99	96	367
		(1.0)	(1.3)	(0.7)	(0.1)	(0.9)	(1.2)		(0.9)	(0.8)	(0.9)	(0.9)	(2.2)
893 -	893	1,196	861	323	12	589	607		42	593	99	96	367
		(1.0)	(1.4)	(0.7)	(0.2)	(0.9)	(1.3)		(1.0)	(0.8)	(0.9)	(0.9)	(2.2)
894 -	894	1,226	891	323	12	619	607		42	623	99	96	367
		(1.1)	(1.4)	(0.7)	(0.2)	(0.9)	(1.3)		(1.0)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(2.2)
895 -	895	1,226	891	323	12	619	607		42	623	99	96	367
		(1.1)	(1.4)	(0.7)	(0.2)	(0.9)	(1.3)		(1.0)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(2.2)
896 -	896	1,226	891	323	12	619	607		42	623	99	96	367
		(1.1)	(1.4)	(0.7)	(0.2)	(0.9)	(1.3)		(1.0)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(2.2)
897 -	897	1,239	891	336	12	631	607		42	635	99	96	367
		(1.1)	(1.4)	(0.7)	(0.2)	(0.9)	(1.3)		(1.0)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(2.2)
898 -	898	1,239	891	336	12	631	607		42	635	99	96	367
		(1.1)	(1.4)	(0.7)	(0.2)	(0.9)	(1.3)		(1.0)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(2.2)
899 -	899	1,239	891	336	12	631	607		42	635	99	96	367
		(1.1)	(1.4)	(0.7)	(0.2)	(0.9)	(1.3)		(1.0)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(2.2)
900 -	900	11,877	6,743	4,612	522	5,256	6,621	522	1,393	4,869	870	1,014	3,210
		(10.3)	(10.7)	(10.1)	(8.5)	(7.9)	(13.7)	(34.7)	(34.0)	(6.9)	(7.9)	(9.7)	(18.8)
901 -	901	12,035	6,901	4,612	522	5,256	6,779	522	1,393	5,027	870	1,014	3,210
		(10.5)	(11.0)	(10.1)	(8.5)	(7.9)	(14.1)	(34.7)	(34.0)	(7.1)	(7.9)	(9.7)	(18.8)
902 -	902	12,177	6,949	4,651	578	5,278	6,899	522	1,393	5,094	870	1,054	3,245
		(10.6)	(11.0)	(10.2)	(9.3)	(7.9)	(14.3)	(34.7)	(34.0)	(7.2)	(7.9)	(10.0)	(19.0)
903 -	903	12,205	6,967	4,651	588	5,288	6,917	522	1,393	5,122	870	1,054	3,245
		(10.6)	(11.1)	(10.2)	(9.5)	(7.9)	(14.3)	(34.7)	(34.0)	(7.2)	(7.9)	(10.0)	(19.0)
904 -	904	12,205	6,967	4,651	588	5,288	6,917	522	1,393	5,122	870	1,054	3,245
		(10.6)	(11.1)	(10.2)	(9.5)	(7.9)	(14.3)	(34.7)	(34.0)	(7.2)	(7.9)	(10.0)	(19.0)
905 -	905	12,675	7,075	5,002	598	5,712	6,963	522	1,393	5,385	1,035	1,054	3,286
		(11.0)	(11.2)	(10.9)	(9.7)	(8.6)	(14.4)	(34.7)	(34.0)	(7.6)	(9.4)	(10.0)	(19.3)
906 -	906	12,750	7,132	5,015	603	5,755	6,995	522	1,393	5,443	1,051	1,054	3,286
		(11.1)	(11.3)	(11.0)	(9.8)	(8.6)	(14.5)	(34.7)	(34.0)	(7.7)	(9.6)	(10.0)	(19.3)
907 -	907	12,766	7,132	5,015	619	5,770	6,995	522	1,393	5,449	1,051	1,054	3,296
		(11.1)	(11.3)	(11.0)	(10.0)	(8.7)	(14.5)	(34.7)	(34.0)	(7.7)	(9.6)	(10.0)	(19.3)
908 -	908	12,828	7,147	5,063	619	5,833	6,995	522	1,393	5,473	1,051	1,054	3,335
		(11.2)	(11.3)	(11.1)	(10.0)	(8.7)	(14.5)	(34.7)	(34.0)	(7.7)	(9.6)	(10.0)	(19.6)
909 -	909	12,917	7,201	5,067	649	5,863	7,053	522	1,393	5,537	1,061	1,058	3,345
		(11.2)	(11.4)	(11.1)	(10.5)	(8.8)	(14.6)	(34.7)	(34.0)	(7.8)	(9.7)	(10.1)	(19.6)
910 -	910	14,744	8,057	5,889	798	7,093	7,651	602	1,426	6,412	1,159	1,363	3,783
		(12.8)	(12.8)	(12.9)	(12.9)	(10.6)	(15.9)	(40.0)	(34.8)	(9.1)	(10.5)	(13.0)	(22.2)
911 -	911	14,744	8,057	5,889	798	7,093	7,651	602	1,426	6,412	1,159	1,363	3,783
		(12.8)	(12.8)	(12.9)	(12.9)	(10.6)	(15.9)	(40.0)	(34.8)	(9.1)	(10.5)	(13.0)	(22.2)
912 -	912	14,758	8,072	5,889	798	7,093	7,665	602	1,426	6,412	1,173	1,363	3,783
		(12.8)	(12.8)	(12.9)	(12.9)	(10.6)	(15.9)	(40.0)	(34.8)	(9.1)	(10.7)	(13.0)	(22.2)
913 -	913	14,827	8,101	5,919	808	7,133	7,695	602	1,426	6,442	1,180	1,377	3,800
		(12.9)	(12.9)	(12.9)	(13.1)	(10.7)	(16.0)	(40.0)	(34.8)	(9.1)	(10.7)	(13.1)	(22.3)
914 -	914	14,865	8,115	5,942	808	7,156	7,709	602	1,426	6,442	1,180	1,377	3,838
		(12.9)	(12.9)	(13.0)	(13.1)	(10.7)	(16.0)	(40.0)	(34.8)	(9.1)	(10.7)	(13.1)	(22.5)
		15,462	8,602	6,053	808	7,686	7,776	602	1,510	6,846	1,180	1,377	3,948

915	-	915	(13.5)	(13.6)	(13.2)	(13.1)	(11.5)	(16.1)			(40.0)	(36.9)	(9.7)	(10.7)	(13.1)	(23.2)
			15,732	8,871	6,053	808	7,955	7,776			602	1,510	7,076	1,219	1,377	3,948
916	-	916	(13.7)	(14.1)	(13.2)	(13.1)	(11.9)	(16.1)			(40.0)	(36.9)	(10.0)	(11.1)	(13.1)	(23.2)
			15,809	8,926	6,075	808	7,977	7,832			602	1,510	7,084	1,245	1,385	3,984
917	-	917	(13.8)	(14.2)	(13.3)	(13.1)	(12.0)	(16.2)			(40.0)	(36.9)	(10.0)	(11.3)	(13.2)	(23.4)
			15,890	9,007	6,075	808	7,977	7,912			602	1,510	7,084	1,245	1,428	4,021
918	-	918	(13.8)	(14.3)	(13.3)	(13.1)	(12.0)	(16.4)			(40.0)	(36.9)	(10.0)	(11.3)	(13.6)	(23.6)
			15,944	9,051	6,075	818	8,032	7,912			602	1,510	7,128	1,245	1,428	4,031
919		919	(13.9)	(14.4)	(13.3)	(13.2)	(12.0)	(16.4)			(40.0)	(36.9)	(10.1)	(11.3)	(13.6)	(23.7)
			17,934	9,914	7,100	919	8,954	8,980			653	1,605	7,999	1,427	1,703	4,547
920		920	(15.6)	(15.7)	(15.5)	(14.9)	(13.4)	(18.6)			(43.4)	(39.2)	(11.3)	(13.0)	(16.2)	(26.7)
			18,009	9,944	7,146	919	8,999	9,011			653	1,605	8,030	1,427	1,703	4,592
921		921	(15.7)	(15.8)	(15.6)	(14.9)	(13.5)	(18.7)			(43.4)	(39.2)	(11.3)	(13.0)	(16.2)	(27.0)
			18,067	10,002	7,146	919	8,999	9,068			653	1,605	8,087	1,427	1,703	4,592
922		922	(15.7)	(15.9)	(15.6)	(14.9)	(13.5)	(18.8)			(43.4)	(39.2)	(11.4)	(13.0)	(16.2)	(27.0)
			18,160	10,069	7,171	919	9,037	9,123			653	1,605	8,117	1,427	1,728	4,630
923		923	(15.8)	(16.0)	(15.7)	(14.9)	(13.6)	(18.9)			(43.4)	(39.2)	(11.5)	(13.0)	(16.5)	(27.2)
			18,195	10,088	7,187	919	9,037	9,158			653	1,622	8,135	1,427	1,728	4,630
924		924	(15.8)	(16.0)	(15.7)	(14.9)	(13.6)	(19.0)			(43.4)	(39.6)	(11.5)	(13.0)	(16.5)	(27.2)
			18,422	10,224	7,273	925	9,150	9,272			653	1,622	8,180	1,470	1,728	4,770
925		925	(16.0)	(16.2)	(15.9)	(15.0)	(13.7)	(19.2)			(43.4)	(39.6)	(11.6)	(13.4)	(16.5)	(28.0)
			18,457	10,224	7,308	925	9,150	9,307			653	1,622	8,215	1,470	1,728	4,770
926		926	(16.1)	(16.2)	(16.0)	(15.0)	(13.7)	(19.3)			(43.4)	(39.6)	(11.6)	(13.4)	(16.5)	(28.0)
			18,523	10,260	7,308	955	9,180	9,342			653	1,622	8,271	1,470	1,728	4,780
927		927	(16.1)	(16.3)	(16.0)	(15.5)	(13.8)	(19.4)			(43.4)	(39.6)	(11.7)	(13.4)	(16.5)	(28.1)
			18,568	10,293	7,308	966	9,207	9,361			653	1,622	8,289	1,470	1,728	4,806
928		928	(16.2)	(16.3)	(16.0)	(15.6)	(13.8)	(19.4)			(43.4)	(39.6)	(11.7)	(13.4)	(16.5)	(28.2)
			18,773	10,348	7,458	966	9,412	9,361			653	1,622	8,341	1,497	1,728	4,932
929		929	(16.3)	(16.4)	(16.3)	(15.6)	(14.1)	(19.4)			(43.4)	(39.6)	(11.8)	(13.6)	(16.5)	(29.0)
			20,232	11,258	7,883	1,090	10,516	9,716			685	1,774	9,252	1,615	1,816	5,090
930		930	(17.6)	(17.9)	(17.2)	(17.6)	(15.8)	(20.1)			(45.5)	(43.3)	(13.1)	(14.7)	(17.3)	(29.9)
			20,332	11,304	7,938	1,090	10,586	9,746			685	1,774	9,283	1,615	1,816	5,160
931		931	(17.7)	(17.9)	(17.4)	(17.6)	(15.9)	(20.2)			(45.5)	(43.3)	(13.1)	(14.7)	(17.3)	(30.3)
			20,357	11,304	7,963	1,090	10,611	9,746			685	1,774	9,307	1,615	1,816	5,160
932		932	(17.7)	(17.9)	(17.4)	(17.6)	(15.9)	(20.2)			(45.5)	(43.3)	(13.1)	(14.7)	(17.3)	(30.3)
			20,431	11,325	8,017	1,090	10,634	9,797			685	1,774	9,331	1,615	1,816	5,211
933		933	(17.8)	(18.0)	(17.5)	(17.6)	(15.9)	(20.3)			(45.5)	(43.3)	(13.2)	(14.7)	(17.3)	(30.6)
			20,498	11,354	8,052	1,092	10,636	9,862			685	1,774	9,397	1,615	1,816	5,211
934		934	(17.8)	(18.0)	(17.6)	(17.7)	(15.9)	(20.4)			(45.5)	(43.3)	(13.3)	(14.7)	(17.3)	(30.6)
			20,651	11,456	8,091	1,103	10,708	9,943			685	1,774	9,423	1,624	1,816	5,329
935		935	(18.0)	(18.2)	(17.7)	(17.9)	(16.1)	(20.6)			(45.5)	(43.3)	(13.3)	(14.8)	(17.3)	(31.3)
			20,696	11,456	8,115	1,125	10,737	9,959			685	1,774	9,469	1,624	1,816	5,329
936		936	(18.0)	(18.2)	(17.7)	(18.2)	(16.1)	(20.7)			(45.5)	(43.3)	(13.4)	(14.8)	(17.3)	(31.3)
			20,759	11,471	8,115	1,173	10,752	10,008			685	1,774	9,515	1,624	1,832	5,329
937		937	(18.1)	(18.2)	(17.7)	(19.0)	(16.1)	(20.8)			(45.5)	(43.3)	(13.4)	(14.8)	(17.5)	(31.3)
			20,884	11,561	8,138	1,185	10,826	10,059			685	1,774	9,553	1,624	1,832	5,417
938		938	(18.2)	(18.3)	(17.8)	(19.2)	(16.2)	(20.9)			(45.5)	(43.3)	(13.5)	(14.8)	(17.5)	(31.8)
			20,946	11,592	8,169	1,185	10,856	10,089			685	1,774	9,615	1,624	1,832	5,417
939		939	(18.2)	(18.4)	(17.9)	(19.2)	(16.3)	(20.9)			(45.5)	(43.3)	(13.6)	(14.8)	(17.5)	(31.8)
			22,094	11,977	8,896	1,221	11,741	10,353			685	1,831	10,214	1,674	1,979	5,711
940		940	(19.2)	(19.0)	(19.5)	(19.8)	(17.6)	(21.5)			(45.5)	(44.7)	(14.4)	(15.2)	(18.9)	(33.5)
			22,129	12,012	8,896	1,221	11,759	10,371			685	1,831	10,231	1,674	1,979	5,729
941		941	(19.3)	(19.1)	(19.5)	(19.8)	(17.6)	(21.5)			(45.5)	(44.7)	(14.4)	(15.2)	(18.9)	(33.6)
			22,182	12,050	8,896	1,236	11,797	10,385			685	1,831	10,246	1,674	2,017	5,729
942		942	(19.3)	(19.1)	(19.5)	(20.0)	(17.7)	(21.5)			(45.5)	(44.7)	(14.5)	(15.2)	(19.2)	(33.6)
			22,434	12,184	9,013	1,236	11,990	10,444			685	1,831	10,468	1,704	2,017	5,729
943		943	(19.5)	(19.3)	(19.7)	(20.0)	(18.0)	(21.7)			(45.5)	(44.7)	(14.8)	(15.5)	(19.2)	(33.6)
			22,463	12,214	9,013	1,236	11,990	10,473			685	1,831	10,498	1,704	2,017	5,729
944		944	(19.5)	(19.4)	(19.7)	(20.0)	(18.0)	(21.7)			(45.5)	(44.7)	(14.8)	(15.5)	(19.2)	(33.6)
			22,751	12,492	9,023	1,236	12,043	10,708			685	1,860	10,757	1,704	2,017	5,729
945		945	(19.8)	(19.8)	(19.7)	(20.0)	(18.1)	(22.2)			(45.5)	(45.5)	(15.2)	(15.5)	(19.2)	(33.6)

946	946	22,751 (19.8)	12,492 (19.8)	9,023 (19.7)	1,236 (20.0)	12,043 (18.1)	10,708 (22.2)			685 (45.5)	1,860 (45.5)	10,757 (15.2)	1,704 (15.5)	2,017 (19.2)	5,729 (33.6)
947	947	22,952 (20.0)	12,677 (20.1)	9,023 (19.7)	1,252 (20.3)	12,228 (18.3)	10,724 (22.2)			685 (45.5)	1,860 (45.5)	10,886 (15.4)	1,704 (15.5)	2,017 (19.2)	5,800 (34.1)
948	948	23,053 (20.1)	12,704 (20.2)	9,096 (19.9)	1,252 (20.3)	12,298 (18.4)	10,754 (22.3)			685 (45.5)	1,860 (45.5)	10,987 (15.5)	1,704 (15.5)	2,017 (19.2)	5,800 (34.1)
949	949	23,064 (20.1)	12,709 (20.2)	9,096 (19.9)	1,258 (20.4)	12,309 (18.5)	10,754 (22.3)			685 (45.5)	1,860 (45.5)	10,998 (15.5)	1,704 (15.5)	2,017 (19.2)	5,800 (34.1)
950	950	27,751 (24.1)	15,226 (24.2)	10,951 (24.0)	1,574 (25.5)	15,575 (23.4)	12,176 (25.2)			1,025 (68.1)	2,680 (65.5)	13,186 (18.6)	1,989 (18.1)	2,324 (22.2)	6,547 (38.4)
951	951	27,854 (24.2)	15,320 (24.3)	10,960 (24.0)	1,574 (25.5)	15,631 (23.4)	12,222 (25.3)			1,025 (68.1)	2,680 (65.5)	13,280 (18.8)	1,998 (18.2)	2,324 (22.2)	6,547 (38.4)
952	952	27,933 (24.3)	15,335 (24.3)	11,025 (24.1)	1,574 (25.5)	15,670 (23.5)	12,264 (25.4)			1,025 (68.1)	2,680 (65.5)	13,329 (18.8)	2,029 (18.5)	2,324 (22.2)	6,547 (38.4)
953	953	28,053 (24.4)	15,455 (24.5)	11,025 (24.1)	1,574 (25.5)	15,741 (23.6)	12,312 (25.5)			1,025 (68.1)	2,680 (65.5)	13,434 (19.0)	2,029 (18.5)	2,339 (22.3)	6,547 (38.4)
954	954	28,182 (24.5)	15,496 (24.6)	11,107 (24.3)	1,579 (25.5)	15,828 (23.7)	12,353 (25.6)			1,025 (68.1)	2,680 (65.5)	13,538 (19.1)	2,029 (18.5)	2,364 (22.5)	6,547 (38.4)
955	955	28,297 (24.6)	15,606 (24.8)	11,107 (24.3)	1,584 (25.6)	15,875 (23.8)	12,422 (25.8)			1,025 (68.1)	2,680 (65.5)	13,612 (19.2)	2,029 (18.5)	2,364 (22.5)	6,588 (38.7)
956	956	28,297 (24.6)	15,606 (24.8)	11,107 (24.3)	1,584 (25.6)	15,875 (23.8)	12,422 (25.8)			1,025 (68.1)	2,680 (65.5)	13,612 (19.2)	2,029 (18.5)	2,364 (22.5)	6,588 (38.7)
957	957	28,365 (24.7)	15,636 (24.8)	11,139 (24.4)	1,590 (25.7)	15,934 (23.9)	12,431 (25.8)			1,025 (68.1)	2,680 (65.5)	13,671 (19.3)	2,038 (18.5)	2,364 (22.5)	6,588 (38.7)
958	958	28,463 (24.8)	15,669 (24.9)	11,156 (24.4)	1,638 (26.5)	15,949 (23.9)	12,514 (25.9)			1,025 (68.1)	2,680 (65.5)	13,769 (19.4)	2,038 (18.5)	2,364 (22.5)	6,588 (38.7)
959	959	28,533 (24.8)	15,711 (24.9)	11,174 (24.4)	1,648 (26.7)	16,019 (24.0)	12,514 (25.9)			1,025 (68.1)	2,680 (65.5)	13,839 (19.5)	2,038 (18.5)	2,364 (22.5)	6,588 (38.7)
960	960	30,082 (26.2)	16,363 (26.0)	11,978 (26.2)	1,741 (28.2)	17,200 (25.8)	12,883 (26.7)			1,025 (68.1)	2,694 (65.8)	14,888 (21.0)	2,205 (20.1)	2,450 (23.4)	6,820 (40.0)
961	961	30,121 (26.2)	16,402 (26.0)	11,978 (26.2)	1,741 (28.2)	17,223 (25.8)	12,897 (26.7)			1,025 (68.1)	2,694 (65.8)	14,926 (21.1)	2,205 (20.1)	2,450 (23.4)	6,820 (40.0)
962	962	30,180 (26.3)	16,446 (26.1)	11,992 (26.2)	1,741 (28.2)	17,268 (25.9)	12,912 (26.8)			1,025 (68.1)	2,739 (66.9)	14,926 (21.1)	2,219 (20.2)	2,450 (23.4)	6,820 (40.0)
963	963	30,233 (26.3)	16,500 (26.2)	11,992 (26.2)	1,741 (28.2)	17,268 (25.9)	12,965 (26.9)			1,025 (68.1)	2,739 (66.9)	14,962 (21.1)	2,219 (20.2)	2,450 (23.4)	6,839 (40.1)
964	964	30,254 (26.3)	16,500 (26.2)	12,013 (26.3)	1,741 (28.2)	17,288 (25.9)	12,965 (26.9)			1,025 (68.1)	2,739 (66.9)	14,982 (21.2)	2,219 (20.2)	2,450 (23.4)	6,839 (40.1)
965	965	30,345 (26.4)	16,580 (26.3)	12,013 (26.3)	1,752 (28.4)	17,359 (26.0)	12,986 (26.9)			1,025 (68.1)	2,739 (66.9)	15,053 (21.3)	2,219 (20.2)	2,450 (23.4)	6,859 (40.3)
966	966	30,480 (26.5)	16,691 (26.5)	12,036 (26.3)	1,752 (28.4)	17,383 (26.1)	13,097 (27.2)			1,025 (68.1)	2,739 (66.9)	15,187 (21.4)	2,219 (20.2)	2,450 (23.4)	6,859 (40.3)
967	967	30,541 (26.6)	16,691 (26.5)	12,097 (26.5)	1,752 (28.4)	17,383 (26.1)	13,158 (27.3)			1,025 (68.1)	2,739 (66.9)	15,248 (21.5)	2,219 (20.2)	2,450 (23.4)	6,859 (40.3)
968	968	30,899 (26.9)	17,034 (27.0)	12,097 (26.5)	1,768 (28.6)	17,383 (26.1)	13,516 (28.0)			1,025 (68.1)	2,739 (66.9)	15,480 (21.9)	2,219 (20.2)	2,466 (23.5)	6,970 (40.9)
969	969	30,973 (27.0)	17,066 (27.1)	12,139 (26.5)	1,768 (28.6)	17,406 (26.1)	13,567 (28.1)			1,025 (68.1)	2,739 (66.9)	15,536 (21.9)	2,219 (20.2)	2,466 (23.5)	6,989 (41.0)
970	970	31,730 (27.6)	17,577 (27.9)	12,352 (27.0)	1,801 (29.2)	17,970 (26.9)	13,760 (28.5)			1,067 (70.9)	2,739 (66.9)	15,866 (22.4)	2,319 (21.1)	2,604 (24.8)	7,135 (41.9)
971	971	31,867 (27.7)	17,692 (28.1)	12,374 (27.1)	1,801 (29.2)	18,090 (27.1)	13,777 (28.6)			1,067 (70.9)	2,739 (66.9)	16,003 (22.6)	2,319 (21.1)	2,604 (24.8)	7,135 (41.9)
972	972	31,867 (27.7)	17,692 (28.1)	12,374 (27.1)	1,801 (29.2)	18,090 (27.1)	13,777 (28.6)			1,067 (70.9)	2,739 (66.9)	16,003 (22.6)	2,319 (21.1)	2,604 (24.8)	7,135 (41.9)
973	973	31,911 (27.8)	17,736 (28.1)	12,374 (27.1)	1,801 (29.2)	18,104 (27.1)	13,806 (28.6)			1,067 (70.9)	2,739 (66.9)	16,032 (22.6)	2,334 (21.2)	2,604 (24.8)	7,135 (41.9)
974	974	31,964 (27.8)	17,789 (28.2)	12,374 (27.1)	1,801 (29.2)	18,128 (27.2)	13,836 (28.7)			1,067 (70.9)	2,739 (66.9)	16,085 (22.7)	2,334 (21.2)	2,604 (24.8)	7,135 (41.9)
975	975	32,094 (27.9)	17,905 (28.4)	12,387 (27.1)	1,801 (29.2)	18,223 (27.3)	13,870 (28.8)			1,067 (70.9)	2,739 (66.9)	16,142 (22.8)	2,334 (21.2)	2,642 (25.2)	7,169 (42.1)
		32,175	17,967	12,387	1,821	18,304	13,870			1,067	2,739	16,223	2,334	2,642	7,169

976	976	(28.0)	(28.5)	(27.1)	(29.5)	(27.4)	(28.8)			(70.9)	(66.9)	(22.9)	(21.2)	(25.2)	(42.1)
		32,301	18,068	12,407	1,826	18,398	13,903			1,067	2,739	16,279	2,334	2,695	7,188
977	977	(28.1)	(28.7)	(27.1)	(29.5)	(27.6)	(28.8)			(70.9)	(66.9)	(23.0)	(21.2)	(25.7)	(42.2)
		32,545	18,279	12,441	1,826	18,475	14,070			1,067	2,739	16,498	2,359	2,695	7,188
978	978	(28.3)	(29.0)	(27.2)	(29.5)	(27.7)	(29.2)			(70.9)	(66.9)	(23.3)	(21.5)	(25.7)	(42.2)
		32,666	18,352	12,472	1,842	18,475	14,191			1,067	2,739	16,603	2,375	2,695	7,188
979	979	(28.4)	(29.1)	(27.3)	(29.8)	(27.7)	(29.4)			(70.9)	(66.9)	(23.4)	(21.6)	(25.7)	(42.2)
		33,909	18,913	13,149	1,847	19,370	14,539			1,067	2,739	17,507	2,491	2,775	7,331
980	980	(29.5)	(30.0)	(28.8)	(29.9)	(29.0)	(30.1)			(70.9)	(66.9)	(24.7)	(22.7)	(26.4)	(43.0)
		33,909	18,913	13,149	1,847	19,370	14,539			1,067	2,739	17,507	2,491	2,775	7,331
981	981	(29.5)	(30.0)	(28.8)	(29.9)	(29.0)	(30.1)			(70.9)	(66.9)	(24.7)	(22.7)	(26.4)	(43.0)
		34,263	19,039	13,377	1,847	19,554	14,709			1,067	2,739	17,763	2,509	2,793	7,391
982	982	(29.8)	(30.2)	(29.3)	(29.9)	(29.3)	(30.5)			(70.9)	(66.9)	(25.1)	(22.8)	(26.6)	(43.4)
		34,302	19,067	13,388	1,847	19,554	14,748			1,067	2,739	17,788	2,523	2,793	7,391
983	983	(29.8)	(30.3)	(29.3)	(29.9)	(29.3)	(30.6)			(70.9)	(66.9)	(25.1)	(23.0)	(26.6)	(43.4)
		34,325	19,067	13,411	1,847	19,577	14,748			1,067	2,739	17,812	2,523	2,793	7,391
984	984	(29.9)	(30.3)	(29.3)	(29.9)	(29.4)	(30.6)			(70.9)	(66.9)	(25.2)	(23.0)	(26.6)	(43.4)
		34,500	19,151	13,502	1,847	19,599	14,901			1,067	2,739	17,904	2,576	2,823	7,391
985	985	(30.0)	(30.4)	(29.5)	(29.9)	(29.4)	(30.9)			(70.9)	(66.9)	(25.3)	(23.4)	(26.9)	(43.4)
		34,560	19,151	13,562	1,847	19,599	14,961			1,067	2,739	17,935	2,576	2,853	7,391
986	986	(30.1)	(30.4)	(29.7)	(29.9)	(29.4)	(31.0)			(70.9)	(66.9)	(25.3)	(23.4)	(27.2)	(43.4)
		34,596	19,181	13,562	1,852	19,635	14,961			1,067	2,739	17,940	2,576	2,883	7,391
987	987	(30.1)	(30.4)	(29.7)	(30.0)	(29.4)	(31.0)			(70.9)	(66.9)	(25.3)	(23.4)	(27.5)	(43.4)
		34,677	19,238	13,570	1,869	19,635	15,042			1,067	2,755	17,980	2,593	2,891	7,391
988	988	(30.2)	(30.5)	(29.7)	(30.2)	(29.4)	(31.2)			(70.9)	(67.3)	(25.4)	(23.6)	(27.6)	(43.4)
		34,697	19,252	13,570	1,875	19,635	15,062			1,067	2,755	18,000	2,593	2,891	7,391
989	989	(30.2)	(30.5)	(29.7)	(30.3)	(29.4)	(31.2)			(70.9)	(67.3)	(25.4)	(23.6)	(27.6)	(43.4)
		35,199	19,543	13,744	1,912	19,998	15,201			1,067	2,755	18,293	2,680	2,952	7,451
990	990	(30.6)	(31.0)	(30.1)	(30.9)	(30.0)	(31.5)			(70.9)	(67.3)	(25.8)	(24.4)	(28.1)	(43.7)
		35,199	19,543	13,744	1,912	19,998	15,201			1,067	2,755	18,293	2,680	2,952	7,451
991	991	(30.6)	(31.0)	(30.1)	(30.9)	(30.0)	(31.5)			(70.9)	(67.3)	(25.8)	(24.4)	(28.1)	(43.7)
		35,223	19,543	13,768	1,912	20,022	15,201			1,067	2,755	18,293	2,705	2,952	7,451
992	992	(30.7)	(31.0)	(30.1)	(30.9)	(30.0)	(31.5)			(70.9)	(67.3)	(25.8)	(24.6)	(28.1)	(43.7)
		35,329	19,617	13,801	1,912	20,055	15,274			1,067	2,755	18,343	2,705	2,970	7,488
993	993	(30.7)	(31.1)	(30.2)	(30.9)	(30.1)	(31.7)			(70.9)	(67.3)	(25.9)	(24.6)	(28.3)	(44.0)
		35,533	19,730	13,842	1,961	20,111	15,422			1,067	2,755	18,511	2,723	2,970	7,506
994	994	(30.9)	(31.3)	(30.3)	(31.7)	(30.2)	(32.0)			(70.9)	(67.3)	(26.1)	(24.8)	(28.3)	(44.1)
		35,605	19,730	13,903	1,972	20,122	15,483			1,067	2,755	18,552	2,723	2,970	7,537
995	995	(31.0)	(31.3)	(30.4)	(31.9)	(30.2)	(32.1)			(70.9)	(67.3)	(26.2)	(24.8)	(28.3)	(44.2)
		35,605	19,730	13,903	1,972	20,122	15,483			1,067	2,755	18,552	2,723	2,970	7,537
996	996	(31.0)	(31.3)	(30.4)	(31.9)	(30.2)	(32.1)			(70.9)	(67.3)	(26.2)	(24.8)	(28.3)	(44.2)
		35,653	19,730	13,946	1,977	20,140	15,513			1,067	2,755	18,589	2,723	2,970	7,549
997	997	(31.0)	(31.3)	(30.5)	(32.0)	(30.2)	(32.2)			(70.9)	(67.3)	(26.3)	(24.8)	(28.3)	(44.3)
		35,796	19,858	13,951	1,987	20,259	15,536			1,067	2,765	18,664	2,723	2,989	7,588
998	998	(31.1)	(31.5)	(30.5)	(32.2)	(30.4)	(32.2)			(70.9)	(67.6)	(26.4)	(24.8)	(28.5)	(44.5)
		35,801	19,863	13,951	1,987	20,264	15,536			1,067	2,765	18,664	2,723	2,989	7,593
999	999	(31.2)	(31.5)	(30.5)	(32.2)	(30.4)	(32.2)			(70.9)	(67.6)	(26.4)	(24.8)	(28.5)	(44.6)
		41,251	23,354	15,816	2,080	23,828	17,423			1,373	3,404	21,701	2,995	3,504	8,274
1000	1000	(35.9)	(37.1)	(34.6)	(33.7)	(35.7)	(36.1)			(91.2)	(83.2)	(30.6)	(27.3)	(33.4)	(48.6)
		41,876	23,507	16,242	2,127	24,120	17,755			1,373	3,453	22,119	3,061	3,504	8,366
1001	1009	(36.4)	(37.3)	(35.5)	(34.4)	(36.2)	(36.8)			(91.2)	(84.4)	(31.2)	(27.9)	(33.4)	(49.1)
		43,162	24,152	16,795	2,215	24,866	18,296			1,373	3,507	23,000	3,146	3,681	8,456
1010	1019	(37.6)	(38.3)	(36.7)	(35.8)	(37.3)	(37.9)			(91.2)	(85.7)	(32.5)	(28.6)	(35.1)	(49.6)
		44,616	25,011	17,279	2,325	25,715	18,901			1,373	3,566	23,948	3,240	3,799	8,690
1020	1029	(38.8)	(39.7)	(37.8)	(37.6)	(38.6)	(39.2)			(91.2)	(87.1)	(33.8)	(29.5)	(36.2)	(51.0)
		46,356	25,610	18,287	2,459	26,510	19,845			1,394	3,647	25,038	3,396	3,982	8,899
1030	1039	(40.3)	(40.6)	(40.0)	(39.8)	(39.8)	(41.1)			(92.6)	(89.1)	(35.4)	(30.9)	(38.0)	(52.2)
		47,382	26,264	18,545	2,573	26,829	20,553			1,394	3,663	25,502	3,616	4,070	9,136
1040	1049	(41.2)	(41.7)	(40.6)	(41.6)	(40.2)	(42.6)			(92.6)	(89.5)	(36.0)	(32.9)	(38.8)	(53.6)
		49,319	27,147	19,505	2,668	28,201	21,118			1,427	3,696	26,775	3,717	4,355	9,350
1050	1059	(42.9)	(43.1)	(42.7)	(43.2)	(42.3)	(43.8)			(94.8)	(90.3)	(37.8)	(33.8)	(41.5)	(54.9)

1060	1069	50,906 (44.3)	28,132 (44.6)	20,063 (43.9)	2,711 (43.9)	29,336 (44.0)	21,570 (44.7)			1,427 (94.8)	3,838 (93.8)	27,653 (39.1)	3,922 (35.7)	4,510 (43.0)	9,555 (56.1)
1070	1079	52,294 (45.5)	29,002 (46.0)	20,467 (44.8)	2,825 (45.7)	29,849 (44.8)	22,445 (46.5)			1,427 (94.8)	3,838 (93.8)	28,489 (40.2)	4,104 (37.3)	4,569 (43.6)	9,867 (57.9)
1080	1089	53,151 (46.3)	29,408 (46.7)	20,879 (45.7)	2,864 (46.3)	30,292 (45.4)	22,859 (47.4)			1,477 (98.2)	3,838 (93.8)	29,059 (41.0)	4,161 (37.9)	4,584 (43.7)	10,032 (58.9)
1090	1099	53,964 (47.0)	29,842 (47.4)	21,202 (46.4)	2,920 (47.3)	30,873 (46.3)	23,091 (47.9)			1,477 (98.2)	3,838 (93.8)	29,479 (41.6)	4,261 (38.8)	4,693 (44.7)	10,215 (60.0)
1100	1199	67,593 (58.8)	37,560 (59.6)	26,537 (58.0)	3,497 (56.6)	38,464 (57.7)	29,129 (60.4)			1,505 (100.0)	3,969 (97.0)	39,170 (55.3)	5,444 (49.5)	5,886 (56.1)	11,618 (68.2)
1200	1299	76,316 (66.4)	41,944 (66.6)	30,556 (66.8)	3,816 (61.8)	43,522 (65.3)	32,794 (68.0)				3,982 (97.3)	45,037 (63.6)	6,385 (58.1)	6,613 (63.0)	12,795 (75.1)
1300	1399	84,080 (73.2)	46,368 (73.6)	33,510 (73.3)	4,201 (68.0)	47,282 (70.9)	36,798 (76.3)				3,987 (97.4)	50,482 (71.3)	7,200 (65.5)	7,239 (69.0)	13,667 (80.2)
1400	1499	90,093 (78.4)	49,447 (78.5)	36,212 (79.2)	4,434 (71.8)	51,003 (76.5)	39,090 (81.1)				4,021 (98.3)	54,357 (76.8)	7,867 (71.6)	8,093 (77.1)	14,250 (83.7)
1500	1599	94,329 (82.1)	51,379 (81.5)	38,233 (83.6)	4,717 (76.3)	53,558 (80.3)	40,771 (84.5)				4,092 (100.0)	57,653 (81.4)	8,170 (74.3)	8,491 (80.9)	14,418 (84.6)
1600	1699	98,615 (85.8)	53,769 (85.3)	39,740 (86.9)	5,105 (82.6)	55,964 (83.9)	42,651 (88.4)					60,570 (85.5)	8,677 (79.0)	8,908 (84.9)	14,862 (87.2)
1700	1799	101,268 (88.1)	55,077 (87.4)	40,906 (89.5)	5,285 (85.5)	57,554 (86.3)	43,714 (90.6)					62,362 (88.1)	9,035 (82.2)	9,171 (87.4)	15,103 (88.7)
1800	1899	103,291 (89.9)	55,981 (88.8)	41,900 (91.6)	5,410 (87.6)	58,911 (88.3)	44,380 (92.0)					63,791 (90.1)	9,322 (84.8)	9,374 (89.4)	15,207 (89.3)
1900	1999	105,003 (91.4)	57,012 (90.5)	42,423 (92.8)	5,568 (90.1)	60,059 (90.1)	44,944 (93.2)					65,065 (91.9)	9,475 (86.2)	9,569 (91.2)	15,296 (89.8)
2000		114,918 (100.0)	63,018 (100.0)	45,721 (100.0)	6,179 (100.0)	66,691 (100.0)	48,227 (100.0)					70,807 (100.0)	10,989 (100.0)	10,491 (100.0)	17,035 (100.0)
月平均賃金額		171,731	174,037	164,544	201,404	170,146	173,924			46,358	61,223	187,141	202,001	180,121	120,613
時間当平均賃金		1,299	1,297	1,296	1,336	1,312	1,281			951	967	1,320	1,396	1,305	1,253
月一人当たり労		130	131	124	151	125	135			49	62	139	141	134	102
第1・20分位		900	900	900	900	900	900			900	900	900	900	900	900
第1・10分位		900	900	900	907	910	900			900	900	917	910	902	900
第1・4分位		960	960	960	950	960	950			900	900	982	1,000	975	920
中位数		1,111	1,111	1,119	1,132	1,118	1,106			950	950	1,153	1,200	1,141	1,025
四分位偏差係数		0.2111	0.2093	0.2078	0.2845	0.2245	0.1944			0.0526	0.0526	0.2069	0.2529	0.2082	0.1839

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

【参考資料】

委員からの追加要望資料

令和6年春闘 各機関別賃上げ集計状況（加重平均）

【連合】

	令和5年	令和6年 (7月3日,最終)
全体	3.58% 10,560円	5.10% 15,281円
300人未満	3.23% 8,021円	4.45% 11,358円

【経団連】

	令和6年 (5月20日公表)	昨年同時期 (5月19日公表)
500人以上	5.58% 19,480円	3.91% 13,110円
500人未満	3.92% 10,420円	2.94% 7,864円

【日本商工会議所】

		令和6年 (6月5日公表)	
正社員	全体	3.62% 9,662円	月額
	20人以下	3.34% 8,801円	月額
パート・ アルバイト等	全体	3.43% 37.6円	時間額
	20人以下	3.88% 43.3円	時間額

【厚生労働省】

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
主要企業	2.14% 6,639円	2.11% 6,570円	2.26% 7,033円	2.18% 6,790円	2.00% 6,286円	1.86% 5,854円	2.20% 6,898円	3.60% 11,245円

○調査対象

連合：「全体」は、規模集計。「300人未満」は、全体の内数。平成28年～令和4年は最終集計。

経団連：「500人以上」は、原則として東証1部上場、平成28年～令和4年は最終集計。

厚生労働省：「主要産業は資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって労働組合のあるもの。」

「中小企業の賃金改定 に関する調査」 集計結果

■ 調査概要	1
■ 調査結果の主なポイント	2
1. 2024年の賃上げ	3～7
2. 正社員の賃上げ	8～11
3. パート・アルバイト等の賃上げ	12～15
■ 賃上げに関する中小企業の声	16

2024年6月5日
日本商工会議所・東京商工会議所

■ 調査概要

- (1) 調査地域：全国47都道府県
- (2) 回答企業数：1,979社
- (3) 調査期間：2024年4月19日～5月17日
- (4) 回収商工会議所数：380商工会議所
- (5) 調査方法：各地商工会議所職員を通じた依頼等
- (6) 調査の目的：「正社員」と「パート・アルバイト等」それぞれについて、定期昇給およびベースアップ等による一人当たりの賃金額の変化を把握し、中小企業における賃上げの状況について実態を把握するため。また、当所の意見・要望活動に活かすため

(※) 本調査で賃金額を把握するにあたり、人員構成による支給総額の変化、雇用形態や労働時間の変更によって受ける影響を可能な限り排除するため、**比較する2023年4月と2024年4月の両期間に在籍**し、かつ**雇用形態や労働時間の変更が無い従業員**を対象に、「正社員/月給支給」および「パート・アルバイト等/時給支給」に分けて回答を依頼

(※) 本調査では、「正社員」を「雇用期間の定めが無く、就業規則等に定められた就業時間（フルタイム）で勤務し、かつ給与が月給支給の従業員」、「パート・アルバイト等」を「正社員に該当せず、かつ給与が時給計算により支給されている従業員」としている

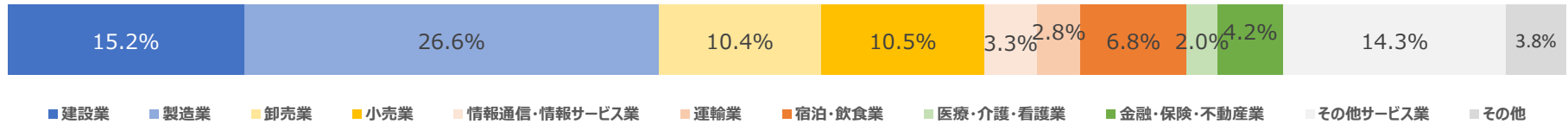
(※) 各設問において、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計から除外している

(※) 各構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入している

<回答企業の属性>

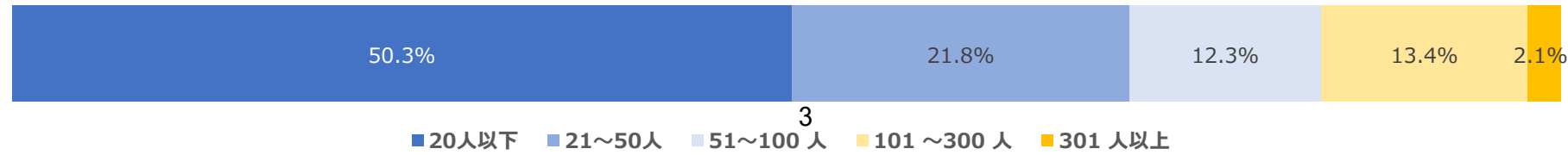
【業種】 ※重複を含むため、割合は100を超える場合がある。

建設業：301社【15.2%】	製造業：526社【26.6%】	卸売業：206社【10.4%】	小売業：208社【10.5%】
情報通信・情報サービス業：66社【3.3%】	運輸業：56社【2.8%】	宿泊・飲食業：134社【6.8%】	医療・介護・看護業：40社【2.0%】
金融・保険・不動産業：83社【4.2%】	その他サービス業：283社【14.3%】	その他：76社【3.8%】	



【従業員規模】

20人以下：996社【50.3%】 21～50人：432社【21.8%】 51～100人：244社【12.3%】 101～300人：265社【13.4%】 301人以上：42社【2.1%】



■ 調査結果の主なポイント

2024年度 の賃上げ

- 2024年度に「賃上げを実施予定」とする企業は74.3%と7割を超え、1月調査から13.0ポイント増。うち「防衛的な賃上げ」は59.1%と依然6割近く。
- 従業員数20人以下の企業では、「賃上げを実施予定」は63.3%。うち「防衛的な賃上げ」は64.1%。規模の小さな事業所では、賃上げの動きやや鈍く、厳しい状況。
- 「賃上げを実施予定」とする企業は、卸売業、製造業で8割超え。最も低い医療・介護・看護業で5割強（52.5%）と全業種で半数以上が賃上げ。
- 情報通信業、宿泊・飲食業、金融・保険・不動産業で「前向きな賃上げ」が5割超に達する一方、運輸業では「防衛的な賃上げ」が7割超（72.2%）と業種により差。

正社員 の賃上げ

- 正社員の賃上げは、
【全体】 賃上げ額 9,662円、賃上げ率 3.62%（加重平均）
【20人以下】 賃上げ額 8,801円、賃上げ率 3.34%（加重平均）
- 業種別では、その他サービス業、小売業で4%台と高く、運輸業、医療・介護・看護業は2%台にとどまる。

パート・ アルバイト等 の賃上げ

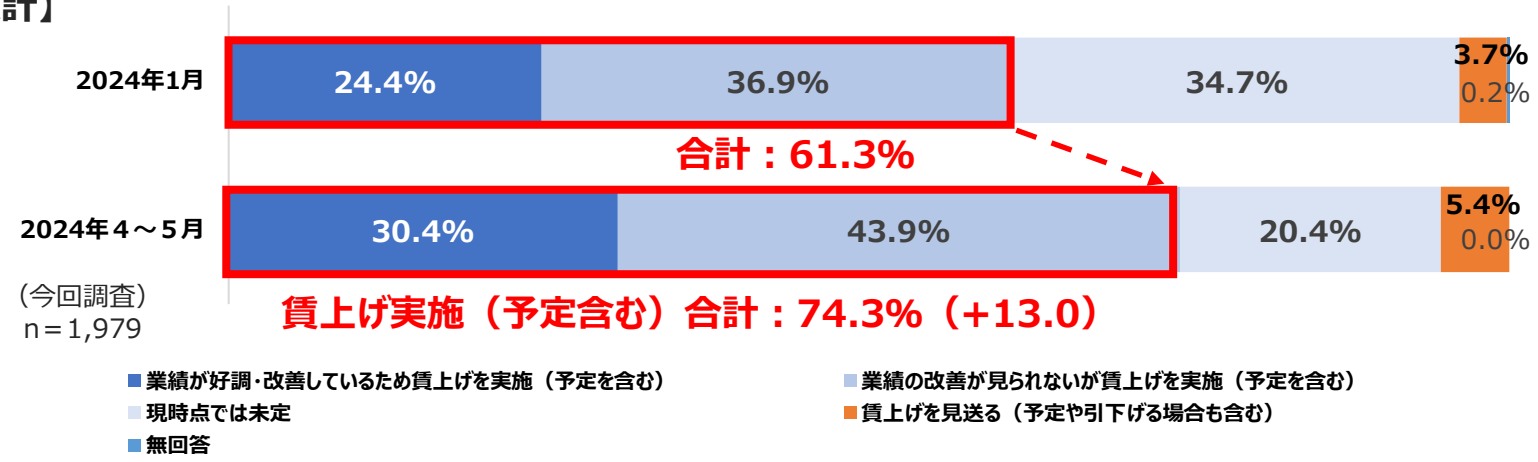
- パート・アルバイト等の賃上げは、
【全体】 賃上げ額 37.6円、賃上げ率 3.43%（加重平均）
【20人以下】 賃上げ額 43.3円、賃上げ率 3.88%（加重平均）
- 業種別では、医療・介護・看護業、運輸業で4%台後半と高い賃上げ率。

1. 2024年度の賃上げ

1. 2024年度の賃上げ 2024年度の賃上げ、防衛的賃上げ【全体集計】

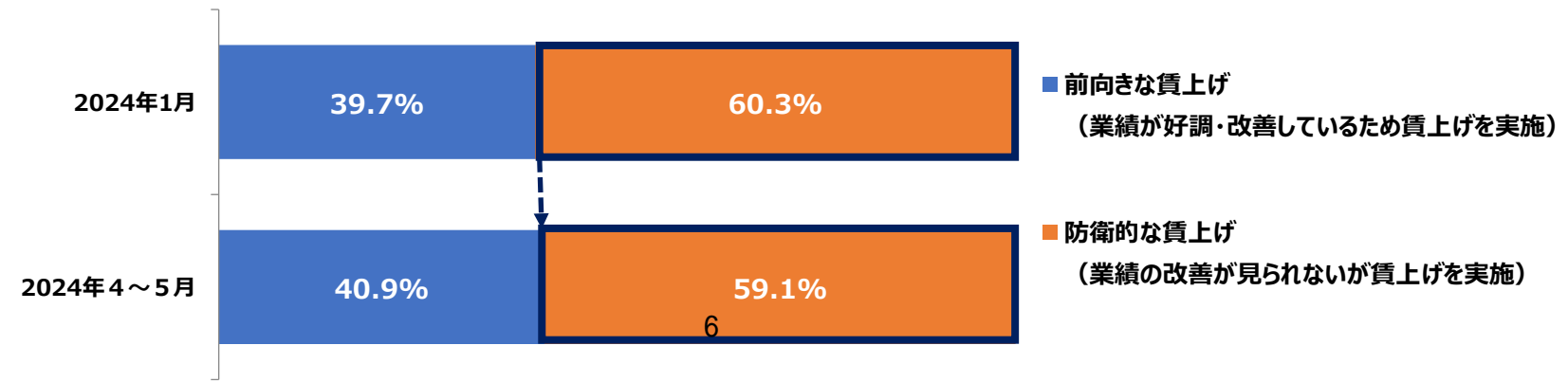
- 2024年度に「賃上げを実施（予定含む）」と回答した企業は74.3%と7割を超え、1月調査（61.3%）から13.0ポイント増。中小企業においても賃上げへの取組みが進む。
- うち「業績の改善がみられないが賃上げを実施予定」は59.1%。1月調査（60.3%）から1.2ポイント減少も、依然6割近くが「防衛的な賃上げ」。

【全体集計】



【賃上げ実施予定企業※を100とした場合の「前向きな賃上げ」と「防衛的な賃上げ」の割合】

※「業績が好調・改善しているため賃上げを実施（予定）」もしくは「業績の改善がみられないが賃上げを実施（予定）」と回答した企業

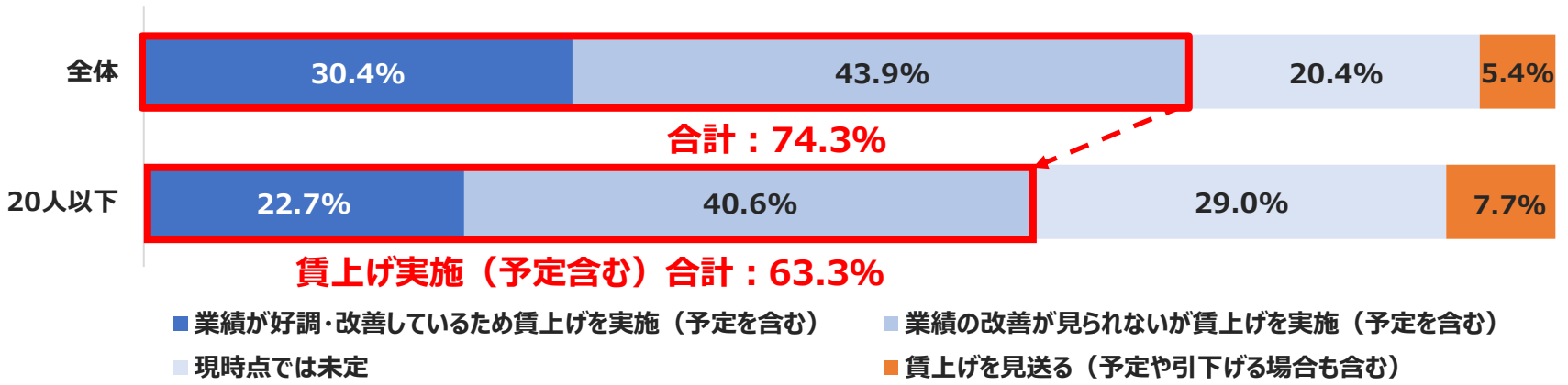


1. 2024年度の賃上げ

2024年度の賃上げ、防衛的賃上げ【従業員規模別集計（20人以下）】

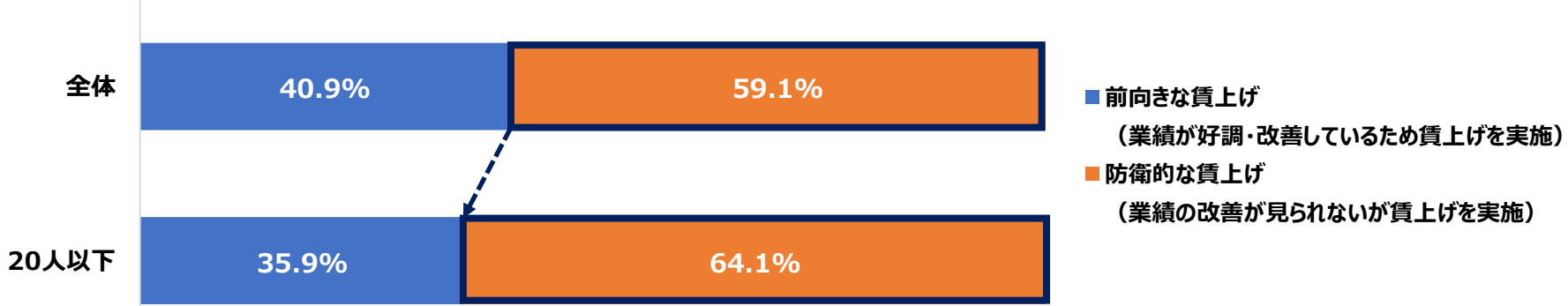
- 従業員数20人以下の企業では、「賃上げを実施（予定含む）」は63.3%と全体より11ポイント低く、「防衛的な賃上げ」の割合は64.1%と5ポイント高い。
- 中小企業の中でも、規模の小さな事業所では、賃上げの動きやや鈍く、厳しい状況が伺える。

【従業員規模別集計】 全体 n = 1,979 20人以下 n = 996



【賃上げ実施予定企業※を100とした場合の「前向きな賃上げ」と「防衛的な賃上げ」の割合】

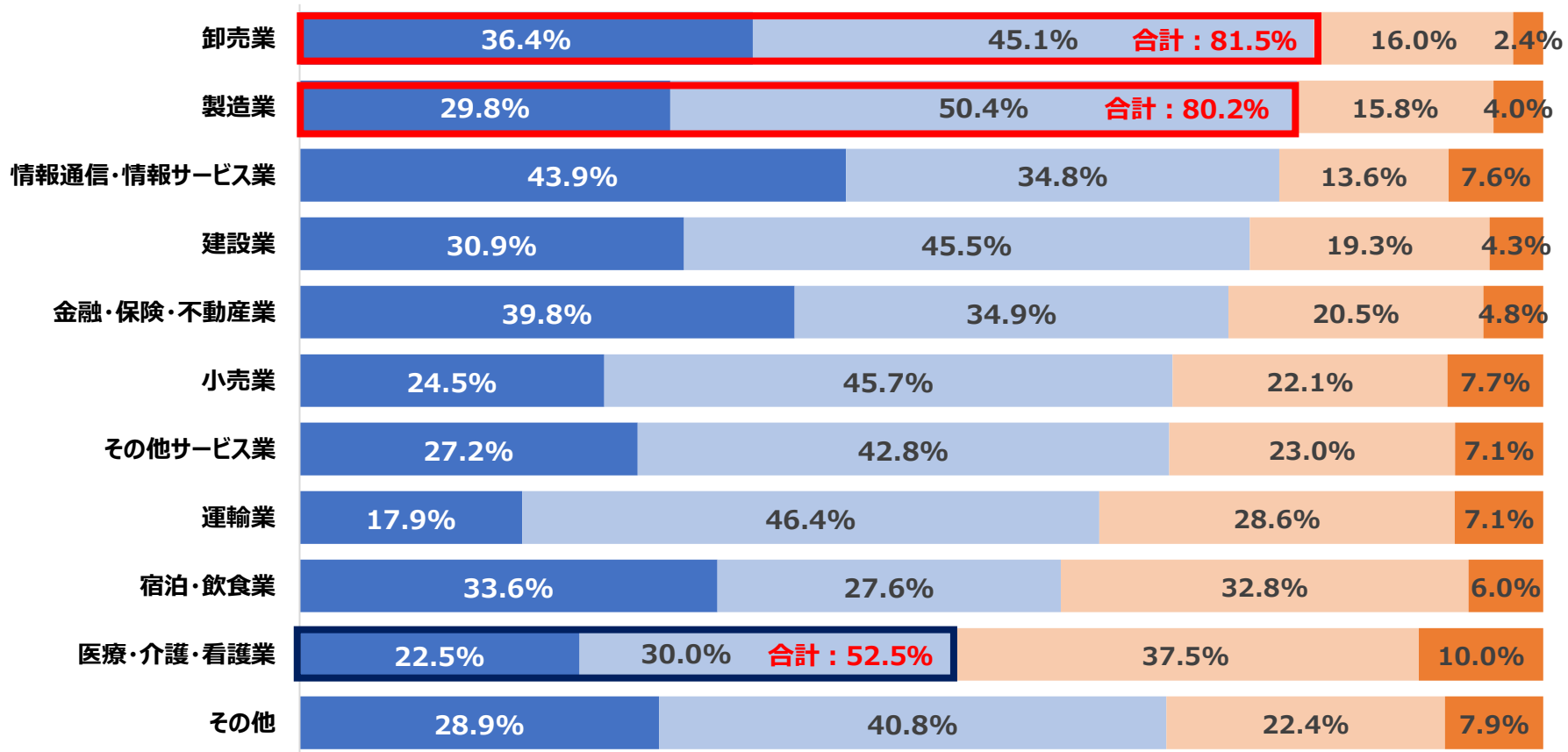
※「業績が好調・改善しているため賃上げを実施（予定）」もしくは「業績の改善がみられないが賃上げを実施（予定）」と回答した企業



1. 2024年度の賃上げ 2024年度の賃上げ【業種別集計】

- 「賃上げを実施（予定含む）」と回答した割合は、卸売業（81.5%）、製造業（80.2%）で8割を超える。
- 最も低い医療・介護・看護業で5割強（52.5%）と全業種で半数以上が賃上げ。

【業種別集計】 n=1,979

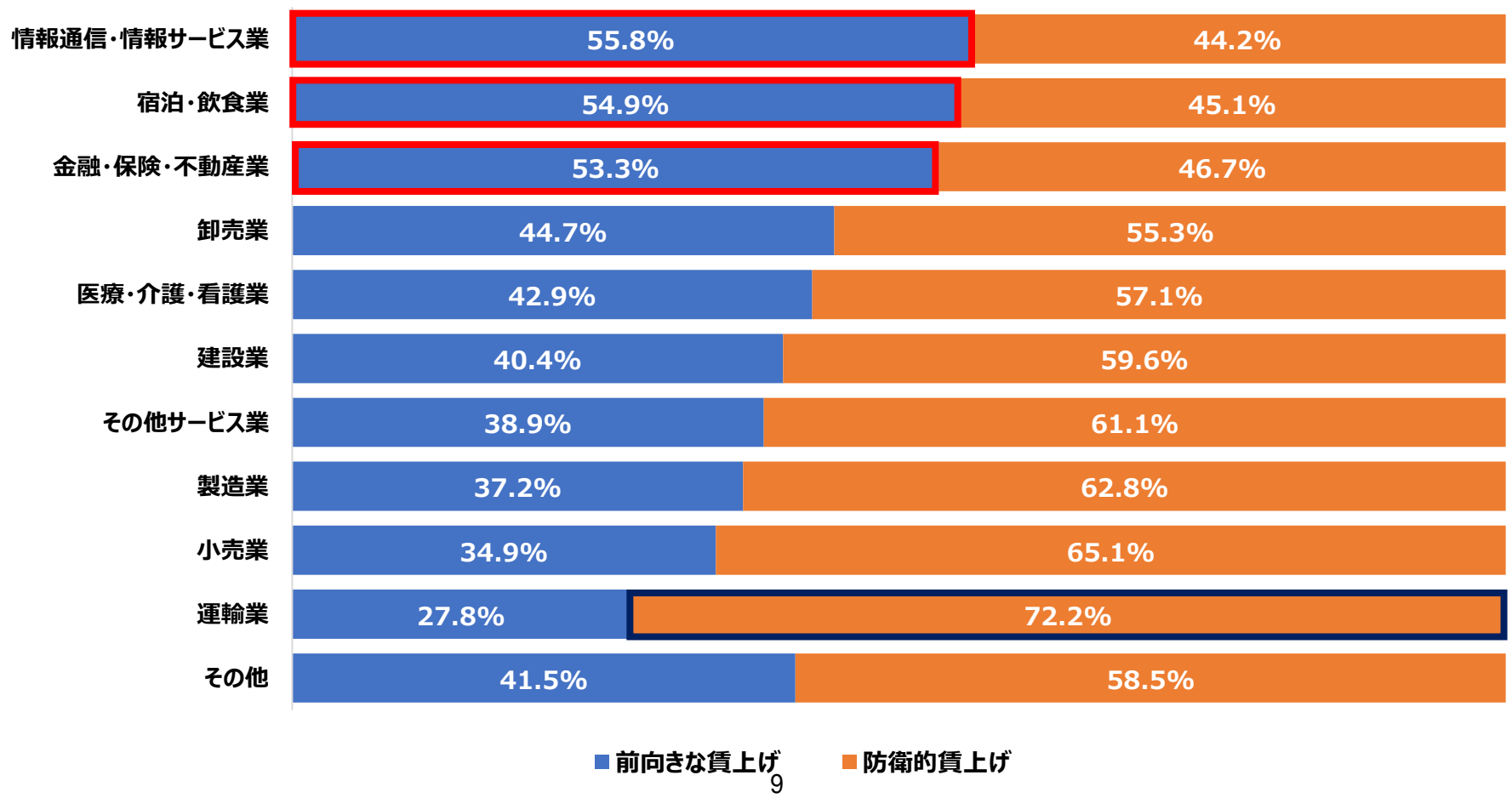


■ 業績が好調・改善しているため賃上げを実施（予定を含む） ■ 業績の改善が見られないが賃上げを実施（予定を含む）
 ■ 現時点では未定 ■ 賃上げを見送る（予定や引下げる場合も含む）

1. 2024年度の賃上げ 2024年度の賃上げ、防衛的賃上げ【業種別集計】

○ 情報通信業、宿泊・飲食業、金融・保険・不動産業では、「前向きな賃上げ」が5割超に達する一方、運輸業では「防衛的賃上げ」が7割超（72.2%）と業種による差が見られる。

【業種別集計】 n=1,979



2. 正社員の賃上げ

2. 正社員の賃上げ 賃上げ額・率（加重平均） 【全体集計、従業員規模別集計（20人以下）】

- 正社員の「賃上げ額（月給）」は加重平均で9,662円、「賃上げ率」は3.62%。
従業員数20人以下の企業では8,801円、3.34%。
- 「5%以上の賃上げ」は2割強（全体：24.7%、20人以下：23.5%）、「4%以上の賃上げ」は3割強（全体：35.8%、20人以下：32.3%）

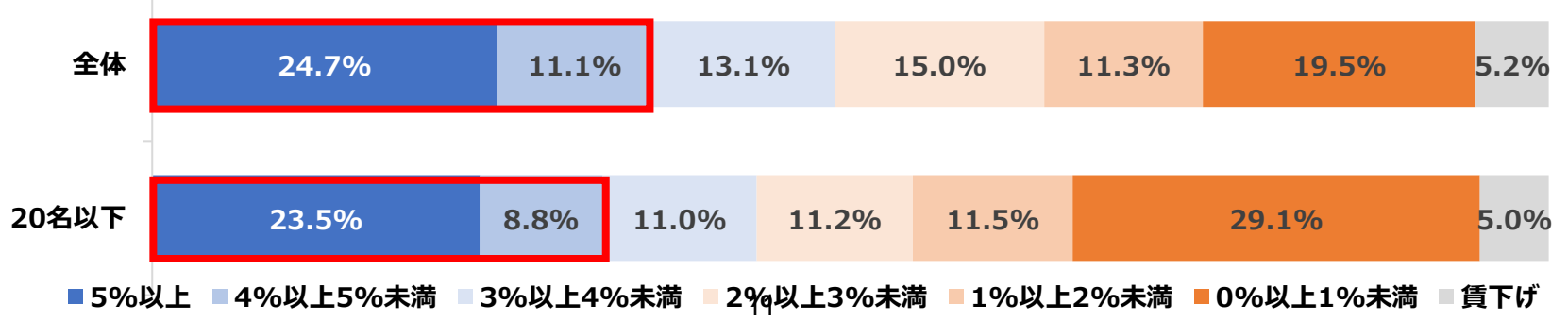
※2023年4月と2024年4月時点の毎月決まって支払う賃金（家族手当、時間外手当等は含まず）を比較し、加重平均で算出。
対象は両期間に在籍している正社員で、労働時間や雇用形態が変更となった方は除く。（1ページ参照）

【賃上げ額・率】 全体 n=1,586 20人以下 n=709

正社員（月給）	賃上げ額（加重平均）	賃上げ率（加重平均）
全体	9,662円	3.62%
20人以下	8,801円	3.34%

（参考） 連合 2024春季生活闘争第5回回答集計：300名未満の企業の賃上げ額11,889円、賃上げ率4.66%(加重平均)
厚生労働省 令和5年賃金改定状況調査結果：一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率 2.5%（常用雇用者30人未満事業所）
（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

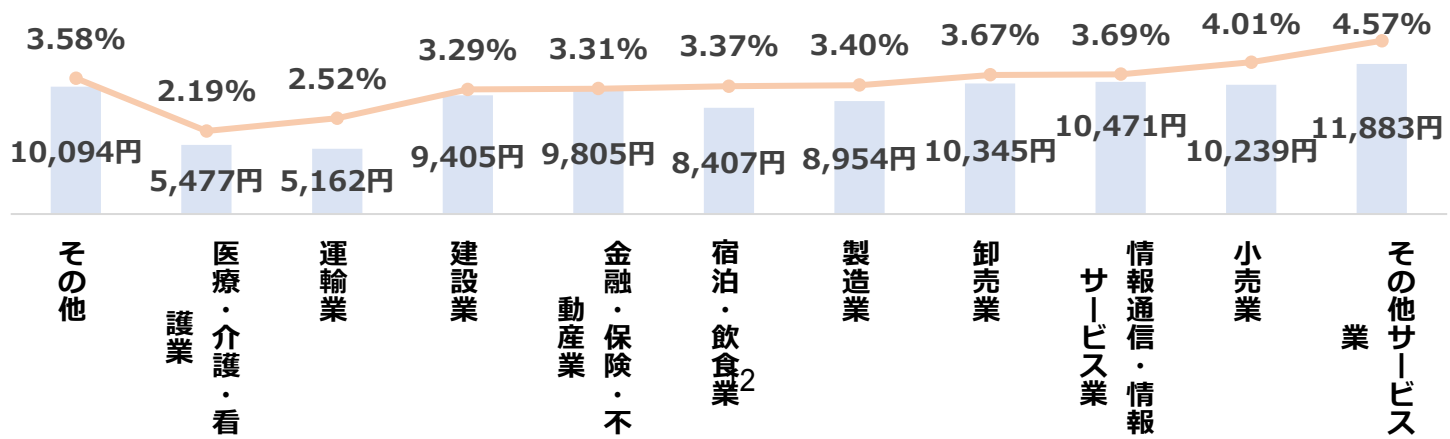
【賃上げ率（割合）】 全体 n=1,586 20人以下 n=709



2. 正社員の賃上げ 賃上げ額・率（加重平均）【業種別集計】

○ 業種別では、その他サービス業、小売業で4%台と高く、運輸業、医療・介護・看護業は2%台に止まる。

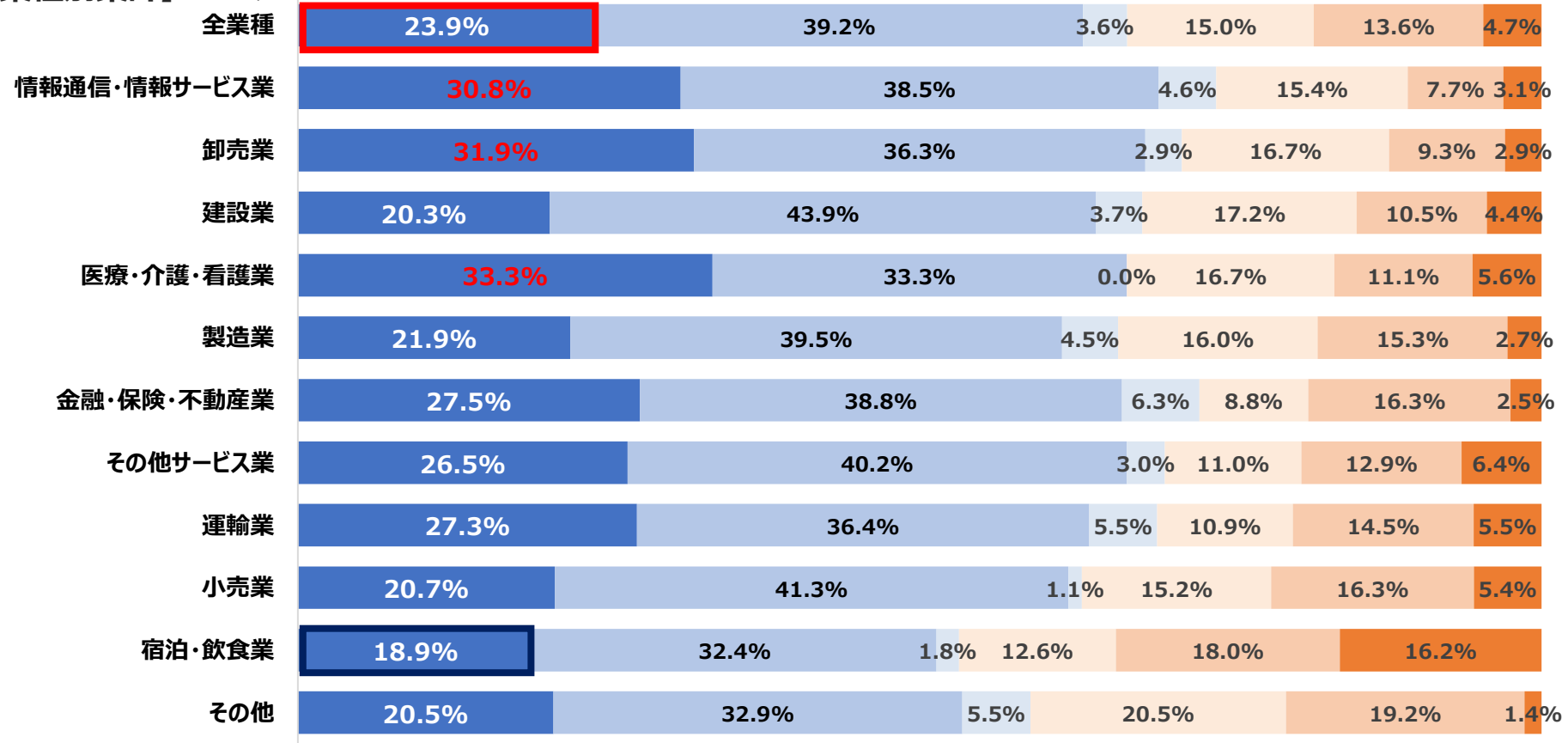
	賃上げ額（加重平均）	賃上げ率（加重平均）
全体	9,662円	3.62%
その他サービス業	11,883円	4.57%
小売業	10,239円	4.01%
情報通信・情報サービス業	10,471円	3.69%
卸売業	10,345円	3.67%
製造業	8,954円	3.40%
宿泊・飲食業	8,407円	3.37%
金融・保険・不動産業	9,805円	3.31%
建設業	9,405円	3.29%
運輸業	5,162円	2.52%
医療・介護・看護業	5,477円	2.19%
その他	10,094円	3.58%



2. 正社員の賃上げ 賞与・一時金の支給【全体集計、業種別集計】

- 賞与・一時金を「昨年度を上回る水準で支給（予定含む）」とする企業は、2割強（23.9%）。
- 業種別では、医療・看護・介護業、卸売業、情報通信・情報サービス業で3割を超える一方、宿泊・飲食業では2割にとどかない（18.9%）。

【業種別集計】 n=1,879



■ 昨年度を上回る水準で支給（予定を含む）
 ■ 昨年度並みに支給（予定を含む）
 ■ 昨年度を下回る水準で支給（予定を含む）
■ 支給するが、水準は未定（予定を含む）
 ■ 現時点では未定
 ■ 支給しない（予定を含む）

3. パート・アルバイト等 の賃上げ

3. パート・アルバイト等の賃上げ 賃上げ額・率（加重平均） 【全体集計、従業員規模別集計（20人以下）】

- パート・アルバイトの「賃上げ額（時給）」は加重平均で37.6円、「賃上げ率」は3.43%。
従業員数20人以下の企業では、43.3円、3.88%。
- 「5%以上の賃上げ」は3割近く（全体：27.5%、20人以下：29.7%）、「4%以上の賃上げ」は4割超（全体：43.6%、20人以下46.4%）と、大幅な賃上げを行う企業の割合が高い。

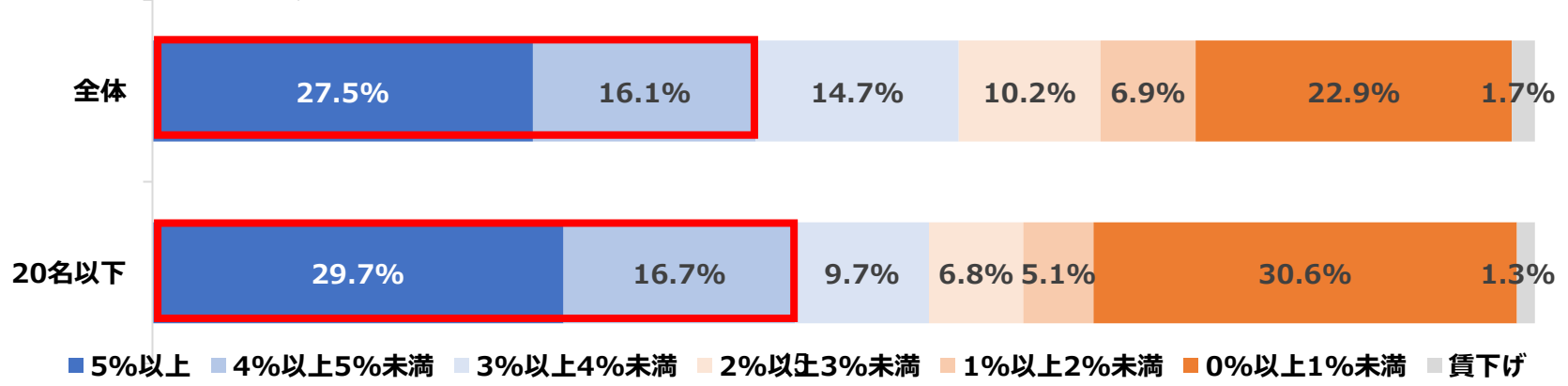
※2023年4月と2024年4月時点の時給を比較し、加重平均で算出。対象は両期間に在籍しているパート・アルバイト。（1ページ参照）

【賃上げ額・率】 全体 n=1,070 20人以下 n=450

パート・アルバイト（時給）	賃上げ額（加重平均）	賃上げ率（加重平均）
全体	37.6円	3.43%
20人以下	43.3円	3.88%

（参考） 連合 2024春季生活闘争第5回回答集計：有期・短時間・契約等労働者の賃上げ（加重平均） 時給65.72円 月給5.76%

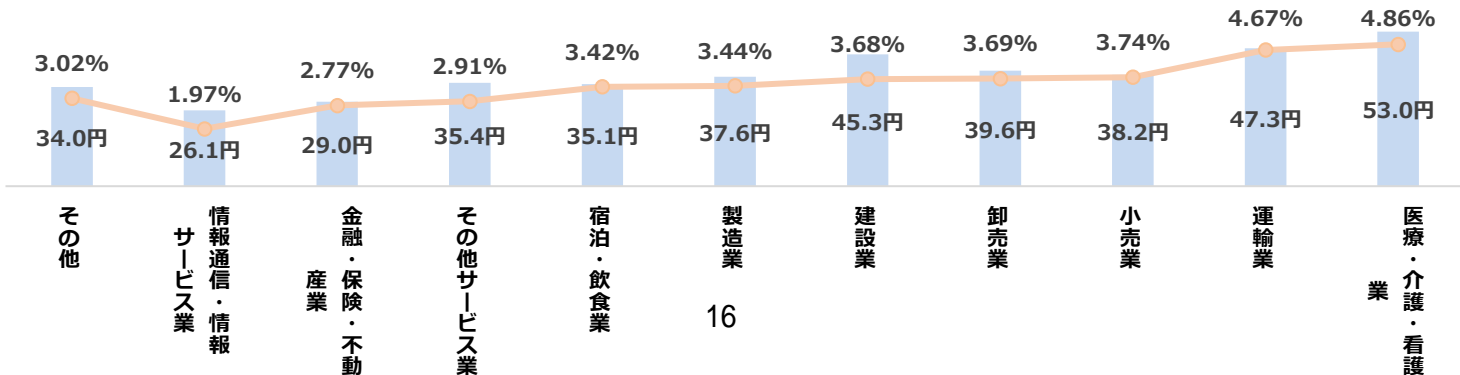
【賃上げ率（割合）】 全体 n=1,070 20人以下 n= 450



3. パート・アルバイト等の賃上げ 賃上げ額・率（加重平均） 【業種別集計】

- 業種別では、医療・介護・看護業（4.86%）、運輸業（4.67%）で4%台後半と高い賃上げ率。
- 介護報酬、標準運賃の設定もあり、正社員の賃上げが難しい中、パート・アルバイトの賃上げにより人員確保を図る様子が見えてくる。

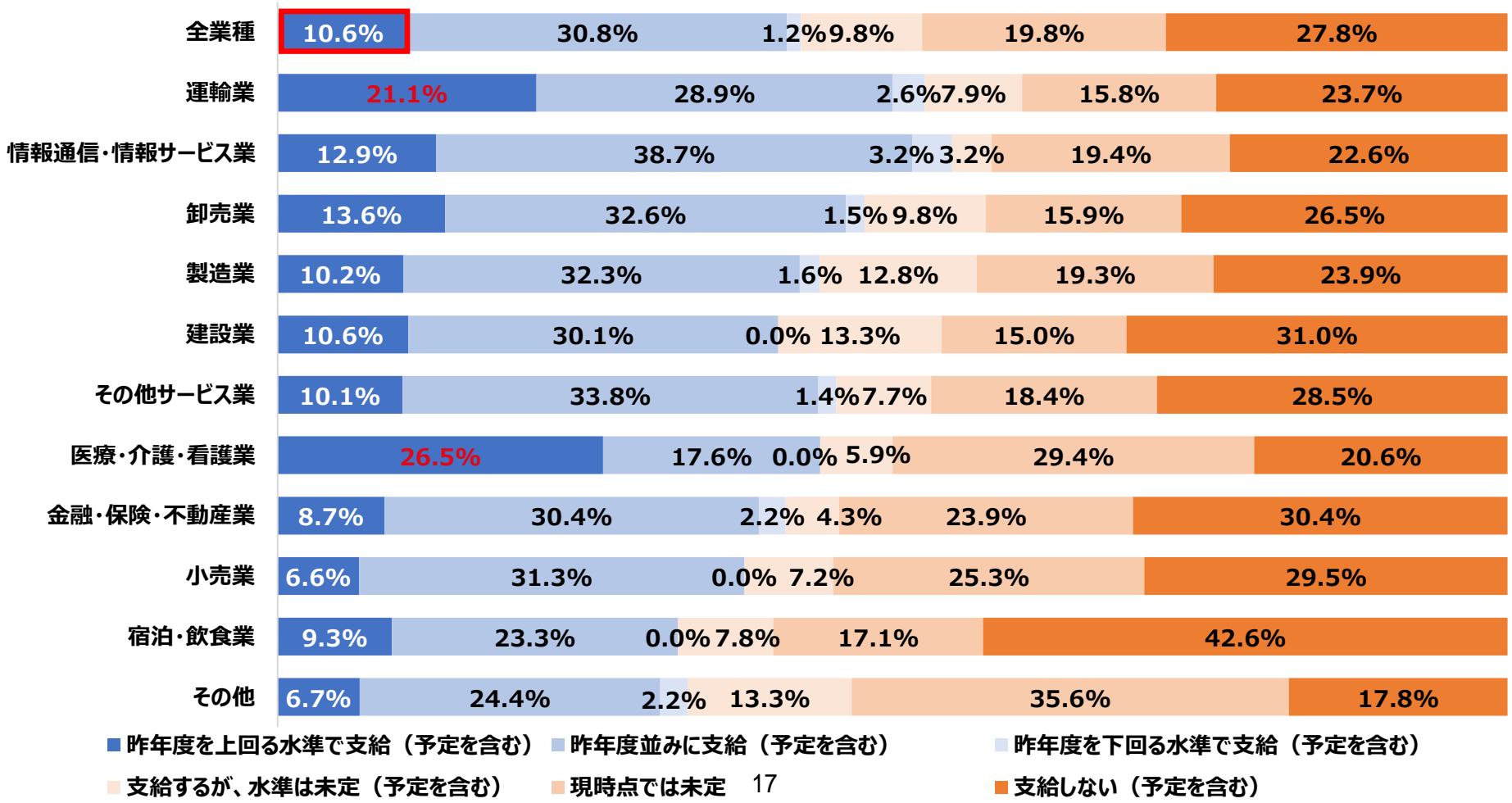
	賃上げ額（加重平均）	賃上げ率（加重平均）
全業種	37.6円	3.43%
医療・介護・看護業	53.0円	4.86%
運輸業	47.3円	4.67%
小売業	38.2円	3.74%
卸売業	39.6円	3.69%
建設業	45.3円	3.68%
製造業	37.6円	3.44%
宿泊・飲食業	35.1円	3.42%
その他サービス業	35.4円	2.91%
金融・保険・不動産業	29.0円	2.77%
情報通信・情報サービス業	26.1円	1.97%
その他	34.0円	3.02%



3. パート・アルバイト等の賃上げ 賞与・一時金の支給【全体集計、業種別集計】

- パート・アルバイトの賞与・一時金を「昨年度を上回る水準で支給（予定含む）」とする企業は、約1割（10.6%）。
- 運輸業（21.1%）、医療・介護・看護業（26.5%）では2割を超え、賃金と同じく引上げの動き顕著

【業種別集計】 n=1,372



4. 賃上げに関する中小企業の声（自由回答欄より抜粋）

賃上げと価格転嫁

- 最低賃金の上昇幅が大きく、物価高も続く中で、賃上げの圧力は高まっているが、原資が確保できなければどうにもならない。利益を削っているのが現状で、賃上げに応えられるかは価格転嫁できるかにかかっているが、不透明である。（東北・製造業）
- 大企業のベースアップ満額回答のニュースが出ても、中小企業はまだまだ厳しい。その中でもベースアップしなければいけない風潮の中で行っているが、十分な金額にはなっていない。電気代、人件費と上がる中で製品単価に反映できない状況でかなり厳しい状況。（関東、製造業）
- 電気・ガソリンの高騰、商品の値上、キャッシュレスの手数料など小売業は利益を出すことが難しくなっている。地域の小売店が継続できなくなると地域の魅力や活力が失われる。賃上げは簡単なことではない。（中部・小売業）

制度上の課題と政府への要望

- 人手不足の中、残業規制などで仕事減らさなければならない。その中で給与を上げ続けることは厳しい。（北海道・建設業）
- 社員の給与を上げるのは経営者の仕事。ただし、社員は社会保険料の増加などで増えている実感がない。（関西・宿泊・飲食業）
- 人手不足の中で賃上げに取り組んでいる。就業調整の要因となる130万円の壁について一時的な措置ではなく、抜本的な対策をして欲しい。（中国・小売業）
- 大手企業から中小企業へと賃上げの波が届き始めたと思うが、さらに、小規模事業者まで賃上げができるようになるためには、まだ時間が必要。人材不足のため、人員確保の求人に苦勞しており、今後も、小規模事業者への、様々な支援策をお願いしたい。（九州・その他サービス業）

求人賃金と求職者賃金(職業別)

佐賀労働局

2024年 6月度	求人賃金(常用)		求人賃金(パート)	
	賃金上限(月給)	賃金下限(月給)	賃金上限(時給)	賃金下限(時給)
職業計	252,954	196,233	1,132	1,028
A 管理的職業従事者	279,155	232,332	#DIV/0!	#DIV/0!
B 専門的・技術的職業従事者	285,129	214,568	1,405	1,212
07製造技術者(開発)	296,973	197,073		
08製造技術者(開発を除く)	282,237	212,131		
09建築・土木・測量技術者	364,479	245,017	1,433	1,333
10情報処理・通信技術者	387,079	189,401	1,203	1,203
11その他の技術者	269,120	181,810	950	900
12医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	505,884	348,040	2,654	2,421
13保健師, 助産師, 看護師	246,329	201,249	1,412	1,232
14医療技術者	258,603	216,903	1,641	1,239
15その他の保健医療従事者	253,400	191,620	1,117	1,025
16社会福祉専門職業従事者	230,971	197,458	1,164	1,042
22美術家, デザイナー, 写真家, 映像撮影者	398,450	183,550	1,000	900
05.06.17 ~ 21.23.24その他の専門的職業	314,153	206,318	1,493	1,237
C 事務従事者	224,030	176,376	1,089	984
25一般事務従事者	211,447	172,532	1,086	984
26会計事務従事者	240,262	182,498	1,154	1,010
27生産関連事務従事者	231,314	185,378	1,043	937
28営業・販売事務従事者	237,868	179,947	1,124	999
29外勤事務従事者	270,667	193,333		
30運輸・郵便事務従事者	231,439	192,826	1,100	1,100
31事務用機器操作員	415,517	174,217	975	900
D 販売従事者	256,787	194,157	1,017	972
32商品販売従事者	204,809	173,476	1,004	971
33販売類似職業従事者	245,000	205,000	1,075	950
34営業職業従事者	279,839	203,039	1,325	1,050
E サービス職業従事者	211,689	177,778	1,062	974
35家庭生活支援サービス職業従事者				
36介護サービス職業従事者	201,103	171,353	1,066	977
37保健医療サービス職業従事者	202,350	171,354	1,153	1,009
38生活衛生サービス職業従事者	272,569	189,253	1,171	978
39飲食物調理従事者	218,388	186,085	1,006	952
40接客・給仕職業従事者	228,692	196,538	1,053	968
41居住施設・ビル等管理人	220,000	186,250	950	950
42その他のサービス職業従事者	236,128	186,971	1,101	1,005
F 保安職業従事者	211,460	179,409	1,042	1,032
G 農林漁業従事者	238,088	208,574	1,026	920
H 生産工程従事者	237,120	182,555	1,049	959
49生産設備制御・監視従事者(金属製品)	222,975	170,000		
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	237,250	168,750		
51機械組立設備制御・監視従事者	230,000	188,000		
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	247,768	196,489	1,256	1,041
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	200,083	169,811	989	948
54機械組立従事者	226,179	169,998	1,072	982
55機械整備・修理従事者	277,800	192,950	1,450	950
56製品検査従事者(金属製品)	261,530	196,055	1,100	980
57製品検査従事者(金属製品を除く)	187,909	171,696		
58機械検査従事者	250,000	175,000		
59生産関連・生産類似作業従事者	280,179	190,353	1,200	950
I 輸送・機械運転従事者	268,475	210,809	1,018	1,004
60鉄道運転従事者				
61自動車運転従事者	265,990	210,115	1,011	1,004
62船舶・航空機運転従事者				
63その他の輸送従事者	238,516	199,176	1,107	1,040
64定置・建設機械運転従事者	290,799	218,208	900	900
J 建設・採掘従事者	281,745	202,759	1,749	1,155
65建設躯体工事従事者	297,495	192,445	2,000	1,339
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	276,660	200,618	1,720	1,062
67電気工事従事者	302,433	210,129		
68土木作業従事者	273,509	204,177	1,333	1,066
69採掘従事者				
K 運搬・清掃・包装等従事者	206,405	178,027	970	947
70運搬従事者	219,068	186,494	997	945
71清掃従事者	189,016	165,486	954	945
72包装従事者	185,124	158,457	954	914
73その他の運搬・清掃・包装等従事者	190,696	169,622	982	956
分類不能の職業				
(IT関連計)	326,279	190,078	1,100	1,053
(IT技術関連小計)	346,343	197,261	1,203	1,203
(IT操作関連小計)	427,000	179,833	975	900
(IT製造関連小計)	225,775	175,467	1,072	982
(福祉関連計)	230,382	193,782	1,216	1,075
(介護関連小計)	215,206	183,056	1,093	990
(その他小計)	249,182	207,067	1,461	1,243

(注)平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分

令和 6 年度佐賀地方最低賃金審議会開催日程

令和6年度の審議会の開催日程（予定）

名称	日付	時間	備考
第1回本審（改正諮問）	7月11日（木）	午前10時00分	大1
第2回本審（目安伝達）	7月31日（水）	午後1時30分	大1
第1回専門部会	8月1日（木）	午後1時30分	大1
第2回専門部会	8月5日（月）	午後1時30分	大1
第3回専門部会	8月7日（水）	午前10時00分	大1
第3回本審（答申）	8月7日（水）	午後2時00分	大1
専門部会予備	8月9日（金）	午前10時00分	大1
第3回本審（答申）	8月9日（金）	午後2時00分	大1
専門部会予備	8月20日（火）	午前10時00分	大1
第3回本審（答申）	8月20日（火）	午後2時00分	大1
異議審	8月23日（金）	午前10時00分	大2
異議審	8月27日（火）	午前10時00分	大2
異議審	9月5日（木）	午前10時00分	大1

備考欄の「大1」は合同庁舎共用大会議室1、「大2」は合同庁舎共用大会議

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)